

# 東京都地域防災計画

## 震災編

(平成26年修正)

[第4部]

素案

東京都防災会議

# 目 次

第4部	南海トラフ地震等防災対策	1
第1章	対策の方針	3
第1節	対策の目的	3
第2節	南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方	3
第2章	南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標	5
第1節	南海トラフ巨大地震等による被害想定	5
第2節	被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）	12
第3章	都、島しょ町村及び防災機関の役割等	14
第1節	都、島しょ町村及び防災機関の役割	14
第2節	島しょ住民と地域の防災力向上	14
第4章	南海トラフ地震等防災対策	16
第1節	災害予防対策	16
第2節	災害応急対策	36
第5章	東海地震事前対策	76
第1節	事前対策の目的等	76
第2節	都、区市町村及び防災機関の役割	79
第3節	都民・事業所等のとるべき措置	79
第4節	災害予防対策	85
第5節	東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から 警戒宣言が発せられるまでの対応	103
第6節	警戒宣言時の応急活動体制	125

# 第4部

## 南海トラフ地震等防災対策



# 第1章 対策の方針

## 第1節 対策の目的

---

第4部では、南海トラフ巨大地震など南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定める。

### 1 南海トラフ地震等防災対策（第1～4章）

平成25年5月公表の「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めるものである。

南海トラフ巨大地震等が発生し、これに伴う津波による被害が発生した場合にとるべき応急災害対策活動体制を定めるとともに、避難計画の策定や物資の備蓄等の予防対策など、外海孤立離島という伊豆諸島・小笠原諸島の島しょの特質を考慮した対策計画を定め、都、島しょ町村、各防災機関等が一体となって災害対策の推進を図ることを目的に策定する。

- (1) 南海トラフ巨大地震等の発生に伴う津波被害の発生を防止し又は軽減するため、島しょを対象とした都、島しょ町村、防災機関等のとるべき予防・応急対策の基本的事項を定める。
- (2) この対策中、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「特別措置法」という。）第3条で指定された南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に関する部分は同法第5条の規定に基づく推進計画とする。
- (3) 島しょ町村及び各防災機関等は、ここでの対策に基づき、それぞれ必要な具体的計画等を定め、防災対策を実施するものとする。

### 2 東海地震事前対策（第5章）

第5章においては、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、第5章第1節「事前対策の目的等」で定める。

## 第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方

---

- 1 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、島しょ部に最大30mを超える大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、島しょ部の全町村が推進地域に指定された（平成26年3月31日内閣府告示第21号）。これらの地域における迅速かつ確かな避難など防災対策を推進していく。
- 2 第4部第1章から第4章では、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」で明らかになった島しょ部における人的被害などを踏まえ、島しょ部における津波対策を中心に記載するが、第4部に記載のない事項については、第1部から第3

## 第1章 対策の方針

### 第2節 南海トラフ地震等防災対策の基本的な考え方

部にに基づき実施する。

- 3 南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、区部、多摩地域における対策は、第1部から第3部に記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

なお、元禄型関東地震については、第1部から第3部の対策を基本とするが、一部島しょ（三宅島、御蔵島）の最大津波高については南海トラフ巨大地震を上回ることから、それらの津波対策については第4部第1章から第4章の対策を講じるものとする。

## 第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定 及び減災目標

### 第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

平成23年度から、内閣府は、発生確率が高いと懸念される東海地震、東南海地震、南海地震を包含する南海トラフを震源域とした新たな被害想定を実施した。平成24年8月に公表されたこの被害想定結果は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討」（平成23年9月28日中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」報告）したものとされている。

このように設定された内閣府の南海トラフ地震・津波断層モデルは、発生頻度は極めて低いものの、M9クラスの巨大地震の中でも最大級のものであり、都においては津波の影響が大きい島しょ部に甚大な被害を示していた。そのため、都においても改めてこの結果を検証し、より詳細な被害像を示した上で、震災対策の充実に努めることとし、東京都防災会議地震部会で調査検討を実施した。

#### 1 前提条件

##### (1) 南海トラフ巨大地震の震源・波源モデル

内閣府が公表した震源モデル4種類のうち、都において最大震度分布を示した「東側ケース」と、地域によっては「東側ケース」単独で計算した場合よりも大きな震度分布を示す箇所があった「東側ケース+経験的手法」の2つのパターンについて地震動予測を実施した。

また、波源モデルについては、内閣府が公表した波源モデル11ケースのうち、都に大きな影響を与えるケース①、②、⑤、⑥及び⑧の5つのケースについて想定を行った。

##### (2) 元禄型関東地震の震源・波源モデル

平成24年4月に東京都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」の中で、海溝型地震として検討した元禄型関東地震の震源・波源モデルを用いて、島しょ部の地震動予測や津波浸水シミュレーションを実施した。

津波断層モデルとしては、関東直下に沈み込むフィリピン海プレートの上面深度が浅くなったことを加味し、1703年の元禄型関東地震における地殻変動量から推定された、行谷ほか(2011)の一樣滑りモデルに房総沖の小断層11を加えたモデルを用いている。

## 第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標

### 第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

#### (3) 想定するシーン

島しょ部の常住人口を対象に定量的な被害想定を行うこととし、島しょ部の常住人口の季節変動は少ないと考えられることから、火災の起こりやすい冬における昼間と深夜の2つのシーン設定とする。

なお、観光客の実際の滞在地点等について、昼夜を区別して具体的に推定することは困難であることから、観光客数を含む人的被害の推計は行っていない。

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・昼間	他と比べて火気の使用が多い季節・時間帯であり、出火件数が最も多くなる。
②冬・深夜	多くの人が自宅等で就寝中に被災するため、津波からの避難が遅れて被害が大きくなる可能性がある。

## 2 被害想定結果の概要

### (1) 南海トラフ巨大地震全体の傾向

#### ア 島しょ部

- ・ ほとんどの地域が震度5強以下
- ・ 最大津波高はT.P. +30.16m、到達時間は15分程度（新島）
- ・ 建物の全壊棟数は約1,300棟、うち津波による全壊棟数は約1,200棟
- ・ 深夜の人的被害は、最大で約1,800人（早期避難率が低い場合）

#### イ 区部・多摩地域

- ・ 区部・多摩地域の震度は、ごく一部の地域で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で5強以下となる。
- ・ 東京湾岸の区部における津波高及び浸水域は、水門閉鎖の場合で最大津波高 T.P. +2.48m（浸水なし）となる。また、水門開放の場合、堤防や護岸が低い場所からの浸水が見られるが、元禄型関東地震の場合を下回る。
- ・ 以上のように、区部・多摩地域のほとんどの地域で震度5強以下、津波浸水域もごく一部であることから、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的（首都直下地震等の被害想定を大きく下回る）と想定される。

### (2) 南海トラフ巨大地震の被害想定（島しょ部）

#### ア 震度分布

島しょ部の一部で震度6弱が想定されるが、ほとんどの地域（島しょ部面積の99%）で震度5強以下と想定される。

#### イ 最大津波高及び最大津波高到達時間

島ごとの想定結果は以下のとおりである。



## 第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標

### 第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

ここでは最大津波高到達時間（各ケースのうち最短のもの）を示しているが、実際には最大津波高が到達するよりも早く津波が到達するおそれがあることに十分注意が必要である。

#### (ア) 伊豆大島（大島町）

表：ケース別地点別最大津波高及び最大津波高到達時間（最短ケース）。以下（イ）～（サ）も同様  
注：最大津波高は地殻変動量（沈降量）込みの値である。以下（イ）～（サ）も同様

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)元町港・元町漁港	10.43	3.95	3.36	10.43	9.71	28.2(ケース①、⑥)
(2)岡田港・岡田漁港	8.28	3.67	3.30	8.23	8.59	29.1(ケース①、⑥)
(3)泉津漁港	3.72	2.12	1.96	3.68	3.72	33.3(ケース①、⑥)
(4)波浮港	6.61	3.35	3.68	6.62	7.21	23.4(ケース①、⑥)
(5)差木地漁港	8.40	3.42	2.65	8.39	9.03	21.5(ケース①、⑥)
(6)野増漁港	13.96	3.65	3.09	13.94	13.42	27.8(ケース①、⑥)

#### (イ) 利島（利島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)利島港	12.07	3.07	2.89	12.05	12.55	16.8(ケース①、⑥)

#### (ウ) 新島（新島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)新島港	22.54	5.52	4.02	22.56	22.71	16.5(ケース①、⑥)
(2)若郷漁港	23.08	5.29	3.99	23.09	24.04	18.0(ケース①、⑥)
(3)羽伏漁港	8.73	4.74	3.81	9.37	9.85	43.9(ケース⑥)

#### (エ) 式根島（新島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)式根島港	10.05	3.91	3.40	10.06	9.57	15.2(ケース①、⑥)
(2)野伏漁港	22.16	4.76	4.71	22.17	22.12	14.5(ケース⑥)
(3)小浜漁港	22.44	4.44	4.06	22.44	22.45	15.4(ケース①、⑥)

#### (オ) 神津島（神津島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)神津島港	24.46	9.03	4.45	24.46	24.33	13.9(ケース①、⑥)
(2)三浦漁港(多幸湾)	13.11	4.97	4.32	13.10	13.69	17.6(ケース①、⑥、⑧)
(3)三浦湾	23.65	5.49	4.37	23.67	23.68	16.9(ケース①、⑥)

## 第2章 南海トラフ巨大地震等による被害想定及び減災目標

### 第1節 南海トラフ巨大地震等による被害想定

#### (カ) 三宅島（三宅村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)三池港	9.79	5.99	6.61	10.21	10.79	36.5(ケース①、⑥)
(2)坪田漁港	8.58	5.59	4.58	8.24	9.89	23.6(ケース⑥)
(3)阿古漁港	10.85	4.29	3.68	10.83	10.05	23.0(ケース①、⑥)
(4)伊ヶ谷漁港	16.11	7.69	5.35	16.10	16.98	24.6(ケース①、⑥)
(5)大久保港・大久保漁港	12.55	5.00	3.69	12.55	12.94	26.7(ケース①、⑥)
(6)湯の浜漁港	12.16	5.04	3.81	12.17	11.29	27.0(ケース①、⑥)

#### (キ) 御蔵島（御蔵島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)御蔵島港	5.80	4.01	2.87	5.64	5.45	29.4(ケース①)

#### (ク) 八丈島（八丈町）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)神湊漁港	10.90	6.34	4.81	9.16	7.70	36.1(ケース②)
(2)神湊港	10.08	6.31	5.16	9.70	9.69	38.5(ケース②)
(3)洞輪沢漁港	9.56	8.74	6.74	9.28	8.89	33.2(ケース①、⑥)
(4)中之郷漁港	10.88	6.33	5.65	10.67	7.20	28.6(ケース①、⑥)
(5)八重根港・八重根漁港	16.13	8.44	4.87	18.07	12.04	27.7(ケース①)
(6)ナズマド漁港	5.09	4.35	2.47	5.31	4.41	23.5(ケース①)
(7)出鼻漁港	5.11	4.69	2.82	5.34	4.25	24.3(ケース⑧)

#### (ケ) 青ヶ島（青ヶ島村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)青ヶ島港	7.88	5.64	5.05	7.39	5.95	34.6(ケース⑥)
(2)大千代港	8.74	5.77	4.35	8.12	4.63	34.6(ケース①)

#### (コ) 父島（小笠原村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)二見港・二見漁港	6.00	7.47	9.76	9.12	5.25	112.3(ケース⑤)

#### (サ) 母島（小笠原村）

港名称	南海トラフ巨大地震の最大津波高（単位:m）					最大津波高到達時間 （最短ケース）（単位:分）
	ケース①	ケース②	ケース⑤	ケース⑥	ケース⑧	
(1)沖港	6.78	5.70	10.35	6.35	5.74	99.4(ケース⑧)
(2)母島漁港(東港)	8.83	9.23	9.40	11.20	6.89	110.8(ケース⑤)
(3)母島漁港(北港)	8.72	6.46	8.76	8.60	7.17	107.5(ケース⑤)

ウ 建物被害及び人的被害

津波による被害が甚大となり、島しょ部全体としては南海トラフ巨大地震（東側ケース＋経験的手法）津波ケース⑥が建物被害、人的被害ともに最大となる。

下表は、いずれもほとんどが津波による被害であるが、急傾斜地崩壊等による被害も含まれている。

		冬・昼間	冬・深夜
建物被害	建物全壊棟数		
	ケース別		
	南海トラフ①	1,175 棟	
	南海トラフ②	263 棟	
	南海トラフ⑤	372 棟	
	南海トラフ⑥	1,282 棟	
南海トラフ⑧	1,157 棟		
人的被害	死者数		
	ケース別		
	南海トラフ①	1,302 人	1,714 人
	南海トラフ②	78 人	96 人
	南海トラフ⑤	109 人	172 人
	南海トラフ⑥	1,332 人	1,774 人
南海トラフ⑧	1,192 人	1,749 人	

\*津波による人的被害は、最大被害となる「早期避難者比率が低い場合」

\*死者数には、行方不明者数を含む。

(3) 元禄型関東地震の被害想定（島しょ部）

ア 震度分布

島しょ部における元禄型関東地震による地表震度分布について、「首都直下地震等による東京の被害想定」と同様の手法で計算した。

伊豆大島以南新島北部までは、ごく一部震度6強の地域があるが、おおむね震度6弱以下となっている。新島南部以南から鳥島までは、一部震度6弱の場所があるが、おおむね震度5弱以下になっている。

小笠原諸島については、深部地盤モデルが整備されていないため、元禄型関東地震で波形計算を行っていない。距離減衰式（司・翠川(1999)）により工学的基盤における計測震度を求めたところ0であったため、地表計測震度も0と考えられる。

## イ 最大津波高及び最大津波高到達時間

「首都直下地震等による東京の被害想定」の中で海溝型地震として検討した元禄型関東地震の波源モデルを用いて、島しょ部の津波浸水シミュレーションを実施した。

地域によっては、南海トラフ巨大地震よりも元禄型関東地震の最大津波高が大きい場合もある。

表 元禄型関東地震における津波高(まとめ)

島名	最大津波高 (m)	最大津波高(左欄) の到達時間(分)
大島	8.69	11.1
利島	4.94	19.6
新島	9.66	41.0
式根島	7.06	43.9
神津島	10.98	37.4
三宅島	18.20	16.7
御蔵島	22.60	17.6
八丈島	10.75	44.0
青ヶ島	5.77	56.3
父島	3.96	199.3
母島	2.76	199.4

注) 到達時間は、地震発生からの経過時間を示す。

最大津波高の値は地殻変動量を考慮した場合の値を示す。

## ウ 建物被害及び人的被害

大島において揺れによる建物被害が発生する一方、三宅島等では津波による被害が発生する。早期避難者比率が低い場合、深夜における津波による死者数は、155人と想定されるが、入念な備えなどによる避難の迅速化によって、0人まで低減できる可能性がある。

	冬・昼間	冬・深夜
建物全壊被害	294 棟	
揺れ	19 棟	
急傾斜地崩壊等	152 棟	
津波	123 棟	
死者数計	90 人	165 人
急傾斜地崩壊等	9 人	10 人
津波	81 人	155 人

#### (4) 島しょ部における共通的被害様相

##### ア ライフライン施設被害

- ・ 発電所又は送配電線の被災により、一定期間電力供給が停止する可能性
- ・ 発電所が健全であっても島外からの燃料供給が途絶え、一定期間停電する可能性
- ・ 港湾施設又は燃料受入設備の被災により本州からのガス・燃料の搬入が途絶する可能性
- ・ 海底通信ケーブルの被災により通信が途絶する可能性や、島内通信ケーブルの断絶により、島内の通信及び通話が困難となる可能性
- ・ ごみ処理施設又はし尿処理施設の被災により、処理が困難な状態が継続する可能性

##### イ 交通施設、主要施設の被害

- ・ 津波又は停電により港湾施設若しくは空港が平常どおり利用できず、中長期にわたり本州との往復交通手段が制限される可能性
- ・ 津波又はがけ崩れにより、島内の道路で通行できなくなる区間が発生する可能性
- ・ 被災又は燃料不足により車、バス等が利用できず、中長期にわたり生活に支障をきたす可能性
- ・ 港湾施設の被災、航路障害物等により、海運による生活物資の搬入が途絶する可能性
- ・ 多数の負傷者の発生により、島内診療所の受入能力を超える可能性に加えて、診療所が被災した場合に更に深刻化する可能性
- ・ 空港の被災（停電を含む。）により、重傷者等の本土への搬送が平常時よりも遅れる可能性

## 第2節 被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

### 目標

津波による人的被害をゼロとする。

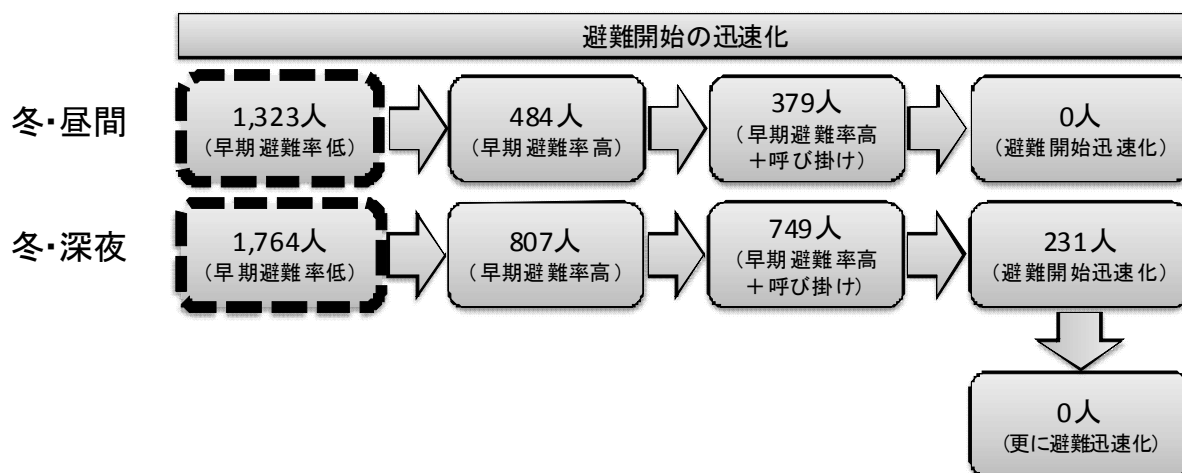
- 南海トラフ巨大地震等においては、津波高が高く、津波浸水域における人的被害、建物被害が想定される。

島しょ部全体で、人的被害、建物被害が最大となるケースは、津波ケース⑥である。次の図は、複数の条件で計算した場合に、人的被害がどのように変化するかを示すものである。

災害において人命を守ることは最優先かつ重要な課題であり、津波による人的被害を削減するためには、迅速な避難につながる備えが重要である。

そこで、津波による人的被害ゼロを目標に、都は、目標達成に向けて、国、関係機関、島しょ町村、住民及び事業者と協力して、対策を推進していく。

### 南海トラフ巨大地震(津波ケース⑥)



歩行速度 : 昼 2.65km/時、深夜 昼の8割 (2.12km/時)

早期避難率低: 地震発生後、早期に避難開始(地震発生後、昼5分、深夜10分で避難開始)する人の割合が2割

早期避難率高: 地震発生後、早期に避難開始する人の割合が7割

早期避難率高+呼び掛け: 地震発生後、早期に避難開始する人の割合が7割、的確な津波情報・避難情報の伝達や呼び掛け

避難開始迅速化: 地震発生後全員が早期に避難開始する場合

更に避難迅速化: 深夜発災ケースであるが、全員が昼と同様に地震発生後5分で避難開始し、時速2.65kmで避難する場合

＜目標達成のための主な対策＞

- ・ 津波浸水ハザードマップの作成
- ・ 町村、地域及び事業者の津波避難計画策定
- ・ 避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有
- ・ 津波避難訓練の実施
- ・ 避難路（夜間照明等を含む。）の整備
- ・ 津波避難施設の整備

## 第3章 都、島しょ町村及び防災機関の役割等

### 第1節 都、島しょ町村及び防災機関の役割

---

都、島しょ町村及び防災機関の役割は、第2部第1章第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」に定めるところによるが、南海トラフ地震等防災対策に係る役割については、本節以下の各事項において定める。

### 第2節 島しょ住民と地域の防災力向上

---

自助又は共助による地域の防災力向上については、第2部第2章「都民と地域の防災力向上」に定めるところによるが、本節では、島しょにおける南海トラフ地震等の対策として必要な取組について定める。

#### 1 自助による都民の防災力向上

都民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自ら守る」ために必要な防災対策を推進する。

短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、迅速な避難行動の確保のために住民は以下の取組に努める。

- ・ 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。
- ・ 医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- ・ 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法などをあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。
- ・ 都・町村、防災市民組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識及び行動力を高める。
- ・ 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。
- ・ 避難行動要支援者がいる家庭では、町村の定める要件に従い、差し支えない限り、町村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

また、遠隔離島である島しょにおいて、物資等の供給が途絶することが想定される。各自、まずは地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。

#### 2 地域による共助の推進

消防団又は防災市民組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組を進めていく。



特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時における地域の支援体制を整備する。

- ・ 避難行動要支援者名簿等による、地域の要配慮者の把握
- ・ 避難の際、要配慮者を支援する連絡体制の強化
- ・ 行政、地域内の企業、事業所との連携又は協力体制の強化

### 3 事業所による自助・共助の強化

事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、可能な限り1週間程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。

また、地域における共助の取組に協力するよう、行政、防災市民組織等との連携や協力体制を強化する。

さらに、不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの津波避難計画を策定するなど、観光客等を安全に避難させる支援を行う。

また、特別措置法第7条に基づき、南海トラフ地震防災対策計画の作成を義務付けられている事業者は同計画の策定を行う（詳細は、第4章第1節「5 事業所に対する指導等」P31参照）。

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第1節 災害予防対策

---

本節では、特別措置法第3条で指定された推進地域に係る整備事業の推進及び島しょ町村における津波被害等を軽減するための災害予防対策について定める。

#### 1 緊急整備事業

南海トラフ巨大地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することにより都民の生命及び財産を守るため、都及び推進地域の島しょ町村は、あらかじめ避難場所、避難経路、海岸保全施設等各種防災関係施設の整備を推進する必要がある。

#### (1) 南海トラフ地震防災対策推進計画に定める緊急整備事業

都及び推進地域の島しょ町村は、特別措置法第5条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成15年政令第324号。以下「特別措置法施行令」という。）第1条の規定に基づき、下記の地震防災上緊急に整備すべき施設等について、南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）に定めるよう努めるとともに、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

#### ア 地震防災上緊急に整備すべき施設等

次に掲げる施設等で当該施設等に関する主務大臣が定める基準に適合するもの。

##### (ア) 避難場所

最大クラスの津波に対し、人命を守ることを目的として、高台等の安全な地域に避難場所の整備を図ること。

##### (イ) 避難経路

避難時間の短縮、避難経路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、避難経路の整備を図ること。

##### (ウ) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設等

消防団による避難誘導のための拠点施設や緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設その他消防用施設の整備を図ること。

##### (エ) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

消防用資機材の運搬に支障があるなど、消防活動が困難な区域を解消する道路の整備を図ること。

**(オ) 延焼防止上必要な道路若しくは公園等**

木造住宅が密集するなど、火災延焼の危険がある区域において、延焼防止に必要な道路、公園その他の公共空地等の整備を図ること。

**(カ) 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート、港湾施設等**

人員・緊急物資・復旧用資機(器)材等の輸送機能を確保するために必要となる施設の整備を図ること。

**(キ) 共同溝、電線共同溝等**

電柱の倒壊による道路閉塞などに有効な対策となる電線共同溝等の整備を図ること。

**(ク) 海岸保全施設等**

津波による被害の発生を防止又は軽減することにより、円滑な避難を確保するため、海岸保全施設や津波防護施設の整備を図ること。

**(ケ) 砂防設備、地すべり防止施設又は急傾斜地崩壊防止施設等**

避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要となる砂防施設、地すべり防止施設等の整備を図ること。

**(コ) 公的医療機関、社会福祉施設、その他改築、補強を要するもの**

発災時に重要な役割を果たす公的医療機関、要配慮者に係る社会福祉施設及び公立小中学校等において、改築、補強など必要な整備を図ること。

**(サ) 農業用排水施設**

農業用排水施設であるため池で、避難経路、緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上改修等を要するものについて、整備を図ること。

**(シ) 災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設**

防災拠点としての機能を有する庁舎など、発災時に応急対策の拠点となる地域防災拠点施設の整備を図ること。

**(ス) 防災行政無線設備等**

発災時において、迅速かつ的確な被害状況の把握や住民への災害情報の伝達を行うために必要となる、防災行政無線設備等の整備を図ること。

**(セ) 被災者の生活に不可欠なものを確保するための施設又は設備**

被災者の生活に必要な飲料水、食料等を確保するため、貯水槽、備蓄倉庫、その他施設又は設備の整備を図ること。

**(ソ) 救助用資機材、その他の物資の備蓄倉庫**

発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要となる救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫の整備を図ること。

**(タ) 救護設備、その他の設備又は資機材**

発災時に負傷者を一時的に収容、保護するための救護設備その他の応急的な措置に必要な設備又は資機材の整備を図ること。

**(2) 津波避難対策緊急事業計画**

推進地域のうち、特別措置法第10条で南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された島しょ町村は、特別措置法第12条の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波から避難するため必要な緊急に実施すべき事業に関する津波避難対策緊急事業計画（以下「緊急事業計画」という。）を作成することができる。

緊急事業計画の作成に当たっては、島しょ町村の地域防災計画において、基本となるべき事項を定める。

**ア 基本的な方針**

島しょ町村における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき緊急事業計画の基本となるべき事項を定める。

**イ 目標及びその達成期間**

津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、原則として、その具体的な目標及びその達成の期間を定める。

**(3) 都における推進計画に定める緊急整備事業**

都における推進計画は次の事業を基本とするとともに、本項以降で規定するが、特別措置法及び特別措置法施行令が規定する範囲で、適宜、推進計画を見直すこととする。

なお、各事業の具体的な目標及びその達成の期間については、別途定める。

**ア 避難場所**

最大クラスの津波に対して、人命を守ることを目的に、高台等への避難が困難な港湾・漁港区域に津波避難施設を整備する。

**イ 避難経路**

避難時間の短縮、避難経路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、町村と連携し、避難経路等の整備を検討する。

**ウ 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート、港湾施設等**

発災時における人員や緊急物資等の緊急輸送機能を確保するため、港湾・漁港・空港施設の改良等を実施する。

**エ 海岸保全施設等**

防波堤など既存施設の改良等に当たっては、津波に対して倒壊しにくい構造に改良するなど、津波低減効果を高めていく。

**オ 被災者の生活に不可欠なものを確保するための施設又は設備**

津波による浸水から、被災者の生活に不可欠となる備蓄物資等の被害を防ぐため、備蓄倉庫等は高台や浸水が及ばない建物階へ設置する。

**2 地震・津波対策の推進**

**(1) 地震・津波対策の推進**

**ア 対策内容と役割分担**

伊豆諸島及び小笠原諸島の防災対策は、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」等を踏まえ、浸水被害を軽減するとともに、必要な耐震強化等に取り組む。

なお、発生頻度の高い地震・津波に対しては、海岸保全施設等の構造物で防護するための対策を講じるとともに、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波に対しては、避難対策等により人命を守ることを目標とする。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を踏まえ、各島の津波対策を支援</li> <li>○ 救出救助活動等に伴う人員や物資の輸送について、船舶のみならず、ヘリコプター等を活用するなど輸送体制の複線化を検討</li> <li>○ 島しょ部において救出救助活動等を行うヘリコプターに必要となる燃料確保策を検討</li> </ul>
都 総 務 局 警 視 庁 東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島しょ地域におけるリアルタイムでのヘリテレ映像を、都、警視庁及び東京消防庁で共有するための検討を行う。</li> </ul>
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域特性に応じた再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援する。</li> </ul>
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 漁船又は養殖施設の係留促進及び漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化を事業者等へ働き掛ける。</li> </ul>

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第1節 災害予防対策

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づく技術的な検証を踏まえ、島しょの海岸保全施設等の整備を促進</li><li>○ 島しょ町村が策定する津波避難計画等を踏まえて、迂回路又は代替路の確保を検討</li></ul>
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 東日本大震災後の想定地震・津波の見直し等を踏まえ、港湾施設及び海岸保全施設等の整備推進や必要に応じた既存施設の改良等を実施</li><li>○ 発災時における人員や緊急物資等の緊急輸送機能を確保するため、港湾・漁港・空港施設の改良等を実施</li><li>○ 既存施設の改良等に当たっては、津波に対して倒壊しにくい構造に改良するなど、津波低減効果を高める。</li><li>○ 津波第一波到達までに高台等への避難が困難な港湾・漁港区域に津波避難施設を整備</li></ul>
島 しょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 避難場所、避難路等について、発生頻度は極めて低いものの最大クラスの地震・津波を想定した整備等を推進</li><li>○ 地域の実情を踏まえつつ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定するなど、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。</li></ul>

## イ 詳細な取組内容

### 《都総務局》

- 南海トラフ巨大地震等に関し、人的・物的被害などを島ごとに検証し、島しょ町村に提供するなど、各島の津波対策を支援する。

### 《都総務局》《警視庁》《東京消防庁》

- 島しょ地域におけるヘリテレ映像のリアルタイム受信を可能とし、都、警視庁及び東京消防庁で共有する体制の実現に向けた検討を行う。

(第2部第7章「情報通信の確保」P〇〇参照)

### 《都環境局》

- 島しょ町村が地域特性に応じて実施する再生可能エネルギーの導入など、防災力の向上に資する自立・分散型エネルギーの導入を支援する。

### 《都建設局》《都港湾局》

- 「首都直下地震等による東京の被害想定」等に基づく技術的な検証を行い、護岸などの海岸保全施設や港湾・漁港施設の整備を進める。

### 《都港湾局》

- 想定地震・津波に対して、港湾・漁港施設等の耐震性・耐波性の向上を図るた

め、施設の改良等を実施する。

- 防波堤等を津波に対して倒壊しにくい構造に改良し、津波低減効果による減災効果を高めていく。
- 最大クラスの津波に対して、最低限人命を守ることを目的に、大島岡田港など9港に避難施設等を整備していく。

《島しょ町村》

- 避難場所・避難施設、避難路・避難階段等について、発生頻度が少ない最大クラスの地震・津波想定を踏まえ、整備、指定等を着実に推進する。
- 夜間、季節等の状況に応じて円滑な避難が可能となるよう避難体制を確立するため、必要に応じて避難路や夜間照明の整備を推進する。
- 島しょ町村は、都と連携し、地域の実情を踏まえつつ、災害リスクに対応した土地利用計画を事前に策定するなど、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりに取り組んでいく。

《都各局》《島しょ町村》

- 地震発生時に重要な役割を担う行政関連施設、学校、避難行動要支援者に関わる社会福祉施設、医療施設等の建築物の耐浪化等を推進するとともに、想定される津波の高さ、立地条件等の地域の実情等を踏まえた津波対策を講じる。

### 3 避難等対策

#### (1) 津波避難計画の策定等

##### ア 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、最新の被害想定等を踏まえた津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体は津波避難計画及びハザードマップの作成を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波浸水想定に基づくハザードマップ基本図を提供し、島しょ町村のハザードマップ作成を支援</li> <li>○ 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめとした津波対策を推進</li> <li>○ 津波浸水想定に基づき、必要な自治体に対して、避難行動や避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画のモデルを提供</li> </ul>
都 各 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所や学校などの施設において、利用者等の安全を確保し、迅速かつ確実な避難を行うため、津波避難計画を策定</li> </ul>

機 関 名	対 策 内 容
島 しょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都が実施する津波浸水想定に基づき、必要な自治体は、津波ハザードマップを作成又は改定し、津波対策の充実を図る。</li> <li>○ 推進計画に基づき、避難対象地域、避難場所、避難経路等を記載した津波避難計画を策定</li> <li>○ 住民による地域の津波避難計画作成を促し、住民等への理解を深める。</li> <li>○ 国、都などの庁舎等や民間施設を含む津波避難施設を適切に指定</li> </ul>

## イ 詳細な取組内容

### 《都総務局》

- 各島における地域ごとの浸水域などについてより詳細な検討を行った上で、その結果をハザードマップ基本図として島しょ町村に提供するなど、島しょ町村の津波防災対策を支援する。
- 関係各局及び島しょ町村で構成される連絡会において、各町村と情報共有・意見交換を行い、ハザードマップ作成をはじめ、それぞれの実情や課題に即した実効性のある対策を町村とともに推進していく。
- 津波浸水想定に基づき、被害が想定されるなど津波防災対策が必要となる自治体に対して、避難行動、避難誘導等を規定する津波避難計画の策定を支援するため、津波避難計画策定指針や津波避難計画のモデルを提供する。

(津波避難計画で検討する内容(例)についてはP24参照)

### 《都各局》

- 事業所や学校などの施設において、迅速かつ確実な避難を行うため、災害の状況に応じ、施設職員等が協力して、利用者等の安全確保が図れるよう、津波避難計画の作成等を行う。

### 《島しょ町村》

- 地域ごとの浸水域を住民、観光客等に示し、迅速かつ確実な避難により人命を守るため、津波浸水ハザードマップを作成・配布する。
- 避難対象地域、避難場所・避難経路の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示・勧告の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。
- 津波避難計画の策定に当たっては、住民による地域ごとの津波避難計画の作成を支援し、津波避難に関して住民等の理解を深める。
- 最大クラスの津波に対応できる避難場所として、国、都等の庁舎等及び民間施設を含む津波避難施設の適切な指定を行う。



- 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底しておくものとする。
- 地震発生後の海面状況の監視、避難の勧告、指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、海水浴場管理者などの観光施設等管理者の協力が得られるようにしておく。また、避難場所等を定め、住民等に周知徹底を図る。

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第1節 災害予防対策

#### 【津波避難計画で検討する内容（例）】

- ① 津波浸水想定区域  
想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水が予測される陸域の範囲を、津波浸水シミュレーション等による津波の浸水地域に基づき定める。
- ② 避難対象地域  
津波が発生した場合に避難が必要な地域を、津波浸水想定区域に基づき設定
- ③ 避難迅速化重点地域  
津波の到達までに、避難対象地域の外に避難することが困難な地域で、より迅速な避難などの対策を重点的に展開する必要がある地域
- ④ 避難(場)所  
区市町村で設定した場所(施設)で、津波の危険から避難するために、避難対象地域の外にある場所(施設)を選定
- ⑤ 避難目標地点  
避難対象地域の外縁と避難経路の交点に設定
- ⑥ 避難経路等  
避難目標地点まで短時間で到達できる経路で、安全性の高い経路を定める。
- ⑦ 初動体制  
津波警報、注意報等が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。
- ⑧ 津波警報、注意報等の収集及び伝達  
津波警報等や津波情報等を誰に、どのような手順で、どのような経路で伝達するかを定める。
- ⑨ 避難指示等の発令  
津波警報等の通知を受けた場合又は津波警報等を認知した場合、自動的に避難指示を発令する体制とする。
- ⑩ 避難行動要支援者、観光客等の避難対策  
避難対象地域の避難行動要支援者や観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援
- ⑪ 防災事務に従事する者の安全確保  
避難誘導、津波防災施設の操作等の防災事務の従事者が、津波浸水想定区域内で活動する場合の退避ルール等の確立
- ⑫ 津波対策の教育・啓発  
津波発生時に円滑な避難を実施するため、津波のおそろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育・啓発を実施
- ⑬ 津波避難訓練の実施  
地域の実情に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討し、可能な限り多くの回数を実施

## (2) 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

### ア 対策内容と役割分担

地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、島しょ町村は、津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を構築する。

(資料第〇〇「津波警報・注意報の種類、標識」別冊P〇〇)

(資料図〇〇「東京都の津波予報区」別冊P〇〇)

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に収集し、島しょ町村や避難が必要な者に、いち早く伝達する体制を構築
島 しょ 町 村	○ 津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に伝達する手段に関して、都、島しょ町村及び港湾管理者等と共に検討し、体制を構築 ○ 防災行政無線の整備・充実

### イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 気象庁とのホットラインなどにより、津波警報、注意報等の情報を迅速・的確に収集する。

《都総務局及び島しょ町村》

- 津波警報、注意報等の情報伝達に際して、防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。
- 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報、注意報等の情報伝達網と津波ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深める。

《島しょ町村》

- 防災行政無線の整備・充実により、関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

### (3) 津波予測等に対する避難誘導

#### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 津波警報、注意報等に関して、避難が必要な者に、いち早く正確に情報を伝達する体制を整備
島 しょ 町 村	○ 住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。

#### イ 詳細な取組内容

##### 《都総務局》

- 津波警報、注意報等が発表された際にいち早く正確に情報を伝達するなど、住民、労働者、観光客、船舶等の迅速な避難誘導を促し、安全な避難態勢を確保する。

##### 《島しょ町村》

- 津波の危険性を正確に住民等に認識させるため、国等と連携して津波情報の伝達及び避難指示・勧告を的確に実施し、住民等の速やかな避難誘導等を適切に行う。

- 島しょ町村長は、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置を実施するための基礎とする名簿として、「避難行動要支援者名簿」を作成することが義務付けられた。島しょ町村は以下の記載事項を踏まえ、避難行動要支援者名簿を作成する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関し島しょ町村長が必要と認める事項

- 作成された避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、島しょ町村地域防災計画の定めるところにより、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、災害時の避難誘導に活用する。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を参考にし、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進する。

#### (4) 避難所の事前指定等

避難勧告・指示を行った場合、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要があることから、あらかじめ避難所等を指定し、住民へ周知するなど、円滑な避難を推進する。

##### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所等の住民への周知</li> <li>○ 島しょ町村が実施する避難所機能の強化を支援</li> </ul>
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の選定について、管内町村を支援</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局 (島しょ保健所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都災害情報システム (DIS) への入力、支庁からの報告等に基づき、避難所 (二次避難所含む) の所在地等について把握</li> <li>○ 避難所の衛生確保について管内町村を指導</li> <li>○ 法人設置の社会福祉施設等の二次避難所指定を支援</li> </ul>
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所に指定されている都立学校における避難所運営支援</li> </ul>
島 しょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の指定・確保及び住民への周知</li> <li>○ 避難所の安全性確保</li> <li>○ 避難所において、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入を検討</li> </ul>

##### イ 詳細な取組内容

###### 《都総務局》

- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所、避難所などの役割、安全な避難方法について、島しょ町村と連携を図りながら周知していく。
- 島しょ町村が実施する避難所機能の強化について助言するなど、安全・安心な避難所生活の確保を支援していく。

###### 《都福祉保健局》

- 「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」及び要配慮者対策に係る各指針に基づき、「避難所管理運営マニュアル」などの作成・改訂を働き掛けるなど、島しょ町村における取組を支援する。
- 法人設置の社会福祉施設等について、島しょ町村による二次避難所 (福祉避難所) への指定を支援する。

###### 《都教育庁》

- 避難所に指定されている都立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、町村職員との役割分担について協議の上、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定し、避難所運営を支援する。

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第1節 災害予防対策

#### 《島しょ町村》

- 島しょ町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所を指定し、住民に周知する。
- 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、支庁及び都福祉保健局に報告する。
- 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - ・ 避難所は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。
  - ・ 避難所は、耐震・耐火構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
  - ・ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m<sup>2</sup>当たり 2 人とする。
- 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、避難者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- 避難所に指定した建物については、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、日頃より避難所機能の強化を図る。
- 避難所に指定した建物については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、建物・備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。
- 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関に周知する。

## 4 広報及び教育

南海トラフ地震等による災害に適切に対応するためには、都民及び職員等が地震及び津波に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

都は、都民が南海トラフ地震等災害に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

### （1）防災広報

地震・津波災害に対応するため、平常時から、津波の高さ・津波の到達時間、防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

また、推進地域に指定された町村では、津波防災意識の啓発、教育及び観光客の安全確保など、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、的確な判断に基づいた行動ができるための広報活動を行う。

さらに、地域の防災市民組織の育成やその活用、各種商工団体、PTA、その他の公共的団体、事業所等の協力を得るなど多様な手段を用い、住民等の立場を考慮した広報を行う。

#### ア 主な実施事項

- 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止策等、近隣の人々と協力し

て行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

- 正確な情報の入手方法
- 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 地域住民等自らが実施し得る、可能な限り1週間分程度の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄、家具の固定、出火防止策等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

## イ 広報の方法

①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③印刷物等による地域的・現場的広報により実施する。

### (ア) テレビ、ラジオ、新聞等による広報

- a 各放送機関は、南海トラフ地震等情報番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。
- b 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて南海トラフ地震対策の内容の周知に努める。

### (イ) インターネット等による広報

ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

### (ウ) 印刷物による広報

「広報東京都」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。

### (エ) イベント、講演会等による広報

防災展又は津波防災の日におけるイベントの実施、講演会の開催等を通じて、防災知識の普及を図る。

## ウ 島しょ町村による広報

島しょ町村は、パンフレット、ワークショップによる広報のほか、地域の実情に応じて広報を行う。

また、津波に関する看板の設置、住民等へのハザードマップ等の配布などにより、避難方法等の周知徹底を図る。

## エ 事業者による広報

- 旅館及びマーケットをはじめ不特定多数の者が立ち寄る施設では、現地の地理に不案内な観光客向けのチラシ又はパンフレットにより、避難場所、避難経路等の広報を行うよう留意する。
- 電気事業者・ガス事業者は、電気、ガス等の住民等への使用上の注意など、二次災害防止に関する広報を行う。
- 通信事業者は、インターネット等により、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及を図る。
- 船舶運行事業者は、船客待合所や船舶内等不特定多数の者が立ち寄る施設等では、チラシやパンフレットにより、避難場所や避難経路等の広報を行うよう留意する。

## (2) 教育指導

### ア 幼児・児童・生徒に対する教育

都、島しょ町村、当該区域内学校等においては、次の事項について、幼児・児童・生徒に対する地震防災教育を実施する。

#### (ア) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- a 地震発生時の安全行動
- b 登下校（園）時等の安全行動等

#### (イ) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

### イ 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、津波警報等が発せられた場合又は津波が発生した場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

#### (ア) 教育指導事項

- a 南海トラフ巨大地震等での津波の基本的事項
- b 道路交通と交通規制の概要
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d その他の防災措置等



### (イ) 教育指導の方法

- a 運転免許更新時の講習
- b 安全運転管理者講習
- c 自動車教習所における教育、指導

### (3) 職員への教育

都及び島しょ町村は、南海トラフ地震等に関する知識など、発災時に職員が果たすべき役割に相応した防災教育を実施する。

#### ア 主な実施事項

- 南海トラフ地震等に伴い発生が予想される地震動及び津波に関する知識
- 地震及び津波に関する一般的な知識
- 南海トラフ地震等が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 南海トラフ地震等が発生した場合に職員が果たすべき役割
- 南海トラフ地震等防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 南海トラフ地震等対策として今後取り組む必要のある課題

## 5 事業所に対する指導等

### (1) 南海トラフ地震防災対策計画の作成

津波による災害を防止するため、下記の条件に該当する施設等の管理者・運営者は、特別措置法第7条に規定する南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成する。

#### ア 対策計画の作成義務者

対策計画（準用（みなし）される計画を含む。以下この項について同じ。）の作成を法律上義務づけられている者（以下「対策計画作成義務者」という。）は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）で定める「対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者」で特別措置法第7条第1項各号及び特別措置法施行令第3条各号に掲げる、旅館、マーケット等の不特定多数の者が出入りする施設、危険物施設、電気・水道などの施設、旅客航路事業等を管理又は運営する者である。（資料第〇〇「南海トラフ地震防災対策計画の届出が必要な事業所数」別冊P〇〇）

なお、推進地域内で作成義務を生じない地区においても、自主的に対策計画を作成することが望まれる。

#### イ 作成期限

対策計画作成義務者は、推進地域の指定の日から6か月以内に、また事業を開始する等により対策計画作成の義務が生じるときは、事業の開始に先立ち対策計画を作ることとされている。

なお、施設の拡大、事業内容の変更等により対策計画を変更する必要のある

**第4章 南海トラフ地震等防災対策**

**第1節 災害予防対策**

るときは、対策計画を変更しなければならない。

**ウ 対策計画に記載すべき事項**

- 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
  - a 各計画において共通して定める事項
    - ・ 津波に関する情報の伝達等
    - ・ 避難対策
    - ・ 応急対策の実施要員確保等
  - b 個別の計画において定める事項
    - ・ 病院、百貨店その他不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理・運営する者が行う、津波情報等の顧客等への伝達、避難のための措置等
- 防災訓練に関する事項
- 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

**エ 対策計画の届出先等**

対策計画の届出先等は、次表により行うものとする。

特別措置法施行令第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と根拠規程	届出先
1	不特定多数人が出入りする以下の用途の防火対象物	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・ 島しょ町村長 ・ 消防本部消防長
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）、文化財等	[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・ 都知事
2	複合用途防火対象物のうち、その一部が以下の用途（不特定多数人が出入りするものに限る）に供されているもので、当該用途部分の収容人員が30人以上のもの	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定）	・ 島しょ町村長 ・ 消防本部消防長

第4章 南海トラフ地震等防災対策  
第1節 災害予防対策

特別措置法施行令第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と根拠規程	届出先
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）等	[消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・都知事
3	危険物施設	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程（特別措置法第8条みなし規定）	・都知事
11	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業	[一般旅客定期航路事業] 海上運送法施行規則第7条の2第1項及び第21条の19第1項の安全管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定） [旅客不定期航路事業] 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同施行規則第7条の2第1項の安全管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定）	・関東運輸局長
12	一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法、運行管理規程）	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規程（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則第3条みなし規定）	・都知事
13	学校、専修学校、各種学校	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定） [消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	・島しょ町村長 ・消防本部消防長 ・都知事
14	社会福祉施設等	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（特別措置法第8条みなし規定） [消防計画の作成義務がないもの] 対策計画	消防法施行令別表第一（六）項ロで収容人員が10人以上のもの及び同（六）項ハで収容人員が30人以上のもの ・島しょ町村長 ・消防本部消防長 上記以外の社会福祉施設等 ・都知事

**第4章 南海トラフ地震等防災対策**  
**第1節 災害予防対策**

特別措置法施行令第3条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と根拠規程	届出先
21	水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道	対策計画	・都知事
22	電気事業	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程（特別措置法第8条みなし規定）	・経済産業大臣

注) 特別措置法施行令第3条の第4～10, 15～20, 23～24号に規定する施設等については、推進地域内での対策計画を策定する必要がある者の範囲に該当する施設等が存在しないことから、記載していない。

**(2) 事業所に対する指導**

対策計画の作成指導については、前記(1)エに掲げる届出先の機関が行う。

また、推進地域内で作成義務を生じない地区の事業所に対しても、発災時の対応措置に関して消防計画等、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう指導し、定める場合は必要な助言及び支援を行う。

さらに、災害発生により、輸送手段等が途絶する可能性があることから、島しょの事情を踏まえ、各事業所においても、地域住民等と同様、可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄など、防災対策を働き掛ける。

**6 防災訓練の充実**

南海トラフ地震に伴う津波による災害が発生した際の防災措置の円滑化を図るため、津波からの迅速な避難や津波警報等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び島しょ町村における訓練を実施する。

**(1) 対策内容と役割分担**

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局 島 しょ 町 村	○ 津波を想定した防災訓練を実施

**(2) 詳細な取組内容**

《都総務局》《島しょ町村》

- 地震の発生により短時間で到来する津波を想定した防災訓練を都と島しょ町村とが合同で実施するなど、訓練で得られた成果や課題を検証して、島しょ町村の新たな避難計画の策定及びその後の防災訓練に活かしていく。

区分	機 関	内 容
総合防災訓練	都	<p>南海トラフ地震発生に伴う津波被害が発生するおそれがある場合又は発災した場合における、都・推進地域指定町村及び各防災機関がとる防災措置及び津波による発災時の応急対策が、迅速かつ的確に行えるよう住民等の協力を得て、津波避難対策に重点をおいた実動訓練等を実施し、推進地域での訓練の充実を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 参加機関 都各局、島しょ町村、指定地方行政機関、事業所、施設利用者、住民等</li> <li>2 訓練項目 非常参集訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練及び避難訓練</li> <li>3 実施時期 他の防災訓練等との調整を行い実施する。 また、津波防災の日（11月5日）も考慮し、実施するよう検討する。</li> </ol>
島しょの訓練	町 村	<p>南海トラフ地震発生に伴う津波被害が発生するおそれがある場合又は発災した場合において、防災活動を円滑に進めるため、特に津波情報伝達訓練を実施するとともに、住民の津波避難訓練など地域の実情に合わせた訓練を実施する。</p> <p>そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施することで実践的能力の醸成に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 参加機関 島しょ町村、地域住民、事業者、防災機関等</li> <li>2 訓練項目 非常招集訓練、災害対策本部運営訓練、情報伝達訓練、避難訓練、要配慮者等避難誘導訓練、津波警報等情報伝達訓練、消防訓練</li> <li>3 実施時期 他の防災訓練等との調整を行い実施する。 また、津波防災の日（11月5日）も考慮し、実施するよう検討する。</li> </ol>

## 第2節 災害応急対策

---

本節では、島しょ町村における津波災害等に対応するための災害応急対策について定める。

### 1 津波情報の収集・伝達

津波による災害発生時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、津波災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

#### (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

##### ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模及び位置を即時に推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さ(※)を求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報(以下「津波警報等」という。)を発表している。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられている。

津波警報等とともに発表される予想津波の高さは、通常は数値で発表される。ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さは定性的表現で発表される。

予想される津波の高さが定性的表現で発表された場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模が確定され、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報が発表される。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等は次のとおりである。

【津波警報等の種類と発表される津波の高さ等】

種類	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
	数値での発表 (発表基準)	定性的 表現 での発表	
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
	10m (5m<予想高さ≤10m)		
	5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(気象庁ホームページ参照)

(※) 津波の高さ

津波の高さとは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容が更新される場合がある。
- 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等は解除される。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断された場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除される場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表している。

以下に、津波情報の種類と発表内容等を示す。

【津波情報の種類と発表内容】

	情報の種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、上記（津波警報等の種類と発表される津波の高さ等）を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沿岸で観測された津波の最大波の発表内容】

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（気象庁ホームページ参照）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された観測点ごとの最大波の観測時刻と高さ及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。



- 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

【沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容】

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(全ての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表 (気象庁ホームページ参照)

- 沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

## イ 津波情報の留意事項等

### (ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- 津波到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区の中でも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

### (イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

### (ウ) 津波観測に関する情報

- 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

- 場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

### (エ) 沖合の津波観測に関する情報

- 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- 津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

### (3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

#### 【津波による災害が起こるおそれがない場合の発表内容】

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を地震情報に含めて発表
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業、釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(気象庁ホームページ参照)

### (4) 津波警報等の伝達

津波から住民及び観光客等を守るためには、情報を迅速に伝達することが非常に重要となることから、島しょ町村等は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報等に接したときは、直ちに地域防災無線、サイレン等により住民や観光客、船舶等に広報するなどの的確な措置を行う。

各機関の役割は、次のとおり。

機 関	伝 達 方 法
<p>東 京 管 区 気 象 台 ( 気 象 庁 )</p>	<p>○ 津波警報等を発表した場合、防災情報提供システム、気象情報伝送処理システムを用いて、総務省消防庁、関東管区警察局、警視庁、第三管区海上保安本部、NTT 東日本、NTT 西日本、日本放送協会、関東地方整備局、都、島しょ町村及び緊急放送を行う放送局に通知 (資料第〇〇「関係防災機関その他に対する地震及び津波に関する情報の伝達方法」別冊P〇〇)</p> <div style="text-align: center;"> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 防災情報提供システム</li> <li>- - - - 気象情報伝送処理システム</li> </ul> </div> <p>(注)NTT 東日本及び NTT 西日本への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。</p>
<p>N T T 東 日 本</p>	<p>○ 気象庁から津波警報等を受けたときは、FAX により関係機関に通報 (資料第〇〇「FAX による気象等警報等の伝達系統図」別冊 P 〇〇)</p>
<p>都 総 務 局</p>	<p>○ 気象庁から津波警報等を受けたときは、防災行政無線によって、沿岸区、島しょ町村、各支庁（大島、三宅、八丈、小笠原）、東京消防庁、都建設局総務部、同水門管理センター、都港湾局総務部及び同高潮対策センター等にその旨を通報</p>
<p>都 産 業 労 働 局</p>	<p>○ 津波警報等を受けたときは、指導用海岸局から漁業無線によって漁船にその旨を通報</p>
<p>都 建 設 局</p>	<p>○ 津波警報等を受けたときは、総務部は直ちに局内に周知を図り、河川部は各建設事務所及び江東治水事務所に連絡し、これらの事務所は、各出先機関や関係者等に周知</p>
<p>都 港 湾 局</p>	<p>○ 津波警報等を受けたときは、総務部は直ちに離島港湾部、東京港管理事務所及び東京港建設事務所に連絡し、これらの事務所は、各出先機関や関係者等に周知 (資料第〇〇「港湾局の津波予警報等の伝達系統図」別冊 P 〇〇)</p>
<p>警 視 庁</p>	<p>○ 気象庁から津波警報等の通知を受けたときは、直ちに津波の警戒強化警察署（以下「指定警察署」という。）に対し津波警報等の発表を伝達</p> <p>○ 指定警察署は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトカー、警備艇を活用して危険区域の住民等に広報</p> <p>○ 指定警察署の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知</p>

第4章 南海トラフ地震等防災対策  
第2節 災害応急対策

機 関	伝 達 方 法
東 京 消 防 庁	○ 都総務局からの情報に基づき、地震による津波が発生するおそれがあるときは、直ちに管内の消防署、消防団に一斉通報し、消防署、消防団は都民に周知を図る。
島 し ょ 町 村	○ 津波警報等を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を実施 ○ 津波警報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、地域防災行政無線、広報車、サイレン等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 巡視船艇、ヘリコプターにより適宜港内及びその周辺を巡回し、港内及びその付近に在泊する船舶に対して拡声器、横断幕等により周知 ○ 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか各海岸局から、国際VHF (16ch) 156.8Mhzで船舶向けに周知 ○ 各港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在港船舶に伝達

(5) 船舶の安全確保対策

船舶は、島しょと本土を結ぶ交通手段として島しょの生活上重要な役割を果たしている。災害時においても、救援物資及び人員の円滑な輸送を図るため、港湾施設の整備、適切な退避措置の実施などにより、船舶の安全を確保する必要がある。

各機関が実施する安全確保対策については、次のとおりとする。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
島 し ょ 町 村	○ 港湾又は漁港において、津波災害が発生するおそれがある場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、停泊中の船舶に対して、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。 ○ また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達
都 支 庁	○ 津波情報が出された場合、警察署及び島しょ町村並びに漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した、津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとる。 ○ また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 船舶の安全を確保するため、津波災害の発生が予想される場合で避難に十分な時間的余裕のある場合は、次の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等安全な海域へ避難すること、避難できない船舶等は、係留策の強化等必要な安全措置を講じることを命令又は勧告</li> <li>2 危険物荷役中の船舶に対して、作業の中止等を命令又は勧告</li> <li>3 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</li> </ul> </li> </ul>
東 海 汽 船	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第三管区海上保安本部等から勧告又は情報伝達があった場合、それに従って対処</li> <li>○ 事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の極限防止を図る。</li> </ul>

## 2 避難

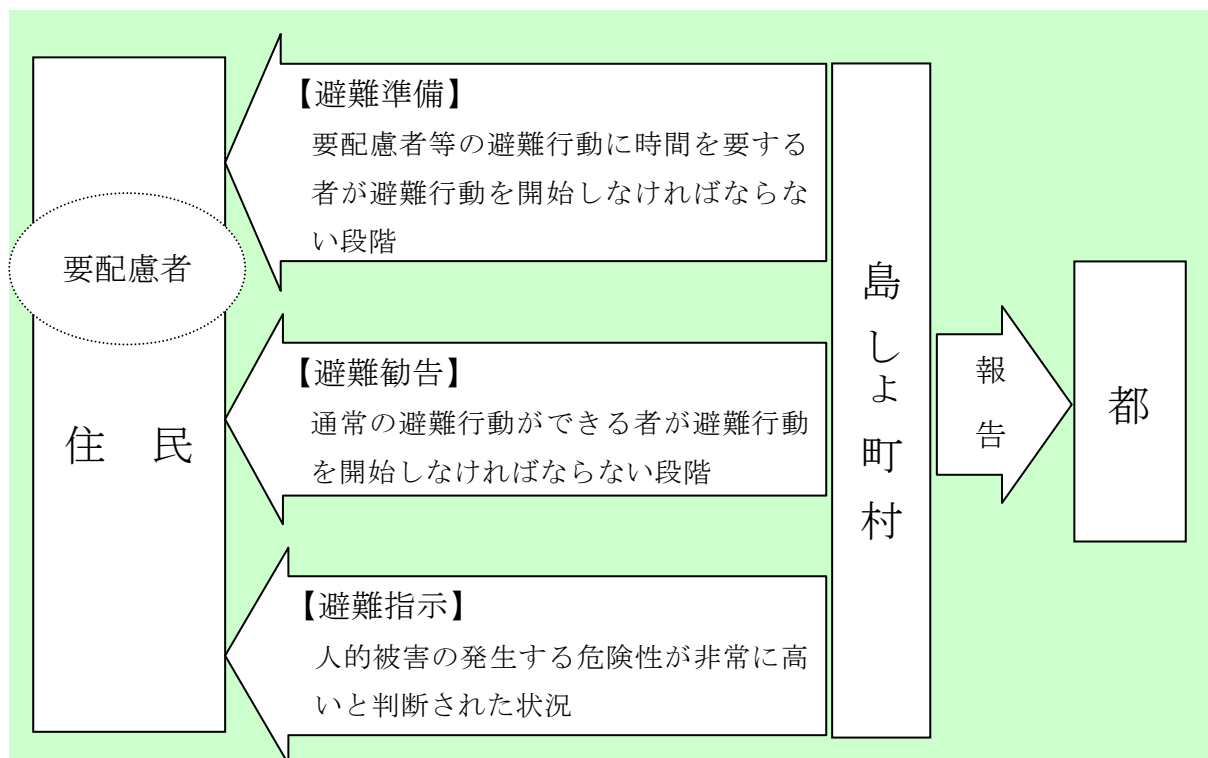
津波災害時には、広範囲にわたり、住民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。このため、迅速かつ的確な避難対策を講じ、住民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。

### (1) 避難の勧告・指示

#### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害対策基本法に規定する知事の役割（応急措置、町村長の代行（避難指示、応急措置））</li> <li>○ 島しょ町村からの要請に関する都関係各局との連絡調整</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ （島しょ町村長が避難指示できない場合）警察官による避難指示</li> </ul>
島 しょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難勧告・避難指示</li> </ul>
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 港内外にある船舶等に対して必要な命令又は勧告を行う。</li> </ul>

【避難勧告・避難指示】



イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 知事は、災害の発生により島しょ町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該町村長に代わって実施する。

《警視庁》

- 警視庁は、危険が切迫した場合において、島しょ町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町村長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合警察官は、直ちに当該島しょ町村長に通知する。

《島しょ町村》

- 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備情報」、「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。  
ただし、大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。
- 島しょ町村長は、津波情報等の発表を待たず、浸水予想区域への立入り規制を行う必要があると認めるときは、都支庁長、警察署長等と協議のうえ、立入り規制を行う。
- 島しょ町村長は、津波災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、必要があると認めるときは、警察署、消防本部に連絡の上、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

- 南海トラフ巨大地震等の強い地震が発生し、津波警報等の情報を報道機関等から入手した場合、あるいは津波情報の伝達があったときは、関係島しょ町村長は、基本的に直ちに住民等に対して避難の指示を発令するものとする。
  - 島しょ町村長は、立入り規制、避難のための立ち退きの勧告又は指示の措置をとった場合、直ちに、支庁長を経由のうえ都総務局（総合防災部防災対策課）に報告するとともに、関係防災機関に通知する。
  - 島しょ町村長は、津波災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
  - 島しょ町村長は、津波警報等が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、住民等が海浜から自らの判断で退避するよう勧告し又は、命令するものとする。
- 《第三管区海上保安本部》
- 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令又は勧告を行う。

## (2) 避難誘導

### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 教 育 庁	○ 児童・生徒の避難誘導
警 視 庁	○ 住民の避難誘導
島 しょ 町 村	○ 住民等の避難誘導 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 船舶交通の整理指導

### イ 詳細な取組内容

《都教育庁》

- 島しょ町村から避難勧告又は指示が出た場合、校長及び教職員は、地域の防災機関と連絡をとり、計画に従い避難誘導を行い、児童・生徒の安全を図る。

《警視庁》

- 避難の勧告又は指示が出された場合には、島しょ町村に協力し、あらかじめ指定された避難所等へ避難誘導する。
- 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。
- 津波から避難させるための高台等への自主的避難を行わせる。

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第2節 災害応急対策

- 避難誘導にあたっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。

#### 《島しょ町村》

- 津波警報等の情報収集に努め、地域に応じて、適切な措置をとる。
- 避難の勧告又は指示をした場合、島しょ町村は、地元警察署、消防本部等の協力を得て、可能な限り地域又は町会・自治会単位に、あらかじめ指定してある避難所に誘導する。この場合、当該島しょ町村は避難所に職員を派遣するか又は避難所の管理責任者と連絡を密にして、常に情報を共有する。
- 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。
- 高齢者や障害者等の要配慮者については、障害の特性や住環境などを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

### (3) 避難所の開設・管理運営

#### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 島しょ町村から応援要請を受け、避難所の開設運営に協力</li><li>○ 島しょ町村から避難所の開設状況を把握するとともに、都福祉保健局に報告</li></ul>
都福祉保健局 (島しょ保健所)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 島しょ町村からの報告に基づき、局において避難所の開設状況を把握</li><li>○ 島しょ町村の避難住民に対する健康相談支援</li><li>○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保</li><li>○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保</li><li>○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導</li><li>○ 島しょ町村の衛生管理対策支援</li><li>○ 食料、生活必需品等の配分について、都福祉保健局のみでは実施が困難であるときは、都福祉保健局長は、都本部に対して応援を依頼するとともに、日赤に対して救護ボランティアの応援要請等の措置を講じる。</li></ul>
都 教 育 庁	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 都立学校に避難所を開設する場合の運営協力</li></ul>



機 関 名	対 策 内 容
島 し ょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所（二次避難所（福祉避難所）含む）の開設</li> <li>○ 避難所の運営等対策</li> <li>○ 食料・生活必需品等の供給</li> <li>○ 被災した島しょ町村において、被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉保健局に応援を要請</li> <li>○ 避難住民に対する健康相談</li> <li>○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導</li> <li>○ 避難所におけるトイレ機能の確保</li> <li>○ 保健衛生上必要な入浴の確保に努め、住民へ情報提供</li> <li>○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止対策</li> <li>○ 避難所における防火安全性の確保</li> </ul>

## イ 詳細な取組内容

《島しょ町村》

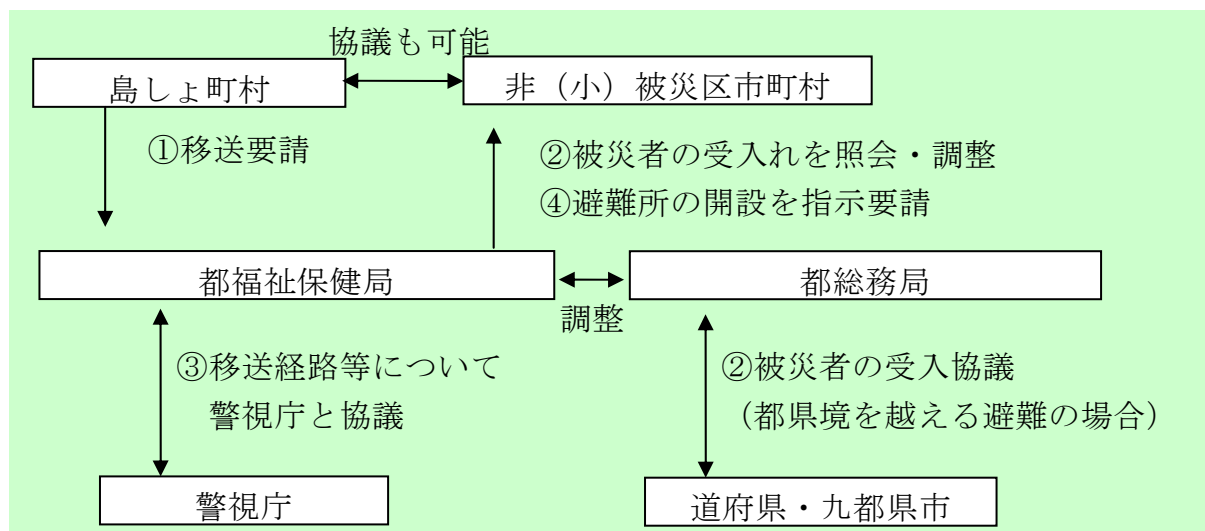
- 避難所（二次避難所含む）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、支庁を經由して都福祉保健局に報告するとともに警察署、消防本部等関係機関に連絡する。
- 報告については、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。
- 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。
- 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 自宅や避難所で生活している高齢者、障害者等の要配慮者に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所として指定する。
- 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。
- 避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を行う。被災者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。

#### (4) 被災者の他地区への移送

##### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都県境を越える避難についての調整
都 福 祉 保 健 局	○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 島しょ町村による要配慮者等の移送支援
国 ・ 都	○ 観光客等の帰宅困難者に対し、船舶等による代替輸送手段を確保
島 しょ 町 村	(被災地側) ○ 移送について知事(都福祉保健局)に要請 ○ 移送先における避難所管理者を決定し、移送先へ派遣 ○ 避難所運営への積極的な協力
区 市 町 村	(受入側) ○ 受入態勢を整備 ○ 移送後の避難所運営

##### 【移送先の決定】



※ なお、移送に伴う車両の調達については、第2部第11章以降を参照

##### イ 詳細な取組内容

《都総務局》

- 都総務局は、都県境を越える避難について、避難先の道府県と協議を行う。
- 九都県市、21大都市、全国知事会との連携は、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」参照。

- 都総務局は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請することができる。
- 島しょ町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合において、当該被災住民について広域一時滞在の必要があると認めるときは、知事は、その全部又は一部の事務を当該区市町村長に代わり実施する。

《都福祉保健局》

- 被災地の島しょ町村から被災者の移送の要請があった場合、被災者の移送先を決定する。
- 島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等の情報提供を行う。
- 移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入体制の整備を要請する。
- 被災者の移送方法については、当該区市町村と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、船舶、ヘリコプター及びバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁、東京消防庁等の協力を得て実施する。
- 要配慮者の移送手段については、島しょ町村による調達が困難な場合に、都福祉保健局が関係各局等の協力を得て調達する。
- 被災地以外の避難所等に避難した被災者に対しても、避難先の区市町村において救援に協力するよう連絡する。

《島しょ町村》

- 島しょ町村長は、当該島しょ町村の避難所に被災者を受け入れることが困難な時は、被災者の他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県)への移送について、知事(都福祉保健局)に要請する。なお、相互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告しなければならない。
- 被災者の他地区への移送を要請した島しょ町村長は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先の区市町村に派遣するよう努める。
- その他、必要事項については島しょ町村地域防災計画に定める。

《区市町村》

- 都から被災者の受入を指示された区市町村長は、受入体制を整備する。
- 移送された被災者の避難所の運営は、原則として被災者を受け入れた区市町村が行い、移送元島しょ町村は運営に積極的に協力する。
- その他、必要事項については区市町村地域防災計画に定める。

### 3 応急活動体制

南海トラフ地震による被害は、極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源や被害情報等が不足する可能性がある。そのため、都、島しょ町村、その他防災関係機関は、被害の全容の把握を待つことなく、直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより被害を最小

化することが何よりも重要である。

そのため、津波災害が発生した場合、都、島しょ町村及びその他の防災関係機関は防災対策の中核機能として、それぞれ災害対策本部を速やかに設置するなど、防災業務の遂行にあたる必要がある。

ここでは、各防災機関の応急活動体制について必要な事項を定める。

### (1) 都の活動体制

- 知事は、島しょ町村において津波による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関及び他府県などの協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、島しょ町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。上記の責務を遂行するため、必要がある場合は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

#### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部長室の構成 本部長室は、次の者をもって構成する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策本部長</li> <li>・ 災害対策副本部長</li> <li>・ 災害対策本部員</li> </ul> </li> <li>○ 本部長室の所管事務 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。</li> <li>・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>・ 避難の勧告又は指示に関すること。</li> <li>・ 災害救助法の適用に関すること。</li> <li>・ 区市町村の相互応援に関すること。</li> <li>・ 局長、地方隊長及び島しょ町村長に対する事務の委任に関すること。</li> <li>・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。</li> <li>・ 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍及び海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。</li> <li>・ 公用令書による公用負担に関すること。</li> <li>・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。</li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</li> </ul> </li> </ul>

機 関 名	対 策 内 容
現 地 災 害 対 策 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構成員 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。</li> <li>・ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。</li> <li>・ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。</li> <li>・ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。</li> </ul> </li> <li>○ 分掌事務 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。</li> <li>・ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。</li> <li>・ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。</li> <li>・ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。</li> <li>・ 各種相談業務の実施に関すること。</li> <li>・ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。</li> </ul> </li> <li>○ 設置場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害現場又は区市町村庁舎等</li> </ul> </li> </ul>

- 各局の災害対応における分掌事務は、第2部第1章「都、区市町村等の基本的責務と役割」のとおり（東京都災害対策本部条例施行規則）。  
また、都本部等の組織、運営等については、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」のとおりである。
- 支庁（地方隊）は、管轄区域内に津波災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、都本部等の事務を包括的に分掌するとともに、島しょ町村の実施する災害予防及び応急対策を援助し、若しくは総合調整し、又は災害援助事務の補助執行を指導する。

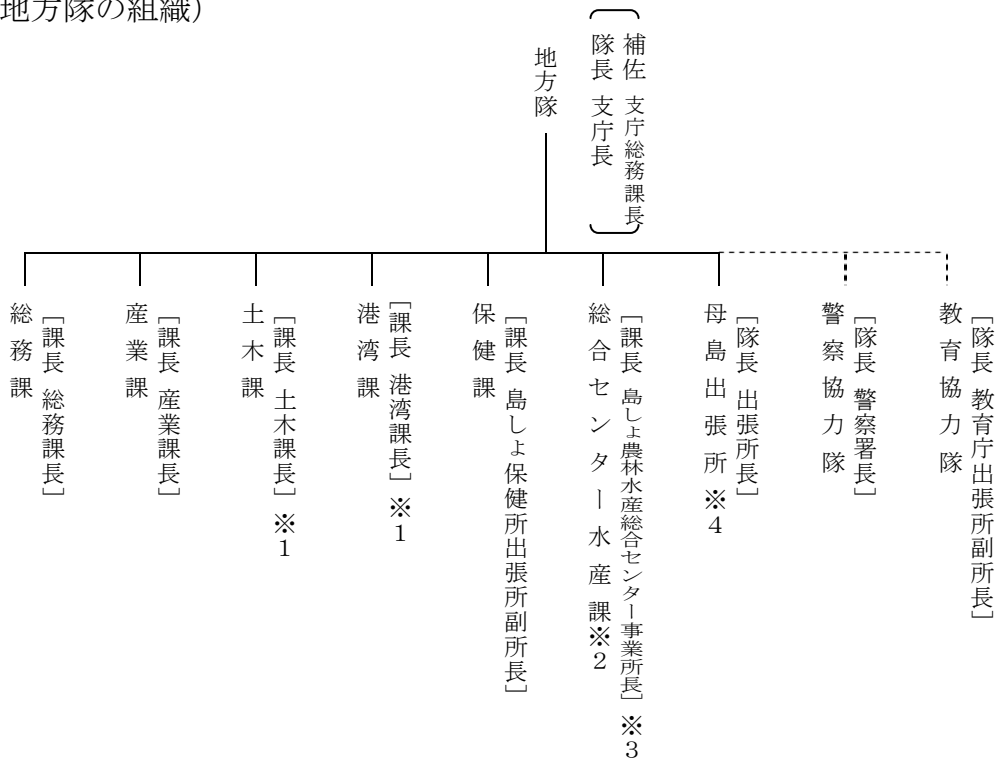
名称	管 轄 区 域	分掌事務
大 島 地 方 隊	大島支庁の管轄区域 (大島町、利島村、新島村、神津島村)	地方隊は本部の事務を分掌する。
三 宅 地 方 隊	三宅支庁の管轄区域 (三宅村、御蔵島村)	
八 丈 地 方 隊	八丈支庁の管轄区域 (八丈町、青ヶ島村)	
小笠原地方隊	小笠原支庁の管轄区域 (小笠原村)	

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第2節 災害応急対策

○ 地方隊の組織、分掌事務等は以下のとおりである。

(地方隊の組織)



※1 三宅地方隊においては土木港湾課長

※2 大島・八丈地方隊のみ

※3 小笠原地方隊においては小笠原水産センター所長

※4 小笠原地方隊のみ

(所掌事務)

- ア 都本部、推進地域指定島しょ町村及び防災機関との連絡・調整
- イ 被害状況・対応状況の把握及び被災住民への広報
- ウ 救助物資の確保、輸送及び配分
- エ 被災者の救助及び避難
- オ 医療及び防疫
- カ その他災害対策に必要な事項

(設置及び廃止)

- ア 支庁長は、都本部を設置する必要があると認めた時は、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- イ 本部長は、本部が設置された時は、直ちに地方隊長（支庁長）に通知する。
- ウ 地方隊長は、地方隊が設置された時は、直ちに管轄区域内の町村長及び地方隊協力機関の長に通知する。
- エ 地方隊長は、必要に応じ、管轄区域内の島しょ町村の町村長又はその指定する職員に対し、地方隊長室の事務に協力するよう求めることができる。
- オ 地方隊は、当該災害に対する応急救助等の措置が終了し、都本部が廃止されたときは、廃止する。

## (2) 島しょ町村の活動体制

- 島しょ町村は、津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画及び町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 島しょ町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 島しょ町村は、町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。
- 島しょ町村は、町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- 町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 島しょ町村の地域に災害救助法が適用されたときは、町村長（町村本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 島しょ町村は、夜間・休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- 災害が発生し、町村本部が設置されるまでは、町村長、支庁長及び警察署長からなる三者連絡会等を開催して災害情報の相互提供等を行う。

## (3) 防災機関の活動体制

防災機関の活動体制は、第2部第6章「広域的な視点からの応急対応力の強化」第5節「具体的な取組」の定めるところによる。

## 4 救出・救助・救急活動体制

津波による被害を最小限にとどめるため、消防機関等の発災時の活動を予め定め、救出・救助活動を迅速かつ円滑に実施する体制を整備するとともに、都と島しょ町村及び関係機関は、相互に連携し、被災者の医療救護に万全を期することで、人命の安全を図る。

ここでは、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

(1) 救出・救助活動

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島しょ町村における消防機関の応援体制が必要となった場合に備え、応援体制の事前調整を図る。</li> <li>○ 他の道府県から緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁と連携を図り、受け入れ態勢を確保</li> <li>○ 救出・救助に関し島しょ町村から要請があった場合は、関係機関に対し依頼</li> <li>○ 救出・救助に関する関係機関からの要請があった場合、協定団体（建設機械等を保有する団体等）等に対し協力を依頼</li> </ul>
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波災害等による操業漁船の遭難事故等について、島しょ農林水産総合センター大島事業所及び八丈事業所所属の漁業指導船を転用してこれに対応</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出・救助活動は、生存者の救出を最優先に部隊を投入</li> <li>○ 救出した負傷者は、速やかに現場救護所や医療機関に引継ぐ。</li> <li>○ 救出・救助活動は、保有する資器材を有効に活用</li> <li>○ 関係機関と連携協力し、負傷者等の救出・救助の万全を期する。</li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島しょ町村から要請があった場合、消防応援協定及び島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割に関する協定に基づき、関係機関と連携して対応</li> <li>○ ヘリコプターによる情報収集を状況に応じて実施するとともに、災害に対応した資器材を活用して、組織的な救出・救助活動を実施</li> <li>○ 傷病者の島外への搬送は、ヘリコプター等を活用して迅速に行う。</li> <li>○ 関係機関と協力し、負傷者等の救出・救助に当たる。</li> </ul>



機 関 名	対 策 内 容
島 しょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 救出、救助活動の実施にあたり、関係機関と情報の共有その他緊密な連携をとり、運用の万全を図る。</li> <li>○ 被害その他の状況により、必要があると認めるときは、支庁を通じて都本部及び関係機関に対し、応援を要請</li> <li>○ 消防職員、団員は警察官と相互に連絡・協力し、住民の協力を得て被災者の救出に努める。</li> <li>○ 職員による救出班を編成し救出活動にあたる。</li> </ul>
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事からの派遣要請に基づき、部隊を派遣する。主な活動は下記のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況の把握</li> <li>・ 避難の援助</li> <li>・ 避難者等の搜索援助</li> <li>・ 人員及び物資の緊急搬送</li> <li>・ 応急医療、救護及び防疫など</li> </ul> </li> </ul> <p>(災害派遣部隊の活動の詳細は、P61、P62 のとおり)</p>
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安本部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遭難船舶、遭難者の救助は、巡視船艇及び航空機等により行う。</li> <li>○ 被災者の救出活動は、被災者の乗下船の場所、運送方法等について、都本部と協議の上実施</li> <li>○ 都知事の要請に基づき、巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供</li> </ul>

**(2) - 1 医療救護活動**

医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班等を編成し医療救護活動を実施する。

**ア 対策内容と役割分担**

機 関 名	対 策 内 容
都 支 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 支庁は、島しょ町村から医療救護に関する要請があったときは、都本部に連絡</li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島しょ町村から応援要請があった場合、又は医療救護班等の応援が必要と認められた場合は、医療救護班等と医療用資器材の応援を行う。</li> <li>○ 都が派遣する医療救護班等は、島しょ町村の設置する医療救護所又はその指定する場所で医療救護活動を実施</li> </ul>

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第2節 災害応急対策

機 関 名	対 策 内 容
	○ 必要に応じて都医師会、日赤東京都支部、関東信越厚生局等に医療救護班等を、都歯科医師会に歯科医療救護班を、都薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請
島 し ょ 町 村	○ 医療救護班の編成 ○ 当該島しょ町村の能力では医療救護活動が十分でないと思われるときは、都（支庁）に応援を要請
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 (東京海上保安本部)	○ 救護を必要とする者については、東京海上保安部と日赤東京都支部との協定により、医師の派遣を求め、相互に協力するとともに、早急に医療機関に引き渡す必要のあるものについては、直ちにその措置を講じる。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、医療及び助産救護活動を行う。 ○ 血液救護班は、災害時の救護活動における輸血用血液供給業務を行う。

#### イ 詳細な取組内容

##### 《都福祉保健局》

- 医療救護班等は、島しょ町村長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。
- 島しょ保健所各出張所は、医療救護班に対する支援業務を行う。
- 被災者が、都内又は近隣の施設へ島外避難した場合には、知事は、必要に応じて避難先県等の協力を求めて、医療の確保に万全を期する。
- 医療救護班等の活動内容及び編成については、第2部第8章第5節「1 初期医療体制」(P〇〇)に定めるところによる。
- 医療救護班等に関する総合的な指揮命令及び連絡調整は、都福祉保健局長が定める者が行う。

##### 《島しょ町村》

- 島しょ町村は、災害時において即時に医療救護活動を行えるよう、現地で開業又は勤務する医師等の協力を得て、医療救護に必要な医療救護班を編成する。
- 救助・救急の実施要領は、次のとおりである。
  - ・ 障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体の安全を確保する。

- ・ 被災傷病者に対する止血、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸並びに緊急処置等、医療手術を受けるまで、症状悪化防止のため必要とする一般的救急処置を実施する。
- ・ 救出された傷病者及び応急救護処置を施した傷病者を担架隊による救護所への搬送並びに医療機関等への緊急分散輸送を行う。

## (2) - 2 負傷者等の取扱い

入院治療を必要とする負傷者など島内の医療機関で対応出来ない場合、都は、島しょ町村及び関係防災機関との密接な連携により、島外の医療機関に搬送する。

### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 支 庁	○ 管内町村長から負傷者等の島外への搬送等を要請されたときは、搬送手段及び受入医療機関の確保について、都本部に要請
都 本 部 ( 都 総 務 局 ) ( 都 福 祉 保 健 局 )	○ 被災地から島外医療機関までの負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保に関する連絡調整
島 しょ 町 村	○ 医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、負傷者等の搬送及び受入医療機関の確保を都(支庁)に要請

### イ 詳細な取組内容

《都総務局》《都福祉保健局》

- 島しょ町村から負傷者等の搬送要請等を受けた場合、次のように対応する。
  - ・ 航空又は海上輸送手段を有する関係防災機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施
  - ・ 必要に応じて添乗医師を確保
  - ・ 受入医療機関を確保

## (2) - 3 医薬品・医療資器材の備蓄・供給体制

医療救護班が使用する医薬品・医療資器材は、都や島しょ町村がそれぞれ備蓄しているものを優先使用する。

当該町村長は、医薬品・医療資器材の不足により医療救護活動に支障をきたすと認めた場合は、支庁を通じ都本部に補給を要請する。

都は、医薬品・医療資器材に不足が生じた場合、供給協定を締結している関係団体等から調達するとともに、関係防災機関の協力を得て、迅速な輸送・供給体制を確保する。

## 5 相互応援協力・派遣要請

地震に伴う津波により被害を受け又は受けるおそれがある場合、国による支援のほか、地方公共団体間の広域的な相互応援協力又は各防災機関との連携により災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援・救護に務め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

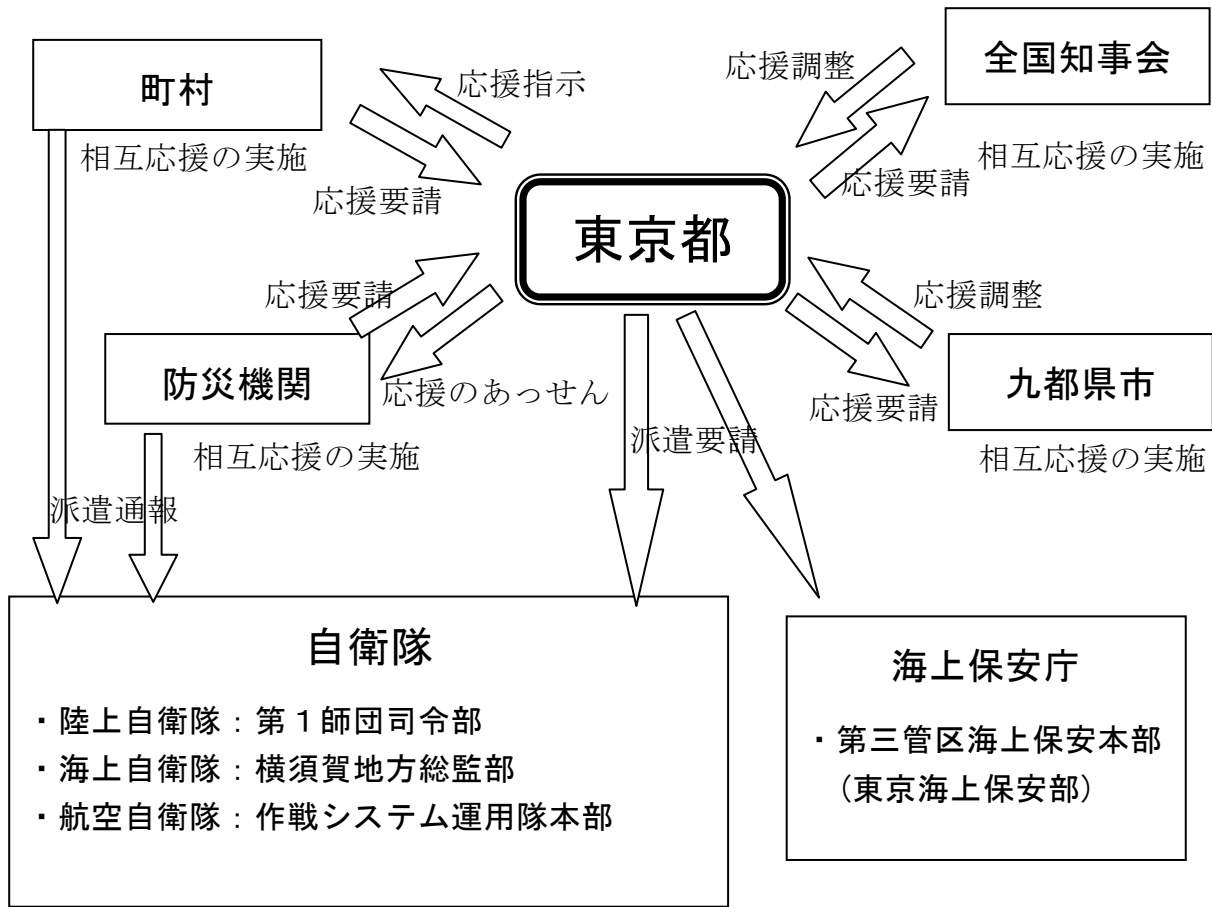
ここでは、相互応援協力・派遣要請について必要な事項を定める。

### (1) 応援協力・派遣要請

#### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあっせんする。</li> <li>○ 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施</li> <li>○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、又は島しょ町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請</li> </ul>
島 しょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。</li> <li>○ 島しょ町村間相互の応援協力について実施</li> <li>○ 島しょ町村域内の応援協力について実施</li> <li>○ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣要請を要求</li> <li>○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知</li> </ul>
自 衛 隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知</li> </ul>
防 災 機 関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知事に応援又は応援のあっせんを求める。</li> <li>○ 防災機関相互の応援協力について実施</li> <li>○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼</li> <li>○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続を行う。</li> </ul>

【業務手順】



イ 相互応援協力のための協定

- 相互協力については、第2部第6章第5節に定めるところによるほか、以下のとおり相互応援協力のための協定を締結している。

項目	内容
島しょ町村の相互応援に関する協定	島しょ町村においては、その区域で災害が発生し、被災町村独自では応急措置ができない場合に、他の町村が、友愛精神に基づき相互に救援協力し、応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するよう「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」を締結している。
東京消防庁における協定	消防組織法第39条に基づく消防応援協定を締結している。 また、島しょ町村の救急患者搬送に関し、「島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定」を締結している。

(2) 自衛隊への災害派遣要請

- 知事は、地震により災害が発生し、人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合又は島しょ町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

- 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

#### ア 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- 知事の要請による災害派遣
  - ・ 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
  - ・ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
  - ・ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、島しょ町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣
  - ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
  - ・ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
  - ・ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
  - ・ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
  - ・ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
  - ・ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

#### イ 災害派遣要請の手続等

- 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。
  - ・ 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - ・ 派遣を希望する期間
  - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
  - ・ その他参考となるべき事項

- 町村長は、当該町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。
- 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長(東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。
- 緊急避難及び人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。  
(資料第〇〇「災害派遣要請の手続等①緊急の場合の連絡先②要請文のあて先」別冊P〇〇～〇〇)
- 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職、氏名その他必要事項を通知する。

#### ウ 自衛隊との連絡

- 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。
- 都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。
- 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。
- 災害の規模が甚大な場合、自衛隊は、自衛隊災害派遣業務を一元的に調整し、また迅速化を図るため、都庁内に自衛隊現地調整所(東部方面総監部)を設置する。
- 東京地域において大規模地震が発生した場合、地震発生後速やかに都本部に第一師団直轄の連絡班を派遣する。

#### エ 災害派遣部隊の受入体制

- 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。
- 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、また、施設の使用に際して管理者の了解を得る。
- 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は解体業者等の協力を得て、確保に努める。

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第2節 災害応急対策

- 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速やかにその施設等の被害状況及び使用の可否を確認し、島しょ町村と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

#### オ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

- 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。

#### カ 経費の負担

- 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。
- これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊長等と協定を締結する。
  - ・ 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
  - ・ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
  - ・ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
  - ・ 天幕等の管理換に伴う修理費
  - ・ 島しょ部に係る輸送料等
  - ・ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

#### 【災害派遣部隊の活動内容】

区 分	活 動 内 容
都 の 域 内 を 担 当 す る 組 織	○ 陸上自衛隊 第1師団司令部 なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○ 海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○ 航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被 害 状 況 の 把 握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避 難 の 援 助	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助



区 分	活 動 内 容
避難者等の 捜 索 援 助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水 防 活 動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道 路 又 は 水 路 の 障 害 物 除 去	○ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被 災 者 生 活 支 援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施
救 援 物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	○ 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施
そ の 他 臨 機 の 措 置 等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、町村長、警察官または海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

(資料第〇〇「陸上・航空自衛隊航空機能力基準」別冊P〇〇)

(資料第〇〇「陸上自衛隊車両・舟艇等能力基準」別冊P〇〇)

(資料第〇〇「海上自衛隊艦艇・航空機の能力基準等」別冊P〇〇)

(資料第〇〇「ヘリコプター発着場基準及び表示要領」別冊P〇〇)

(資料第〇〇「震災時の即時救援主要部隊の態勢図」別冊P〇〇)

## 6 警備・交通規制

津波災害発生時には、さまざまな社会的混乱や交通の混乱等の発生が予測される。このため、都民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

### (1) 警備

#### ア 警備活動

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、関係機関と緊密な連携を保持しながら、早期に警備態勢を確立して次の警備活動を行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 被害実態の把握及び各種情報の収集並びに的確な情報提供</li> <li>(2) 交通規制</li> <li>(3) 被災者の救出救助及び避難誘導</li> <li>(4) 行方不明者の捜索及び調査</li> <li>(5) 遺体の調査等及び検視</li> <li>(6) 公共の安全及び秩序の維持</li> </ol> </li> <li>2 災害現場において、町村長若しくはその職権を行う当該町村の吏員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を当該町村長に通知</li> </ol>
第 三 管 区 海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波情報等の伝達に関すること</li> <li>2 震災に関する情報の収集に関すること</li> <li>3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関すること</li> <li>4 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関すること</li> <li>5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測及び航路標識等の復旧)に関すること</li> <li>6 海上における治安の維持に関すること</li> <li>7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること</li> <li>8 その他、震災応急対策に必要な事項</li> </ol>

#### イ 詳細な取組

《警視庁》

- 島しょ部警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

- 必要に応じて機動隊、警視庁特殊救助隊等の支援部隊を島しょ部警察署に派遣する。
- 住民等の生命、身体、財産の保護及び被災地における治安維持に万全を期す。  
(資料第〇〇「警備活動用資機材の整備」別冊 P〇〇)  
(資料第〇〇「ヘリコプターの機種及び性能基準」別冊 P〇〇)  
(資料第〇〇「警備艇の性能等」別冊 P〇〇)

## (2) 交通規制

### ア 交通対策（警視庁）

#### (ア) 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事（都本部長）に通報する。

#### (イ) 交通規制

被災地を管轄する警察署長は、危険箇所の標示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

#### (ウ) 詳細な取組内容

被災状況や隣接県も含めた警察の体制等に応じて、柔軟に対応する。

##### a 交通規制の実行性を確保する手段・手法

- 主要交差点への規制要員の配置  
緊急交通路等の主要交差点に重点的に規制要員を配置して、緊急交通路等の確保に努める。
- 特別派遣部隊(交通部隊)の配置運用  
道府県公安委員会から特別派遣部隊(交通部隊)の派遣があった場合は、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等特別派遣部隊の機動性に配慮した効果的な配置運用を図る。
- 警備員、ボランティア等の協力の受入れ  
規制要員は、制服警察官を中心に編成するが、警察署長は、平素から警備業者、地域住民等による交通規制支援ボランティア等の協力を得られるよう配慮する。
- 装備資器(機)材等の効果的な活用  
交通規制の実施に当たっては、サインカー等の広報用車両を有効的に活用するほか、移動標識、セイフティコーン等の装備資器(機)材を効果的に活用する。
- 交通管制システム等の効果的な運用  
交通管制センターをはじめ、防災型信号機、可変式規制標識、交通情報板等の交通管制システム等を適切に運用する。

b 広報活動

- 東日本大震災を踏まえて見直した交通規制の内容等を都民に対して、以下のとおり周知する。
  - ・ 報道機関への広報要請  
新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対して、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼び掛け等についての広報の要請を行う。
  - ・ 運転者等に対する広報  
(資料第〇〇「運転者のとるべき措置」別冊P〇〇)
- 現場の警察官は、交通規制の実施について、サインカー、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、運転者のとるべき措置について広報を行う。

イ 海上交通規制（第三管区海上保安本部）

(ア) 航行情報の収集伝達

- 第三管区海上保安本部は、航路障害物の発生及び航路標識の異常等、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇の配備など必要な措置を講じる。
- 大量の油の流出、放射性物質の放出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通報を行うとともに、海事関係団体及び都本部に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動など必要な措置を講じる。

(イ) 規制措置

- 船舶が輻輳する海域に巡視船艇を配置して、船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合で船舶交通に危険が生じるおそれのあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
  - ・ 船舶海難の発生
  - ・ 岸壁等係留施設、その他海上構造物の損壊
  - ・ 大量の危険物の海上流出
  - ・ いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上流出
- 緊急物資輸送船舶を、状況により巡視船艇による直接警戒等を実施して、都港湾局の開設する広域輸送基地(ふ頭)に着岸できるよう措置をとる。

**(ウ) 広報活動**

- 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行う。

**ウ 航空機対策（島しょ空港）**

**(ア) 運航対策**

島しょにおいて津波災害が発生した場合、都港湾局が所管する島しょ空港は、国及び地方自治体の応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまで、これらの機能及び定期航空運送事業を除き閉鎖する。

**7 飲料水・食料・生活必需品等の供給**

被害が広域かつ甚大な場合、サプライチェーンの寸断から物資が絶対的に不足する。特に、島しょ地域は、船舶を利用した物資輸送が不可欠であることから、津波により港湾施設等が大きな被害を受けた時、長期間にわたり、飲料水・食料・生活必需品等が不足することが予測される。

そのため、発災後1週間程度は原則として地域内で対応できることを目標に、自助、共助、公助が相互に補完できる体制を整備するなど効率的、効果的に飲料水、食料、生活必需品等を確保するとともに、公助においては、地域特性を踏まえ、都及び島しょ町村の役割分担等を整理した上で、飲料水、食料、生活必需品等を確実に確保する。

また、他道府県等からの支援は西日本に集中することが想定されるため、定期航路を持つ民間の輸送事業者を最大限に活用するとともに、輸送事業者等のノウハウを導入し、支援物資を調達先から納品（被災地）までのワンストップで対応できる体制の構築などを検討することで、迅速かつ的確に避難者へ供給する。

**(1) 飲料水の供給**

島しょ町村は、災害時の応急給水のため給水計画を定め、給水態勢を確立する。

また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。

**ア 対策内容と役割分担**

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 島しょ町村及び支庁の要請を取りまとめ ○ 関係機関等と連携し、あらかじめ協力依頼している協

機 関 名	対 策 内 容
	定団体等へ要請
都 支 庁	○ 管内町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資器材の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整 ○ 被害状況に応じ、資器材等を輸送
都 水 道 局	○ 都総務局からの応援要請があった場合は、都水道局が保有する資器材等による応援を実施
島 しょ 町 村	○ 非常災害用井戸等の整備等により水の確保に努める。 ○ 事前に給水計画を作成し、飲料水の確保を図る。 ○ 給水拠点で応急給水 ○ 都本部及び支庁に給水や資器材等の応援を要請

## イ 詳細な取組内容

### 《都支庁》

- 都支庁は、管内町村から給水状況の報告を求め、原水の確保ができない等の状況が生じたときは、都総務局へ連絡し、水の確保に向けた応援を要請する。

### 《都水道局》

- 都総務局の要請に応じ、島しょ町村への応援を行う。
- 資器材の輸送については、都本部と調整し実施する。

### 《島しょ町村》

- 被災者に給水を行う場所は、給水拠点とする。
- 給水拠点は、町村役場、同出張所又は避難所とする。
- 震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3リットルとする。
- 水の輸送は、給水車及びポリタンク等により行う。

## (2) 食料、生活必需品等の供給

津波等により避難所で生活をする被災者に対して、速やかに食料、生活必需品等の配布ができるよう、平素から食料、生活必需品等を備蓄するほか、緊急に食料、生活必需品等を調達しうる措置を講じておき、物資の確保に努める。

また、都は、発災時において、物資の調達、保管、搬送など物資対策全般を一体的に運用するため、都災害対策本部の下に物資調整チームを設置し、関係機関と連携しながら、島しょ町村の要請に対し、必要な食料、生活必需品等を調達する。

## ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 支 庁	○ 支庁の備蓄物資を管内の町村へ放出

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島しょ町村と連携して、分散備蓄等により物資を確保</li> <li>○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。</li> <li>○ 都備蓄物資を島しょ町村へ放出</li> </ul>
島 しょ 町 村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都と連携して、分散備蓄等により物資を確保</li> <li>○ 備蓄倉庫は浸水から免れる高台や建物の浸水が及ばない階への設置に努める。</li> <li>○ 備蓄物資を被災者へ給（貸）与</li> </ul>

## イ 詳細な取組内容

### 《都福祉保健局》

- 島しょ町村の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、島しょ町村と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 食料の備蓄においては、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥など要配慮者のニーズを踏まえた食料を確保する。
- 災害救助法適用後、島しょ町村から要請があった場合は、都福祉保健局が備蓄している物資を放出する。
- 島しょ町村の被災状況を鑑みて緊急を要し、島しょ町村からの要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、要請又は要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講じる。

### 《島しょ町村》

- 島しょ町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後1週間程度の物資の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定を踏まえ、島しょ町村の地域特性に応じた最大の避難者数等を基準とする。
- 備蓄物資の不足に備えて、物資の調達体制を整備する。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、災害時要援護者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 備蓄倉庫については、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用し、浸水から免れる高台又は建物の浸水が及ばない階に設置するなどして、分散備蓄の確保に努める。
- 震災時における被災者への食料、生活必需品等の給（貸）与については、第2部第11章第5節「1 備蓄物資の供給」P〇〇に定めるところによる。

### (3) 物資の輸送体制

○ 島しょ地域へ救援物資等の応急対策に必要な物資を輸送する場合は、海上輸送に伴う荷役が発生するなど、複数の事業者が関係し、輸送調整に時間がかかってしまう。

一方、災害時には、迅速性又は融通性がより一層求められることから、関係する事業者と横断的に調整を図り、迅速にロジスティクスを構築する必要がある。

○ そのため、既存の協定等に基づく輸送体制をより一層強化するため、輸送事業者等のノウハウを導入し、支援物資を調達先から納品（被災地）までのワンストップで対応できる体制の構築及び臨時便の増発や船舶のチャーター等による輸送手段の確保などを検討し、輸送体制の迅速化及び複線化を図っていく。

#### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 輸送に必要な船舶、ヘリコプター等は関係各局及び関係機関に要請
都 支 庁	○ 島しょ町村の選定した地域内輸送拠点を把握 ○ 島しょ町村から物資の受入れについて支援要請があった場合、支庁倉庫等を活用 ○ 物資の輸送に必要な車両、船舶等を調達 ○ 島しょ町村からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都総務局に要請
都 福 祉 保 健 局 都 港 湾 局	○ 都総務局からの指示に基づき、物資の輸送に関し関係団体、協定団体に要請 ○ 受入れ場所（広域輸送基地）の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体、協定団体に要請
島 しょ 町 村	○ 島しょ町村の備蓄（都の事前配置分を含む。）・調達する食料、生活必需品等の輸送等の方法について定める。 ○ 交通及び連絡に便利な公共施設等を災害時における地域内輸送拠点として選定し、支庁に報告 ○ 島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達あっせんを要請
関 東 地 方 整 備 局	○ 緊急輸送に必要な船舶の情報を収集
関 東 運 輸 局	○ 災害時における輸送用船舶のあっせん



機 関 名	対 策 内 容
日 本 通 運 ヤ マ ト 運 輸 福 山 通 運 佐 川 急 便 西 濃 運 輸 東 海 汽 船 都 ト ラ ッ ク 協 会	○ 災害時における食料、生活必需品等の輸送

## イ 詳細な取組内容

### 《都総務局》

- 他道府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都総務局へ報告する。
- 各局の用途別必要船舶数を把握して都港湾局に通知し、調達を指示する。
- 都港湾局が調達した船舶及び他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶について、配分する。

### 《都支庁》

- 食料、生活必需品等の輸送に必要な車両、船舶等を調達する。
- 輸送手段の確保に当たっては、支庁保有の車両又は島内漁業協同組合所属の漁船を活用する。
- なお、車両、船舶等を調達する際には、島しょ町村の調達計画に競合しないよう、独自の調達計画を策定し調達する。

### 《都福祉保健局》

- 支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。

### 《都港湾局》

- 東海汽船又は協定締結団体（関東旅客船協会、日本船主協会、日本外航客船協会及び日本内航海運組合連合会）から必要な船舶を調達し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を都総務局に回答する。
- 支援物資受入れのため必要な荷役態勢の確保を、関係団体に依頼する。
- 依頼を受けた関係団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、荷役に必要な態勢を整える。
- 荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体に協力する。

### 《関東地方整備局》

- 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶が確保されるよう努める。

## 第4章 南海トラフ地震等防災対策

### 第2節 災害応急対策

《関東運輸局》

- 都総務局の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。

## 8 水道、下水道、電気、ガス、通信施設等の応急・復旧対策等

水道、下水道、電気、ガス、通信等の施設は、日常生活の基幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設において、広域的な連携活動体制を早期に確立し、全国から要員又は資機材の確保を行うとともに、人命に直接関わる重要施設に関するライフライン等の応急対策活動を迅速に実施しなければならない。

また、危険物、毒劇物取扱施設等においても、施設の実態に応じた措置が必要である。

### (1) 水道施設

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、島しょ町村は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に即した判断のもとに、緊急配水調整を行い、断水区域を限定したうえで、応急・復旧対策を実施する。

#### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
島 しょ 町 村	○ 水道の施設を災害から防護し、また、災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その機能を維持
都 支 庁	○ 島しょ町村の要請に応じ、当該町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡にあたる。 ○ 被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
都 水 道 局	○ 島しょ町村及び都本部からの要請に応じ、当該町村への技術支援を実施
都 福 祉 保 健 局 (島しょ保健所)	○ 必要に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

### (2) 下水道施設等

公共下水道及び浄化槽の復旧活動等については、町村の定める地域防災計画による。

### (3) 電気施設

《東京電力》

- 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。

- 各島嶼事務所にて設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。
- 復旧活動は、大島・八丈島を拠点とし実施する。また、復旧規模に応じて、都区内等からの応援を動員し応急復旧にあたる。
- 復旧要員、復旧資機材及び燃料の輸送は船艇のほか、ヘリコプター等の機動力を活用し対応にあたる。
- 津波被害を受けた発電所の復旧までには、長期間を要するおそれがあることから、高圧発電機車の輸送などによる暫定的な対応及び高圧発電機車の稼働に必要な燃料の調達について検討する。
- これらの対策により、災害応急活動の拠点等に対する電力の優先的な供給についても対応していく。

#### (4) ガス施設

《都環境局》

- LPガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の確立について支援を行う。

#### (5) 通信施設

《各通信事業者》

- 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、応急復旧対策を実施する。
  - ・ 気象状況、災害予報等
  - ・ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
  - ・ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
  - ・ 被災設備、回線等の復旧状況
  - ・ 復旧要員の稼働状況
  - ・ その他必要な情報(資料第〇〇「通信事業者等の活動態勢」別冊P〇〇)  
(資料第〇〇「通信事業者等の応急対策」別冊P〇〇)

#### (6) 危険物、毒劇物施設等

《消防本部等》

- 危険物施設及び毒劇物施設等の管理者等に対して、地震発生後の津波等の襲来に備え、避難に要する時間を十分確保したうえで当該危険物施設及び毒劇物施設等の実態に応じた措置を講じるよう指導する。

## 9 公共施設等の応急・復旧対策

道路、港湾等の公共施設は、島民が生活を行ううえで重要な役割を担っており、これらが地震・津波により被災した場合、救出・救助・救急活動に重大な支障を及ぼすこととなる。

このため、被害が発生した場合、津波警報等の解除など安全が確認された後、速やかに応急措置を行い、復旧を図る必要がある。

### (1) 道路

- 津波災害により道路が被害を受けた場合、道路管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、道路交通の確保を図るため、速やかに被害状況の調査を行い次のような応急活動を実施して被害箇所を復旧する。また、道路状況の広報活動を迅速に行う。

ア 津波による浸水、砂礫等の道路上の障害物除去

イ 路面の陥没、決壊、亀裂等の損傷及び津波による道路埋没の復旧

ウ その他道路施設における損傷の復旧

### (2) 港湾・漁港

- 地震・津波災害により、港湾・漁港施設が被害を受けた場合又はそのおそれがある場合、港湾・漁港管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被災施設については関係機関と協力して直ちに必要な応急措置及び応急復旧を行う。

- 都港湾局は、被災状況を的確に把握し、応急対策に必要な技術的判断と援助を行う。

- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。

ア 係留施設の被害で船舶・漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの

イ 臨港交通施設・輸送施設の被害でこれによって当該施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ウ 港湾・漁港の埋そくで船舶・漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外郭施設の被害でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

### (3) 海岸

- 海岸法で定めた海岸保全施設の管理者は、地震・津波により被災した海岸保全施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。

- ア 海岸護岸の施設機能が著しく低下しており、決壊又は倒壊のおそれがあるもの
- イ 津波により、護岸前面が埋そく又は洗堀され、これを放置すると越波や波浪浸食により護岸背後地の保全施設に著しい被害を与えるおそれがあるもの。
- ウ その他、新たな被害発生の要因となるおそれがあるもの

※ 海岸管理者の所管区域は次のとおり

- ・ 都建設局・・・伊豆諸島の26海岸
- ・ 都港湾局・・・港湾区域及び港湾に関わる区域並びに港湾局所管の漁港区域に関わる区域

#### (4) 河川

- 津波災害により、堤防護岸等が被害を受けた場合、各施設の管理者は、津波警報等の解除等の安全を確認した後、被災状況を速やかに調査し、その施設を復旧する。
- 特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は以下のとおりである。
  - ア 堤防の破損、護岸又は自然河岸の欠壊で住民の日常生活に重大な影響を与えるもの
  - イ 堤防護岸等の欠壊で、破堤のおそれがあるもの
  - ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで根固めをする必要があるもの
  - エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
  - オ 護岸又は自然河岸等の全壊又は欠壊で、これを放置すると著しく被害を生じるおそれがあるもの

#### (5) 空港

- 地震が発生した場合、都港湾局は、所管する施設の巡回、点検、整備等必要な措置、その他空港内における応急救護活動等の措置を行う。
- 空港が被害を受けた場合は、都港湾局が応急復旧計画を立案し、早期復旧、供用に努める。
- 東京航空局は、所管する施設の巡回、点検、整備等必要な措置を行う。また、航空保安無線施設または管制施設等が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えている場合は、速やかに応急復旧を実施する。
- 気象施設が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えている場合は、東京管区気象台は、速やかに応急復旧を実施する。
- 空港において、滑走路、着陸帯、誘導路、駐機場、照明施設などの基本施設が破壊され、航空機の離着陸に重大な支障を与えている場合は、都港湾局は、速やかに応急復旧を実施する。

## 第5章 東海地震事前対策

### 第1節 事前対策の目的等

---

#### 1 対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報等が発令された場合に、都、区市町村及び各防災機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条に基づき東京都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない地域における応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項を定めるものとする。

（資料第〇〇「東海地震に係る地震防災対策強化地域」別冊P〇〇）

- （1）この対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都内全域を対象とし都、区市町村及び防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定める。
- （2）この対策中、強化地域に係る部分については、大震法第6条の規定に基づく地震防災強化計画とする。
- （3）区市町村及び防災機関等は、この対策に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施するものとする。

#### 2 基本的な考え方

- （1）東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされている。この章では、東海地震の発災前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。
- （2）東海地震発生の際、強化地域内の新島村及び神津島村においては、5～10mの大津波が10分程度で到達し、また、三宅村においては3m強の大津波が20分以内に到達するおそれがあることから、強化地域における迅速・的確な応急対策活動がとれるよう事前対策を充実する。
- （3）東海地震発生の際、区部沿岸部においては、津波は1m以下であり、また、区部・多摩地区とも震度5弱（地域によって5強）程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、当該地域においては都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、①警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱

の発生を防止するための対応措置、②東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、都民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。

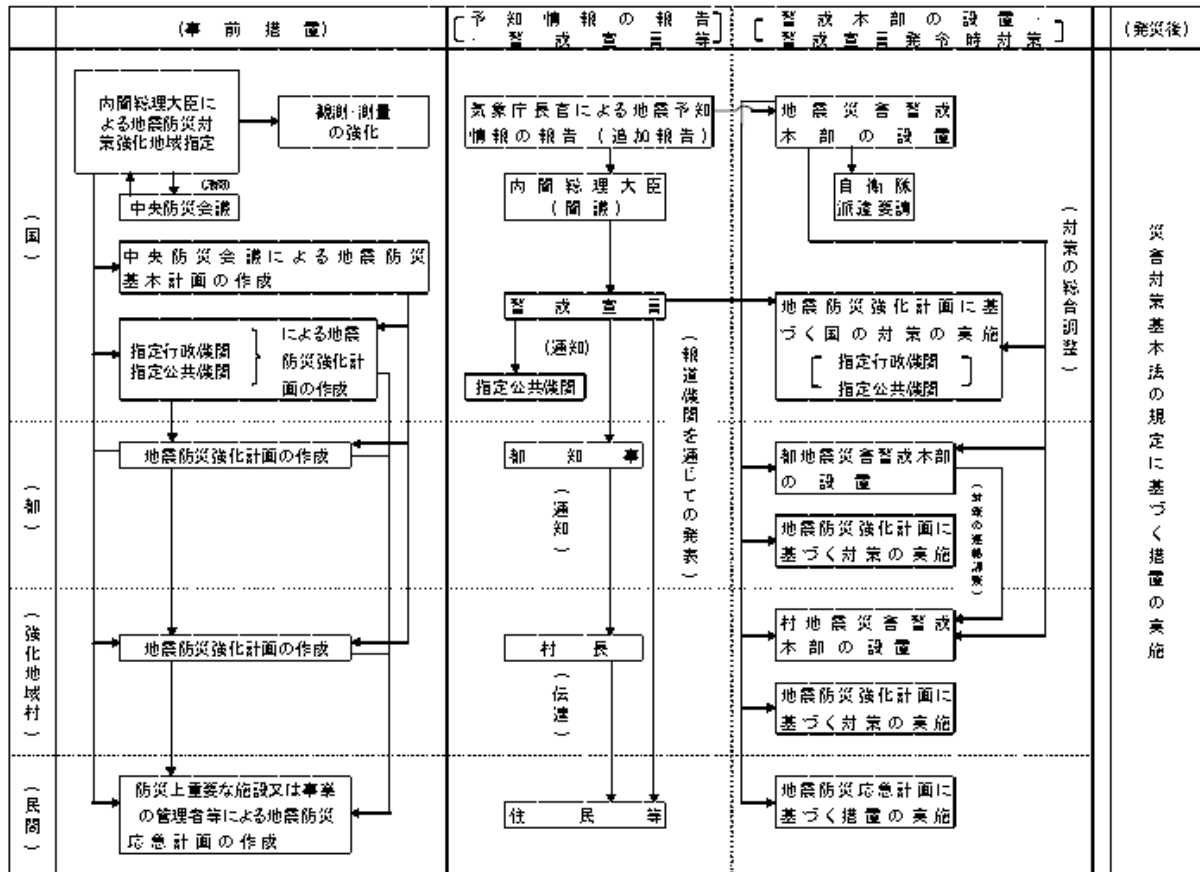
- (4) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- (5) 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じる。
- (6) この章に記載のない東海地震の事前対策については、第2部にに基づき実施する。
- (7) この章における事前対策は、次の事項に留意し策定した。
  - ア 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
  - イ 警戒宣言が発せられた時点には、地震及びこれに伴う津波の発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
  - ウ 区市町村及び各防災機関並びに隣接県等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

### 3 東海地震に関する事前対策の体系

大震法が定める東海地震の強化地域に係る事前対策の体系は、おおむね次のとおりである。

強化地域外の区市町村にあつては、「警戒本部」に代え「災害対策本部」の設置等、これに準じた対策を講じるものとする。

第5章 東海地震事前対策  
第1節 事前対策の目的等





## 第2節 都、区市町村及び防災機関の役割

---

都、区市町村及び防災機関の役割は、第2部第1章第2節「都、区市町村及び防災機関の役割」に定めるところによるが、東海地震事前対策に係る役割については、本節以下の各事項において定める。

## 第3節 都民・事業所等のとるべき措置

---

東海地震は、現時点においては、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国・都・区市町村をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。

都民、防災市民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、防災活動ははじめて総合力を発揮し得るものである。その意味から、都民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、都民一人ひとりが理解したうえ、都民、防災市民組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本節においては、都民、防災市民組織及び事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

### 1 都民のとるべき措置

#### (1) 平常時

ア 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。

特に、強化地域においては、津波の到達時間・津波危険予想区域・避難先・避難誘導策等を確認しておく。

イ 消火器具など防災用品を準備しておく。

ウ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。

(ア) 窓ガラスに飛散防止フィルム等を貼る。

エ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。

オ 飲料水（1人1日分の最低必要量3リットル）・食料を3日分程度の備蓄、医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備、地域内の応急給水拠点の確認をしておく。

カ 家族で対応措置を話し合っておく。

(ア) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡

方法などをあらかじめ決めておく。

(イ) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。

キ 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・区市町村・消防署、防災市民組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

ク 避難行動要支援者がいる家庭では、区市町村の定める要件に従い、差し支えない限り、区市町村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

## (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。

イ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。強化地域における津波危険予想地域からは、あらかじめ定められた避難場所に避難する。

ウ 電話の使用を自粛する。

エ 自動車の利用を自粛する。

## (3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

ア 情報の把握を行う。

(ア) 区市町村等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。

(イ) 都・区市町村・警察・消防等防災機関の情報に注意する。

(ウ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。

イ 強化地域における津波危険予想地域からは、あらかじめ定められた避難場所に迅速に避難する。

ウ 火気の使用に注意する。

(ア) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

(イ) ガスメーターコックの位置を確認する（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）。

(ウ) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオ等を除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。

(エ) LP ガスボンベの固定措置を点検する（避難するときは、LP ガスボンベの元栓を閉める。）。

(オ) 危険物類の安全防護措置を点検する。

エ 消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。

オ テレビや家具の転倒・落下・移動防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。

- カ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。
- キ 窓ガラス等の落下防止を図る。
  - (ア) 窓ガラスに荷造用テープ等を貼る。
  - (イ) ベランダの植木鉢等を片付ける。
- ク 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
- ケ 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。(非常持出品の準備)
- コ 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。
- サ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- シ 自家用車等の利用を自粛する。
  - (ア) 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
  - (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。
  - (ウ) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
- ス 幼児、児童の行動に注意する。
  - (ア) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
  - (イ) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の取り決めに基づいて引き取りに行く。
- セ 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- ソ エレベーターの使用は避ける。
- タ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- チ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- ツ 買い急ぎをしない。

## 2 防災市民組織のとるべき措置

### (1) 平常時

- ア 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
  - 特に強化地域内にあっては、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難場所、観光客等の避難誘導策等について、地域住民等に周知しておく。
- イ 情報の収集・伝達体制を確立する。
  - (ア) 区市町村及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
  - (イ) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- ウ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- エ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。

**第5章 東海地震事前対策**  
**第3節 都民・事業所等のとるべき措置**

- オ 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- カ 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- キ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

**(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで**

- ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう務める。
- イ 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼び掛ける。
- ウ 強化地域においては、津波到来に備え、観光客等に対する避難誘導措置を確認又は準備する。

**(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで**

- ア 区市町村等からの情報を地区内住民に伝達する。
- イ 防災市民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- ウ 強化地域における津波危険予想地域からは、あらかじめ定められた避難場所に避難誘導する。
- エ 地区内住民にとるべき措置（前項参照）を呼び掛ける。
- オ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- カ 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- キ 要配慮者の安全に配慮する。
- ク がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- ケ 救急医薬品等を点検する。
- コ 食料、飲料水及び炊出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

**(4) その他**

その他防災市民組織が結成されていない地域にあつては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

**3 事業所のとるべき措置**

**(1) 平常時**

- ア 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
  - (ア) 強化地域における第5章第4節3（1）記載の地震防災応急計画の作成義務のある事業所については、当該計画を作成
  - (イ) 上記以外の事業所にあつても、努めて同節3（2）記載の内容を消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画に規定
- イ 従業員等に対する防災教育の実施
- ウ 自衛消防訓練の実施

- エ 情報の収集・伝達体制の確立
- オ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- カ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

## (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- イ 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- ウ 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
- エ 強化地域においては、津波到来に備え、従業員・観光客等に対する避難誘導措置を確認又は準備する。
- オ その他状況により、必要な防災措置を行う。

## (3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- ア 自衛消防組織等の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- イ テレビ、ラジオ等により必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。  
特に、強化地域においては、顧客・従業員等の安全を第一に、津波に係る情報を、事前に定めた伝達手段により、迅速に伝える。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
- ウ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。  
この場合、要配慮者の安全に留意する。
- エ 都民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。  
ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び超高層ビル・地下街等の店舗にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
- オ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講じる。  
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講じる。
- カ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。
- キ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を講じる。
- ク 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用を中止するとともに、特に都・区市

## 第5章 東海地震事前対策

### 第3節 都民・事業所等のとるべき措置

町村・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。

ケ バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。

コ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。

サ 建築工事、ずい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。

シ 一般事業所の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。

ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

## 第4節 災害予防対策

本節では、強化地域に係る整備事業の推進及び警戒宣言発令時の対策を適切に行うための災害予防対策について定める。

### 1 緊急整備事業

東海地震による津波等の災害から、都民の生命及び財産を守るため、あらかじめ避難地、避難路、消防用施設、通信施設等各種防災関係施設を整備する必要がある。

このため、都、強化地域内村及び関係機関は、これらの防災関係施設の整備につき地震対策緊急整備計画を定め関連事業との整合を図り、早急にその整備を図るものとする。

#### (1) 整備事業の内容

都及び強化地域内村は、大震法第6条第1項第2号及び同施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第2条の規定に基づく避難路、消防用施設、緊急輸送港湾施設、緊急輸送漁港施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

##### ア 消防用施設の整備

地震の発生時に予想される災害から、生命、財産を守るため、消防ポンプ自動車、防火水槽、軽可搬消防ポンプ等の消防用施設の整備を図る。

##### イ 通信施設の整備

警戒宣言発令時及び地震発生時には、電話の輻輳<sup>ふくそう</sup>、途絶が予想される。このため、防災関係機関からの情報収集及び住民に対する災害情報の伝達を円滑にするため必要な防災無線システムの充実を図る。

##### ウ 避難路の整備

避難時間の短縮、避難路の安全性の向上等、避難の円滑化を図るため、避難路の整備を図る。

##### エ 緊急輸送港湾施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するため、港湾の整備を図る。

##### オ 緊急輸送漁港施設の整備

人員・緊急物資・復旧用資器材等の輸送の機能を確保するため、漁港の整備完了を図る。

## カ 備蓄倉庫の整備

発災時において、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄施設の整備を図る。

### (2) 年次計画

都及び区市町村は、大震法施行令第2条の規定に基づく地震防災上緊急に整備すべき施設以外の防災対策関連事業についても、年次計画を定め、その整備推進に努める。

## 2 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、都民が地震及び津波に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

都は、都民が東海地震に対して的確な行動がとれるように不断に地震に関する情報提供等を行い、防災対応について、教育、啓発及び指導するものとする。

### (1) 防災広報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から、警戒宣言の内容・津波の高さ・津波の到達時間・予想震度・警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

#### ア 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

また、強化地域に指定された新島村、神津島村、三宅村を含む島しょ地域では、津波防災意識の啓発及び教育、区部・多摩地域では、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止など安全対策とともに住民の不安解消のための広報活動を中心に行う。

#### イ 実施事項

- 東海地震についての教育、啓発及び指導
- 東海地震に関連する調査情報（臨時）・注意情報についての広報  
（資料第〇〇「警戒宣言、地震予知情報について」別冊P〇〇）
- 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- 東京の予想震度、被害程度、津波の高さ、津波の到達時間
- 強化地域住民への津波に対する心得の広報  
（資料第〇〇「津波避難勧告文例、津波に対する心得」別冊P〇〇）
- 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報



- 住民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報  
主な例を示すと次のとおりである。
  - a 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
    - (a) 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
    - (b) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
    - (c) その他防災上必要な事項
  - b 道路交通の混乱防止のための広報
    - (a) 警戒宣言時の交通規制の内容
    - (b) 自動車利用の自粛の呼び掛け
    - (c) その他防災上必要な事項
  - c 電話の輻輳<sup>ふくそう</sup>による混乱防止のための広報
    - (a) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
    - (b) 回線の輻輳<sup>ふくそう</sup>と規制の内容
    - (c) 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
  - d 買い急ぎによる混乱防止のための広報
    - (a) 生活関連物資取扱店の営業
    - (b) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
  - e 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報  
金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
  - f その他の広報  
電気、ガス等の使用上の注意

## ウ 広報の方法

①テレビ、ラジオ、新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的な広報、③印刷物等による地域的・現場的広報、により実施する。

### (ア) テレビ、ラジオ、新聞等による広報

- a 各放送機関は、東海地震対策キャンペーン番組を編成するなど、防災知識の向上に努める。
- b 都及び各防災機関は、提供番組等を通じて東海地震対策の内容の周知に努める。

### (イ) インターネット等による広報

ホームページ等に速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

### (ウ) 印刷物による広報

「広報東京都」をはじめ、各防災機関が、各種印刷物により防災知識の普及を図る。

### (エ) イベントや講演会等による広報

防災展等のイベントや講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。

## エ 区市町村による広報

区市町村は、広報車や同報無線による広報の他、地域の実情に応じ、都に準じて広報を行う。特に、強化地域内村は、津波に関する防災マップを住民等に配付し、避難方法等の周知徹底を図る。

## (2) 教育指導

### ア 幼児・児童・生徒に対する教育

都、区市町村及び学校等においては、次の事項について、幼児、児童、生徒等に対する地震防災教育を実施する。

#### (ア) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- a 地震発生時の安全行動
- b 登下校（園）時等の安全行動等

#### (イ) 教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」【新版】及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

## イ 自動車運転者に対する教育

都公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合に運転者が適正な行動をとれるよう、事前に次の事項について教育指導を行う。

#### (ア) 教育指導事項

- a 東海地震に関する基本的事項
- b 道路交通と交通規制の概況
- c 自動車運転者のとるべき措置
- d その他の防災措置等

#### (イ) 教育指導の方法

- a 運転免許更新時の講習
- b 安全運転管理者講習
- c 自動車教習所における教育、指導

### 3 事業所に対する指導等

#### (1) 地震防災応急計画の作成

警戒宣言発令時の社会的混乱と、発災時の災害を防止するため、強化地域内にある施設等の管理者又は運営者は、下記により、地震防災応急計画を作成する。

#### ア 地震防災応急計画の作成義務者

地震防災応急計画の作成を法律上義務づけられているもの（以下「地震防災応急計画作成義務者」という。）は、大震法施行令第4条各号に列記する、旅館、マーケット等の不特定多数の者が出入りする施設、危険物施設、電気・水道などの施設、旅客航路事業等を管理又は運営する者である。

（資料第〇〇「地震防災応急計画の届出が必要な事業所数」別冊P〇〇）

なお、警戒宣言発令時の対応を決めておくことは、すべての事業所について必要なことから、上記に該当しない事業所にあっても、自主的に計画を作成することが望まれる。

#### イ 作成期限

地震防災応急計画作成義務者は、地震防災対策強化地域の指定の日から6か月以内に、また事業を開始する等により計画作成の義務が生じるときは、事業の開始に先立ち計画を作ることとされている。

なお、施設の拡大、事業内容の変更等により計画を変更する必要があるときは、計画を変更しなければならない。

#### ウ 地震防災応急計画に記載すべき事項

##### (ア) 各施設等が実施すべき事項に関する計画

- a 地震防災応急対策を実施する組織の確立  
警戒宣言が発せられた時の、迅速・的確に防災措置を行うための組織の編成及び活動体制
- b 情報の収集伝達等  
テレビ・ラジオ等による情報の把握、顧客・従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達及び顧客、従業員等に対する安全の確保
- c 避難誘導  
津波危険予想区域、避難場所等の周知及び避難誘導方法
- d 出火防止及び初期消火  
火気使用設備器具の使用制限、危険物・薬品等の安全措置、消防用設備等の点検、初期消火体制の確保
- e 危険防止  
商品、設備器具等の転倒、落下、移動防止措置
- f 応急救護  
避難時における負傷、その他の事態に備えた応急救護措置等

(イ) 防災訓練に関する計画

警戒宣言が発せられた時の地震防災応急対策の実施等を想定した訓練計画

(ウ) 教育及び広報に関する計画

計画作成の日から、警戒宣言が発せられるまでの間に、従業員・利用者等に対し実施する教育及び広報計画

エ 地震防災応急計画の届出先等

地震防災応急計画（準用（みなし）される計画を含む。）の届出先等は、次表により行うものとする。

施行令第4条の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画又は規程と根拠規程	届出先
1	不特定多数人が出入する以下の用途の防火対象物	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画(大震法第8条みなし規定)	・ 村長（新島村・神津島村） ・ 消防本部消防長(三宅村)
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）、文化財等	[消防計画の作成義務がないもの] 地震防災応急計画	・ 都知事
2	複合用途防火対象物のうち、その一部が以下の用途（不特定多数人が出入りするものに限る）に供されているもので、当該用途部分の収容人員が30人以上のもの	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画(大震法第8条みなし規定)	・ 村長（新島村・神津島村） 消防本部消防長(三宅村)
	集会所、マーケット、旅館、民宿、診療所、停車場、発着場、事業所（工場、作業所等を除く）等	[消防計画の作成義務がないもの] 地震防災応急計画	・ 都知事
3	危険物施設	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程(大震法第8条みなし規定)	・ 都知事

施行令 第4条 の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画 又は規程と根拠規程	届出先
11	一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業	[一般旅客定期航路事業] 海上運送法施行規則第7条の2第1項の安全管理規程（大規模地震対策特別措置法施行規則第3条みなし規定） [旅客不定期航路事業] 海上運送法施行規則第23条の4において準用する同令第7条の2第1項の安全管理規程（大規模地震対策特別措置法施行規則第3条みなし規定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関東運輸局長</li> </ul>
12	一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法、運行管理規程）	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の2第1項の運行管理規程（大規模地震対策特別措置法施行規則第3条みなし規定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都知事</li> </ul>
13	学校、専修学校、各種学校	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（大震法第8条みなし規定） [消防計画の作成義務がないもの] 地震防災応急計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村長（新島村・神津島村）</li> <li>・ 消防本部消防長（三宅村）</li> <li>・ 都知事</li> </ul>

第5章 東海地震事前対策

第4節 災害予防対策

施行令 第4条 の号	施設又は事業の種類	作成すべき計画 又は規程と根拠規程	届出先
14	社会福祉施設等	[消防計画の作成義務があるもの] 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画（大震法第8条みなし規定）	消防法施行令別表第一（六）項ロで収容人員が10人以上のもの及び同（六）項ハで収容人員が30人以上のもの ・村長（新島村・神津島村） ・消防本部消防長（三宅村）
		[消防計画の作成義務がないもの] 地震防災応急計画	上記以外の社会福祉施設等 ・都知事
21	水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道	地震防災応急計画	・都知事
22	電気事業	電気事業法第42条第1項に規定する保安規程（大震法第8条みなし規定）	・経済産業大臣

(注) 施行令第4条の第4～10, 15～20, 23, 24号に規定する施設等については、強化地域内に該当する施設等が存在しないことから、記載していない。

**(2) 強化地域以外の事業所における事業所防災計画等の作成**

強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画において、次の項目について検討し、定めるよう指導する。

**ア 防災体制の確立**

自衛消防組織等の編成、警戒本部の設置及び防災要員の配備

**イ 情報の収集伝達等**

- テレビ、ラジオ等による情報の把握
- 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- 本社、支社間等の通信連絡手段の確保

- 百貨店等の不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止
- 顧客、従業員等に対する安全の確保

**ウ 安全対策面からの営業の方針**

- 劇場、映画館、地下街、超高層ビル等、不特定多数の者が利用する施設における営業の中止又は自粛
- 営業方針又は任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- その他消防計画等に定める事項の徹底

**エ 出火防止及び初期消火**

- 火気使用設備器具の使用制限
- 危険物、薬品等の安全措置
- 消防用設備等の点検
- 初期消火態勢の確保

**オ 危害防止**

商品、設備器具等の転倒、落下及び移動防止措置

**(3) 事業所に対する指導**

**ア 地震防災応急計画の作成指導**

警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関し、強化地域における地震防災応急計画については、前記(1)エに掲げる届出先の機関が、作成指導を行う。

また、強化地域以外の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、全体についての消防計画、予防規程及び事業所防災計画に定めるよう指導する。

**イ 事業所防災計画等の指導**

**(ア) 対象事業所**

機 関	対象事業所
東 京 消 防 庁	1 消防法及び火災予防条例により消防計画等、全体についての消防計画を作成することとされている事業所 2 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所 3 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所

## 第5章 東海地震事前対策

### 第4節 災害予防対策

機 関	対象事業所
都 環 境 局	1  高压ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガス及び支燃性ガスを取り扱う次の事業所 （1） 高压ガス製造者 （2） 高压ガス貯蔵所 （3） 特定高压ガス消費者 2  火薬類取締法の適用事業所
都 福 祉 保 健 局	1  毒物劇物取締法の適用事業所 2  RI 使用医療機関

(注) 1 東京消防庁は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、併せて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

2 島しょ町村及び稲城市については、それぞれの市町村又は消防本部が指導を行うものとする。ただし、予防規程に関して、稲城市については、当該市において指導を行うものとする。

#### (イ) 事業所指導の内容

機 関	対象事業所
東 京 消 防 庁	1  消防計画、全体についての消防計画に定める事項 2  予防規程に定める事項 （危険物の規制に関する規則第 60 条の 2 第 2 項に規定する事項を含む。） 3  事業所防災計画に定める事項
都 環 境 局	1  高压ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項 2  火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項
都 福 祉 保 健 局	1  毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項 2  RI 使用医療機関に係わる対応措置に関する事項

#### 4 防災訓練の充実

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置く総合防災訓練及び各防災機関別訓練を実施する。



区 分	機 関	内 容
総合防災訓練等	都	<p>注意情報及び警戒宣言時において、都、区市町村及び各防災機関がとる防災措置が迅速かつ的確に行えるよう、住民等の協力を得て訓練を実施する。また、強化地域村と連携して、情報伝達及び津波対策に重点をおいた実動訓練及び図上訓練を実施し、島しょ訓練の充実を図る。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 都各部局</p> <p>(2) 区市町村</p> <p>(3) 指定地方行政機関等</p> <p>(4) 各事業所及び施設利用者</p> <p>(5) 住民</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常参集訓練</p> <p>(2) 警戒本部運営訓練（災害対策本部運営訓練に準ずる）</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>3 実施時期</p> <p>他の防災訓練等との調整を行い実施する。</p> <p>また、強化地域村と連携した訓練については、必要に応じて随時実施する。</p>

第5章 東海地震事前対策

第4節 災害予防対策

区 分	機 関	内 容
区市町村の訓練	区 市 町 村	<p>警戒宣言時において、区市町村は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講じる責務がある。</p> <p>このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。</p> <p>そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。</p> <p>特に、強化地域内にあつては、津波情報伝達訓練など地域の実情に合わせた訓練を実施する。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 区市町村</p> <p>(2) 地域住民及び事業者</p> <p>(3) 都及び防災機関</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練</p> <p>(2) 警戒本部運営訓練（災害対策本部運営訓練に準ずる）</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>(5) 要配慮者等避難誘導訓練</p> <p>(6) 津波警報等情報伝達訓練</p>
警備・交通対策訓練	警 視 庁	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関、地域住民及び事業所等と協力して合同訓練を行う。</p> <p>1 参加機関</p> <p>(1) 都各部局</p> <p>(2) 区市町村</p> <p>(3) 地域住民及び事業所等</p> <p>2 訓練項目</p> <p>(1) 部隊の招集・編成訓練</p> <p>(2) 交通対策訓練（低速走行訓練を含む）</p> <p>(3) 情報収集伝達訓練</p> <p>(4) 通信訓練</p> <p>(5) 部隊配備運用訓練</p> <p>(6) 装備資器材操作訓練</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>

区 分	機 関	内 容
消防訓練	東京消防庁	<p>警戒宣言時における迅速・的確な防災体制の確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <p>1 参加機関等</p> <p>(1) 消防団</p> <p>(2) 協定締結等の民間団体</p> <p>(3) 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>(4) その他関係機関</p> <p>2 訓練内容</p> <p>(1) 非常招集命令伝達訓練</p> <p>(2) 参集訓練</p> <p>(3) 初動措置訓練</p> <p>(4) 情報収集訓練</p> <p>(5) 震災警防本部等運営訓練</p> <p>(6) 通信運用訓練</p> <p>(7) 部隊編成及び部隊運用訓練</p> <p>(8) 消防団との連携訓練</p> <p>(9) 協定締結等の民間団体との連携訓練</p> <p>(10) 各種計画、協定等の検証</p> <p>3 実施回数及び場所</p> <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度決定する。</p>
応急医療訓練	都 福 祉 保 健 局	<p>警戒宣言時において、迅速・的確な医療救護体制を確保するため、次により訓練を実施する。</p> <p>1 予知情報の収集、伝達</p> <p>(1) 局内事業所、都立・公社病院等及び関係機関（都医師会等）に対する情報伝達</p> <p>(2) 入院患者等に対する広報</p> <p>2 医療救護班等の編成</p> <p>都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、都立・公社病院、日赤東京都支部等：医療救護班等の編成準備要請</p> <p>3 病院施設、設備及び防災資器材等の緊急点検</p> <p>(1) 建物、各種消防用設備、医薬品等の点検</p> <p>(2) 発火性物質等危険物及び火気の点検</p> <p>これらの訓練は、他の防災訓練等との調整を行い実施する。</p>

第5章 東海地震事前対策  
第4節 災害予防対策

区 分	機 関	内 容
応急医療訓練	都 医 師 会	<p>警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各医療機関の被害状況を把握</li> <li>2 医療救護班の編成</li> <li>3 都の要請により検案に協力</li> </ol> <p>各医療機関は、随時、目的（例えば、入院患者の安全対策、多数傷病者受入時の対策等）を定め、反復して防災訓練を実施する。</p>
	都 歯 科 会 医 師 会	<p>警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各歯科医療機関の被害状況を把握</li> <li>2 歯科医療救護班の編成</li> <li>3 都及び警視庁の要請により身元確認作業に協力</li> </ol> <p>各歯科医療機関は、随時、目的を定め、反復して防災訓練を実施する。</p>
	都 薬 剤 師 会	<p>警戒宣言時の医療活動を円滑に実施するため、次の防災訓練を、都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各薬局等の被害状況を把握</li> <li>2 薬剤師班の編成</li> <li>3 区市町村の要請を受け、医薬品ストックセンター等の設置協力</li> <li>4 その他、随時、目的（例えば、医療救護所における調剤・トリアージ補助、医薬品ストックセンターからの医薬品供給等）を定め、反復して防災訓練を実施する。</li> </ol>
	都 獣 医 師 会	<p>警戒宣言時の動物救護ならびに獣医療を円滑に実施するため、次の防災訓練を、都及び区市町村等関係機関と協力して実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各獣医療機関の被害状況を把握</li> <li>2 動物救護および獣医療班の編成</li> <li>3 人獣共通感染症蔓延に対する予防措置支援</li> </ol> <p>各獣医療機関は、随時目的を定め反復して防災訓練を実施する。</p>

区 分	機 関	内 容
応急医療訓練	日 赤 東 京 都 支 部	<p>次により防災訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災訓練は、毎年1回以上実施する。</li> <li>2 防災訓練は、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び発災後の災害応急対策に係る次の事項について行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震予知情報等の伝達</li> <li>(2) 関係職員の非常招集</li> <li>(3) 救護資材等の点検確認</li> <li>(4) 業務用無線による通信</li> <li>(5) 医療救護班の待機及び出動</li> <li>(6) 医薬品の緊急輸送</li> <li>(7) 医療救護</li> </ol> </li> <li>3 防災訓練の実施計画は、その都度定める。</li> </ol>
その他防災機関訓練	都 水 道 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 訓練内容           <p>訓練は、都と区市町等関係機関とが協力して実施する訓練のほか、水道局独自に本局各部、事業所及び監理団体とが連携して実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 総合訓練               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 本部運営訓練</li> <li>イ 非常参集訓練</li> </ul> </li> <li>(2) 個別訓練               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報連絡訓練</li> <li>イ 保安点検訓練</li> <li>ウ 応急給水訓練</li> <li>エ 復旧訓練</li> <li>オ その他</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>2 訓練の実施           <p>総合訓練及び個別訓練は定期的を実施するほか、施設の新設、運転方法の変更や職員の異動があった時など、必要に応じて随時行う。</p> </li> </ol>
	東 京 電 力	<p>大規模な地震に係わる防災措置の円滑化を図るため、次の内容を主とする防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常招集訓練</li> <li>2 非常態勢の確立</li> <li>3 情報連絡訓練</li> <li>4 大規模地震発生時の災害応急対策</li> <li>5 避難及び救護</li> <li>6 その他必要とするもの</li> </ol> <p>また、国及び地方自治体等が実施する地震防災訓練に積極的に参加する。</p>

第5章 東海地震事前対策  
第4節 災害予防対策

区分	機関	内容
その他防災機関訓練	東京ガス	<p>地震防災に係る措置を円滑に実施するため、地震防災訓練を、年1回以上実施する。</p> <p>訓練内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 東海地震予知情報及び警戒宣言の伝達</li> <li>2 非常体制の確立</li> <li>3 工事の中断等</li> <li>4 ガス工作の巡視、点検等</li> <li>5 資機材等の点検</li> <li>6 事業所間との連携</li> <li>7 警戒解除宣言に係る措置</li> <li>8 需要家等に対する要請</li> </ol>
	各鉄道機関	<p>防災対策に従事する従業員に対し、防災対策に必要な次の各号の訓練を、年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常招集訓練</li> <li>2 情報連絡訓練</li> <li>3 旅客誘導案内訓練</li> <li>4 各担当業務に必要な防災訓練</li> </ol> <p>また、関係自治体、警察署、消防署等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識及び技能の習得を図る。</p>
	各放送機関	<p>警戒宣言等が発せられた場合などの対応について、次の内容を主とする訓練を、年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 予知情報等を想定した放送送出訓練</li> <li>2 非常招集訓練</li> <li>3 放送設備の防災措置訓練</li> <li>4 その他必要な事項</li> </ol> <p>このほか国又は地方公共団体等が主催する防災訓練に積極的に参加する。</p>

区分	機関	内容
その他防災機関訓練	N T T 東 日 本	<p>地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 非常召集</li> <li>3 警戒宣言時の地震防災応急措置</li> <li>4 大規模地震発生時の災害応急対策</li> <li>5 避難及び救護</li> <li>6 その他必要とするもの</li> </ol> <p>国又は東京都及び各区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>
	N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	<p>大規模地震を想定し、地震防災対策の実施上必要な次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 非常招集</li> <li>3 警戒宣言時の地震防災応急措置</li> <li>4 大規模地震発生時の災害応急対策</li> <li>5 避難及び救護</li> <li>6 その他必要とするもの</li> </ol> <p>国、都等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>
	N T T ド コ モ	<p>大規模地震を想定し、地震防災応急対策の実施上必要な次に掲げる内容の防災訓練を年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 非常召集</li> <li>3 警戒宣言時の地震防災応急措置</li> <li>4 大規模地震発生時の災害応急対策</li> <li>5 避難所等への支援</li> <li>6 その他必要とするもの</li> </ol> <p>国又は東京都及び市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。</p>
	K D D I	<p>防災業務を円滑、迅速かつ適切に実施するため、次に掲げる事項を重点に、年1回以上訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害に関する予警報等の収集・伝達訓練</li> <li>2 地震災害対策警戒組織の設置と要員参集訓練</li> <li>3 警戒宣言時における防災措置の実施訓練</li> <li>4 防災設備の運用に関する訓練</li> <li>5 その他必要な訓練</li> </ol>

第5章 東海地震事前対策

第4節 災害予防対策

区分	機関	内容
その他防災機関訓練	ソフトバンク テレコム  ソフトバンク モバイル	<p>防災業務を円滑、かつ迅速に実施するため、次の防災訓練を毎年1回以上実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害予報及び警報の伝達</li> <li>2 非常招集</li> <li>3 各種災害対策用機器の操作</li> <li>4 電気通信設備等の災害応急復旧</li> <li>5 避難所等への支援</li> </ol>
	第三管区 海上保安本部	<p>防災業務を迅速・的確に実施するため、都が行う総合防災訓練に参加するほか、次の項目を年1回以上訓練する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の呼集、警戒宣言等情報の伝達等に関する訓練</li> <li>2 海難救助、消防、排出油の防除、水路の確保、人員又は物資の緊急輸送等に関する訓練</li> <li>3 関係機関との通信訓練</li> </ol>
	東京空港 事務所	<p>東京国際空港内の関係機関と連携を図りながら、年1回以上、次の内容を主とする予知対応型及び発災対応型訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 震災対策連絡調整室の設置及び関係機関との連絡調整</li> <li>2 警戒宣言等情報の伝達</li> <li>3 情報の収集</li> <li>4 旅客及び空港内関係者への放送設備、広報車による警戒広報</li> <li>5 避難</li> <li>6 航空機による輸送能力の把握及び報告</li> <li>7 非常用管制塔の機能確認</li> <li>8 空港内交通規制等</li> <li>9 消火及び救難救護</li> <li>10 空港ビル会社、各航空会社、その他の主要機関による個別訓練</li> </ol>
	その他の 防災機関	<p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との強調体制の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。</p>



## 第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び東海地震注意情報は、気象庁が東海地域で常時観測している地殻変動や地震などの観測データに異常が現れた場合に段階的に発表される。

本章においては、これらの情報に応じて実施すべき措置について定める。

ただし、地震の前兆現象が捉えられないまま、突発的に発生する可能性があることを念頭において行動する。（資料第〇〇「異常発見から警戒宣言が発せられるまでのプロセス」別冊P〇〇）

### 1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

#### （1）情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表は、単なる異常データの段階であり、平常時の活動を継続しながら情報の内容に応じて連絡要員の確保など必要な体制を維持する。

情報名		情報内容	配備態勢
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。 情報発表後、東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合は、その旨が発表される。	連絡要員を確保する態勢

#### （2）情報活動

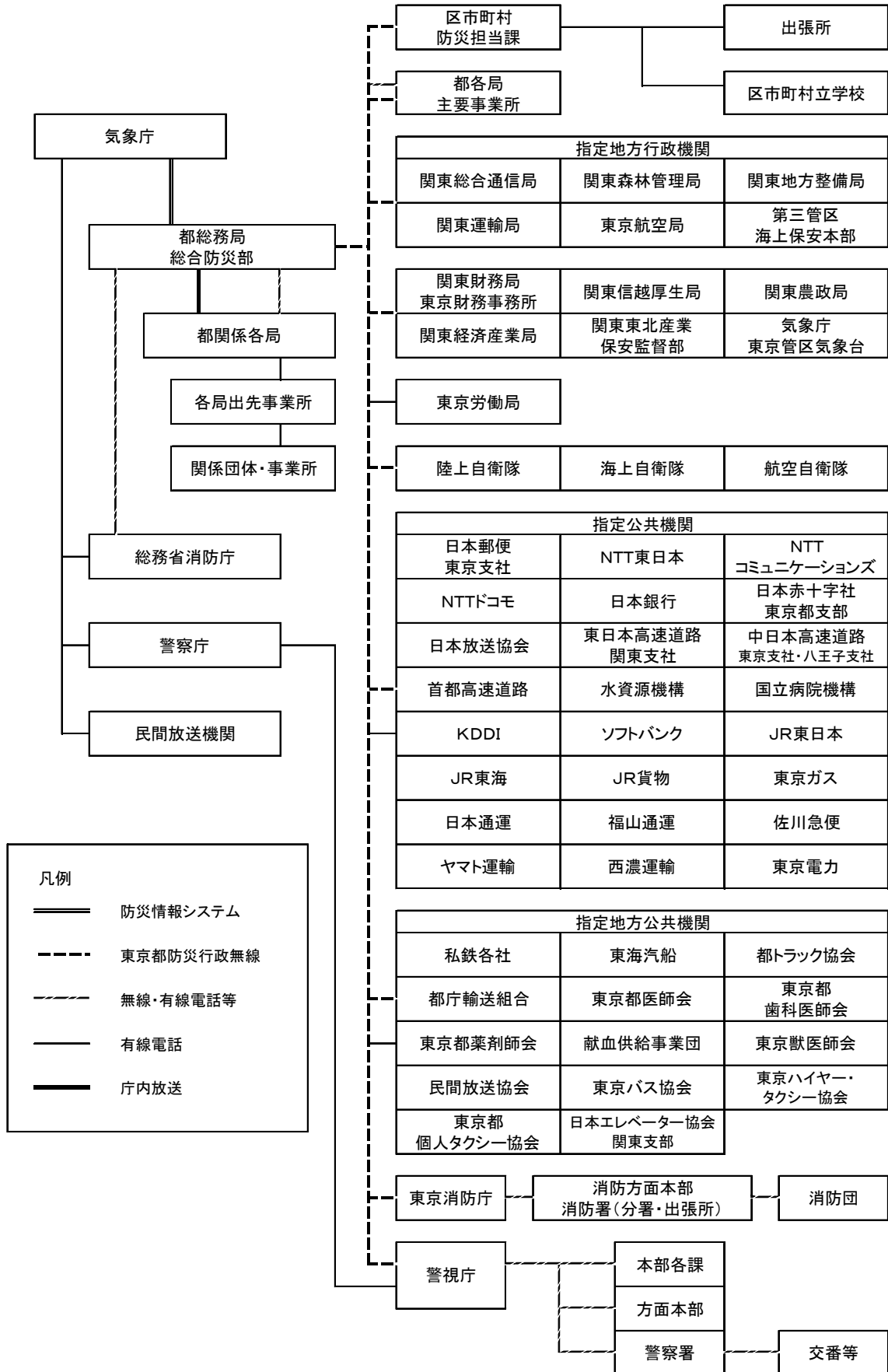
都総合防災部は、「情報監視態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁等関係機関から情報収集を行う。

また、区市町村、都各局及び防災関係機関等に一齐連絡を行う。都・区市町村・防災関係機関は、平常時の活動を継続しながら情報の監視を行う。都が夜間・休日において東海地震に関連する調査情報（臨時）を受けたときは、夜間防災連絡室において必要な対応を行う。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

【東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図】



## 2 東海地震注意情報発表時の対応

### (1) 情報名、情報内容及び都・区市町村・防災関係機関の配備態勢

東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が発表された場合、都・区市町村・各防災機関は担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

判定会の開催は注意情報のなかで報じられる。また、東海地震発生のおそれが無くなったと判断された場合にも、その旨が注意情報で発表される。

情報名	情報内容	配備態勢
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される。	担当職員の緊急参集及び情報の収集・連絡ができる態勢

### (2) 情報活動

注意情報発表時においては、都総合防災部は「情報連絡態勢」をとり、気象庁、総務省消防庁、関係機関から情報収集を行う。また区市町村、都各局及び各防災関係機関に一斉連絡を行う。

情報の伝達系統及び伝達方法は、別記「東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図」のとおりとする。

各機関の内部における情報連絡伝達系統については、各々の機関で定めておくこととする。

### (3) 危機管理対策会議の開催

注意情報が発表され、警戒宣言時に実施する地震防災応急対策を講じるための準備行動等を行う必要があると認める場合には、政府は官邸対策室を設置するなど準備行動の実施体制をとることとされている。

都においては、危機管理対策会議を開催し、都各局及び各防災機関と連携をとり情報収集を行う。

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

(4) 伝達体制

各機関の伝達体制は、次のとおりである。なお、公衆通信は規制される場合があることを考慮しておく。

機 関 名	内 容
都	<p>1 都総務局総合防災部は、注意情報を受けたときは、防災行政無線、有線電話及びその他の手段の活用により、直ちにその旨を区市町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊等の各関係機関に伝達（資料第〇〇「東京都防災行政無線回線構成図」P〇〇、資料第〇〇「東京都防災行政無線移動系回線構成図」P〇〇）</p> <p>2 都各部署は、都総務局総合防災部から注意情報を受けたときは、有線電話、無線電話等の活用により直ちに部内各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知</p> <p>3 都生活文化局は、上記2のほか、私立学校に対して、以下のとおり伝達</p> <p>(1) 幼稚園、専修学校及び各種学校は、所管庁（都・区市）を通じて、電話連絡網等により伝達</p> <p>(2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校へは、東京私立初等学校協会及び一般財団法人東京私立中学高等学校協会を通じて、電話連絡網等により伝達</p> <p>4 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達</p>
区 市 町 村	<p>都総務局から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、区市町村教育委員会を通じて、区市町村立学校（園）長に伝達する。</p> <p>また、区市町村内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。</p>
警 視 庁	<p>都総務局又は警察庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報により全所属に伝達</p>
東 京 消 防 庁	<p>都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、消防方面本部、消防署（分署・出張所）及び消防団に伝達</p>
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	<p>注意情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、関係事業者に周知する。</p> <p>なお、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やか放送を依頼する。</p>

機 関 名	内 容
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局から注意情報の通報を受けたときは、直ちに各部課及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達

**(5) 伝達事項**

ア 都及び各関係防災機関は、気象庁からの注意情報を伝達するほか、都職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動をとるよう伝達する。

イ 注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、都職員動員態勢及び地震防災応急対策の準備行動を解除するよう速やかに伝達する。

**(6) 活動体制**

**ア 都・警視庁・東京消防庁**

機 関 名	内 容
都	<p>1 都の情報連絡態勢                      都は、注意情報を受けたときは、直ちに総務局総合防災部において、情報連絡態勢をとる。                      また、政府が準備行動の開始を公表したときは、災害即応態勢をとる。                      各部局は、有線電話、無線電話等の活用により、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対し周知する。</p> <p>2 職員の参集                      都職員動員態勢を地震防災強化地域内においては、第1配備態勢とし、それ以外の地域においては、第1又は第2配備態勢とする。</p> <p>3 掌握事務                      都総務局総合防災部は、各防災関係機関の協力を得て、次の事務を行う。</p> <p>(1) 政府の準備行動開始の決定や判定会の開催等の注意情報の続報及び東海地震予知情報等、防災上必要な情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、東海地震に関する情報内容やその意味についての広報の実施</p> <p>(3) 都各局、区市町村及び防災関係機関との連絡調整</p>

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
警 視 庁	<p>1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し指揮体制を確立</p> <p>(1) 特別の警備本部 警視庁本部に特別の警備本部を設置し、警備指揮に当たる。</p> <p>(2) 方面警備本部 各方面本部に方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。</p> <p>(3) 現場警備本部 各警察署に現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</p> <p>2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたとき又は注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集</p>
東 京 消 防 庁	<p>東京消防庁は注意情報を受けた場合は、震災警戒態勢を発令して次の対応を行う。</p> <p>1 東京消防庁管内における活動体制 主に次の対策をとる。</p> <p>(1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集</p> <p>(2) 震災消防活動部隊の編成</p> <p>(3) 気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都及び警視庁）への職員の派遣</p> <p>(4) 救急医療情報の収集体制の強化</p> <p>(5) 航空隊運航体制の確保</p> <p>(6) 救助・救急資器材の準備</p> <p>(7) 情報受信体制の強化</p> <p>(8) 高所見張員の派遣</p> <p>(9) 出火防止、初期消火等の広報の準備</p> <p>(10) その他消防活動上必要な情報の収集</p> <p>2 強化地域（新島村、神津島村及び三宅村）における活動体制 注意情報が発表された時から警戒宣言が発令されるまでにおいて要請があった場合、島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定に基づき、救急患者等に対応</p>

イ 区市町村

注意情報が発せられた場合、又は知り得た場合、強化地域内村は、職員の緊急参集を行う。

また、注意情報に基づき政府が準備行動を開始した場合、必要に応じ、安全確保対策等の措置を講じる。

ウ 防災機関等

注意情報等を受けた場合、各防災機関は職員参集など、次のとおり実状に応じた防災態勢をとる。

機 関 名	内 容	
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 職員の非常呼集 (1) 注意情報を入手したときは、必要に応じ全職員に伝達し、非常呼集を行う。 (2) 職員の非常呼集は、別に定める非常呼集要領により行う。 2 船艇の対応措置 注意情報を入手したときは、運用区分に応じ必要な措置を講じる。	
自 衛 隊	1 注意情報の発表に伴う措置 東部方面隊は、速やかに非常勤務態勢に移行し、情報・指揮・通信の整備に着手し、警戒態勢を強化するとともに、第32普通科連隊については都庁に連絡班を派遣し連絡調整及び現況把握をする。 また、海・空自衛隊と密接な共同関係を保持し、三自衛隊一体の「地震防災派遣」を実施する。	
	2 連絡・調整担任部隊（陸上自衛隊）	
	部 隊 名 等 (駐屯地名)	第 32 普通科連隊 (大宮駐屯地)
	所 在 地	〒331-8550 埼玉県さいたま市北区日進町 1-40-7
連 絡 責 任 者	時 間 内	第 3 科長又は運用訓練幹部 048 (663) 4241 内線 436・437
	時 間 外	連隊当直司令 048 (663) 4241 内線 402
東日本高速道路 中日本高速道路	注意情報を受けたときは、職員の非常参集を行い、災害対策本部を設置	
首都高速道路	注意情報を受けたときは緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、災害対策本部の設置準備に入る。	

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
J R 東 日 本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意情報を受けたときは、対策本部を設置</li> <li>2 地震防災対策に係る対策本部要員及び必要な要員を非常招集</li> </ol>
J R 東 海	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本社、各鉄道事業本部等は、あらかじめ注意情報発表時の非常参集要員を指定し、注意情報が発表されたときは、直ちに原則として勤務箇所に参集させることとする。</li> <li>2 本社、各鉄道事業本部等は、注意情報の発表後速やかに、あらかじめ定めた組織により地震防災対策本部を設置し、本社地震防災対策本部長は、設置した旨を速やかに関係行政機関に報告することとする。なお、各地震防災対策本部は、地震災害警戒対策本部が設置されたとき又はその任務を満了したときに廃止することとする。</li> </ol>
都 交 通 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意情報が発表された旨周知を図る。</li> <li>2 職員を招集するとともに、交通局災害対策本部の設置準備を行う。</li> </ol>
東 武 鉄 道	注意情報を受けたときは、伝達経路により本部関係者や応急対策従事員を非常招集
東 急 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震災害対策本部の設置準備に入る。</li> <li>2 要員を非常招集</li> </ol>
京 成 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意情報を受けたときは、災害対策規則に基づき、災害対策本部を設置</li> <li>2 要員を非常招集</li> </ol>
京 王 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意情報の情報連絡を受けたときは、防災会議を開催し、情報の収集と災害対策本部の設置、警戒体制の種別決定、列車の運転方式その他事前対策を協議</li> <li>2 要員を非常招集</li> </ol>
京 急 電 鉄	注意情報を受けた場合、警戒宣言に伴う初期における対応措置に支障を来たさないよう、情報連絡態勢、職員の非常招集、警戒本部の設置、活動態勢等、常に必要な防災態勢を整備しておくものとする。
西 武 鉄 道	注意情報発令の情報を受けた関係者は、警戒宣言の発令に備え、指定された場所に出動
小 田 急 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄道部門では所属員の召集を必要と認めた場合、速やかに非常召集を行う。</li> <li>2 所属員は、所属長の指示により出勤</li> <li>3 総合対策本部の設置準備を行う。</li> </ol>



機 関 名	内 容
東京地下鉄	気象庁が注意情報を発表した場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置
東京モノレール	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地震防災対策本部の設置準備に入る。</li> <li>2 要員を非常招集</li> </ol>
ゆりかもめ	注意情報を受けた場合は、直ちに要員を非常招集して対策本部を設置
北総鉄道	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意情報を受けたときは、災害対策本部を設置</li> <li>2 要員を非常招集</li> </ol>
東京臨海高速鉄 道	注意情報を受けた場合は、直ちに要員を非常招集して災害対策本部を設置
多摩都市モノレール	注意情報を受けた場合、直ちに対策会議を招集して、災害対策本部の設置及び社員を非常招集
首都圏新都市鉄 道	注意情報を受けた場合は、非常時の対応要員を招集し、対策本部を設置
N T T 東 日 本	<p>注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒態勢（災害の発生する恐れがある場合）</li> <li>2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合）</li> <li>3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合）</li> </ol>
N T T コミュニケーションズ	<p>注意情報の連絡を受けた場合、強化地域内において重要通信の確保を優先するとともに可能な範囲において一般通信を確保することを基本とし、次の地震防災応急対策の業務に準じて適切かつ、効果的に実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 注意情報の伝達と周知</li> <li>2 非常態勢の発令及び情報連絡室の設置</li> <li>3 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達</li> <li>4 要員、資材、物資、災対機器、車両等の確保及び輸送に関する確認等</li> <li>5 その他発災に備えた諸措置等</li> </ol>

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
N T T ド コ モ	<p>注意情報の連絡を受けた場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策を効果的に実施するため次の各号に掲げる事項について、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信疎通状況及び利用制限措置状況並びに代替となる通信手段の確保状況</li> <li>2 所轄する事業部門及び地域等における地震防災応急対策の実施状況</li> <li>3 社員の確保及び避難の状況</li> <li>4 当該大規模地震に係る情報及び社会情勢等</li> <li>5 その他地震防災応急対策実施上必要な情報又は要望事項等</li> </ol>
K D D I	<p>注意情報の連絡を受けた場合又は警報宣言が発せられた場合、その情報伝達、とるべき措置の確認・指示、通信の疎通状況の確認と疎通確保に向けた対策をとる。</p>
ソフトバンク テレコム ソフトバンク モバイル	<p>注意情報の連絡を受けた場合又は警報宣言が発せられた場合、必要要員を確保し、状況の把握及びこれに関する情報の収集を行い、通信疎通状況の確認及び疎通確保の対策をとる。</p>
日赤東京都支部	<p>注意情報が発表されたときは、災害救護活動を効果的に行うため主に次の対策をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員非常召集</li> <li>2 災害対策本部設置準備</li> <li>3 所属施設への情報伝達</li> <li>4 医療救護班の編成準備</li> <li>5 その他必要な情報収集と準備措置</li> </ol>
そ の 他 防 災 機 関	<p>注意情報を受けた場合、又は注意情報の発表を知った場合は、担当職員の緊急参集等を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これらの情報の共有を図る。</p>

(7) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期である。このため、この時期の広報は、原則としてテレビ、ラジオ等により、住民の冷静な対応を呼び掛ける内容のものとなる。

なお、各現場で混乱発生の恐れが予測される場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（都総務局、警視庁、東京消防庁）へ通報し、関係機関は必要な情報等を都民に広報する。

**ア 東京都の広報対応措置**

社会的混乱防止のため、報道機関の協力を得て、都民等に対し注意情報の内容とその意味について分かりやすく周知するとともに、住民の冷静な対応を呼び掛ける。

具体的には、旅行の自粛、児童生徒の登下校等に対する安全確保、交通機関の運行状況の把握、火元、危険物の管理や家具の転倒防止他の安全対策の実施等である。

また、各防災機関の対応について、適切な情報提供を行うが、この場合、注意情報の主旨について、誤解の招くことのないよう十分に留意する。

なお、気象庁が注意情報の解除に係る情報を発表し、これを受けて政府が準備体制の解除を発表した場合は、都においても迅速に同様の発表を行う。

**イ 区市町村の広報対応措置**

注意情報が発表されたときは、その内容と意味について周知し、適切な行動を呼び掛けるものとする。

**ウ 放送機関の対応措置**

機 関 名	内 容
日本放送協会	1 放送態勢 注意情報を受けて、職員の緊急招集を行い、速やかに非常配備態勢に移る。 2 放送内容 注意情報から警戒宣言までの間、状況に応じて最大で全7波（テレビ「総合、Eテレ、BS1、BSプレミアム」、ラジオ「第1、第2、FM」）の番組を中断し、地震関係の放送を全国に向けて行う。 (1) 観測データの解説 (2) 地震予知の仕組みと段取りの説明 (3) 住民に冷静な行動への具体的な呼び掛け

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
T B S テ レ ビ	<p>1 放送態勢</p> <p>(1) 注意情報の発令を受けた場合、直ちに非常態勢をとり、特別番組開始の準備を行う。</p> <p>(2) 報道解禁時刻をもって平常番組の放送を中断して特別番組の放送を開始</p> <p>(3) 報道解禁が深夜の放送休止時間中の場合は、直ちに電波を出して特別番組の放送を行う。</p> <p>2 放送の内容</p> <p>(1) 注意情報の報道（臨時ニュースに準ずる。）</p> <p>(2) 注意情報に至った経過と今後の段取り</p> <p>(3) 家庭、職場での心得</p> <p>(4) 情報に注意するよう呼び掛け</p> <p>(5) 注意情報に至った観測データが発表された場合、その内容等</p> <p>なお、アナウンス原稿やテレビ画面は、住民に不安感や誤解を与えないよう慎重に配慮する。</p>
文 化 放 送	<p>1 放送態勢</p> <p>注意情報を受けた場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、特別放送対策会議を招集、警戒宣言の発令に備え、特別放送実施本部設置の準備に入る。</p> <p>(1) 特別放送は、特別放送対策会議がその実施を決定して行う。</p> <p>(2) 特別放送対策会議は、大規模な災害が発生又は近く発生すると思われるときに、放送事業局長の発議により招集される。</p> <p>(3) 特別放送対策会議により、非常事態等が発生又は近く発生すると判断されたときは、直ちに特別放送実施本部が設けられる。</p> <p>2 放送の内容</p> <p>「特別放送措置規程」の実施に入る前段階の措置として、①異常データが発見され判定会で検討中であること、②これが直ちに大規模地震の発生に結びつくものではないので、無用の混乱を生ぜぬよう聴取者の冷静な対応を繰り返し呼び掛ける。</p> <p>(1) 東海地震の予知の仕組み等（その後の観測結果、警戒宣言までの手続き等）</p> <p>(2) 住民への呼び掛け（情報に注意、冷静な行動、自動車、電話等の利用の自粛、家庭・職場での心得）</p>

機 関 名	内 容
ニ ッ ポ ン 放 送	<p>1 放送態勢</p> <p>(1) 気象庁から注意情報の連絡を受けた報道部デスク（夜間・休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備態勢をとる。</p> <p>(2) 同時に社長を本部長とする「特別放送本部」の設置準備に入り、要員を招集</p> <p>(3) 地震パーソナリティは「特別放送本部」スタジオ、地震リポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、東京都庁等）に待機</p> <p>2 放送の内容</p> <p>直ちに注意情報の発令ニュース速報を放送し、その後はおおむね以下の要領で放送を行う。</p> <p>(1) 注意情報の根拠、判定会の説明、動静速報</p> <p>(2) 注意情報から警戒宣言までの手続き説明</p> <p>(3) 警戒宣言が出された場合の各機関の対応説明</p> <p>(4) 住民への冷静な行動呼び掛け</p> <p>(5) 行うべきこと、行ってはならないことの具体的な説明ほか</p>
ラ ジ オ 日 本	<p>1 放送態勢</p> <p>(1) 報道部デスクは、気象庁から注意情報の連絡を受けた場合、直ちに社内規程に定められた緊急連絡ルートに従い、各部責任者に通報、緊急放送の準備態勢に入る。</p> <p>(2) 警戒宣言の発令に備えて、社内に「非常事態放送対策本部」の設置準備と非常要員の招集を行う。</p> <p>(3) 緊急配置の指示</p> <p>2 放送の内容</p> <p>報道解禁に伴い、直ちに注意情報についてのニュース速報を放送</p> <p>(1) 注意情報の根拠となった観測データ</p> <p>(2) 判定会の役割</p> <p>(3) 招集後の判定会の動きと見通し</p> <p>(4) 注意情報から警戒宣言への手順の説明</p> <p>(5) 都民へ冷静な行動の具体的な呼び掛け</p> <p>(6) 不安の解消に努める。</p>

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
エフエム東京	<p>1 放送態勢 気象庁から同報装置で注意情報の連絡を受けた報道・情報センター（夜間・休日は当直者）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に従って、この旨を伝達するとともに、放送準備態勢をとる。</p> <p>2 放送の内容 情報に注意、冷静な行動、自動車や電話自粛などの呼び掛けと家庭での心得、都民のとるべき防災措置、文字多重放送（見えるラジオ）による注意情報の報道</p>
J - W A V E	<p>1 放送態勢 注意情報を気象庁の同報装置で受信した場合、編成部デスク（夜間、休日は当直者）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統に沿って、この旨を伝達</p> <p>2 放送の内容 （1）注意情報の解説 （2）今後の情報に注意する呼び掛け （3）混乱の防止と防災知識の啓発</p>
日経ラジオ社	<p>1 放送態勢 注意情報の連絡が入った場合、情報入手者は、あらかじめ定められた「緊急時連絡系統」に従い、速やかに社内関係先に連絡し、特別放送態勢に入るとともに随時、地震関連情報を伝達</p> <p>2 放送の内容 （1）注意情報の報道 （2）予知情報の仕組みの解説 （3）注意情報の経緯解説 （4）地震に際しての安全確保の心構えと説明 （5）判定会の結論の報道 （6）警戒宣言解除まで、安全確保の呼び掛けを中心に地震関連情報の報道</p>

機 関 名	内 容
日 本 テ レ ビ	<p>1 放送態勢</p> <p>(1) 注意情報が発表された時は、「東海地震関連」番組を編成</p> <p>(2) 「東海地震関連」番組は、その後の観測データの変化に応じて継続させるものとする。</p> <p>2 放送の内容</p> <p>「東海地震関連」番組は、原則として全国向け放送番組として制作する。</p> <p>注意情報の発表が放送休止中の場合（早朝・深夜）は速やかに放送を再開し、スーパーインポーズ等により緊急放送を行う旨を告知する。「東海地震関連」番組は気象庁の東海地震予知観測データの変化、防災の心得等の告知を行う。</p>
フ ジ テ レ ビ	<p>1 放送態勢</p> <p>注意情報の発表を受けて直ちに速報スーパーで情報内容を放送、態勢が整い次第、通常番組を中断、報道特別番組を放送</p> <p>2 放送の内容</p> <p>(1) 注意情報の内容や観測された異常データの推移などについて詳しく解説</p> <p>(2) 国や各自治体、各防災機関の動向などの情報を伝える。</p> <p>(3) 住民に冷静な対応を呼び掛ける。</p>
テ レ ビ 朝 日	<p>1 放送態勢</p> <p>(1) ANN取材本部を設置</p> <p>(2) 報道情報局員、関係する技術局員、編成制作局員を非常招集</p> <p>(3) 注意情報発表直後にニュース速報（スーパー）で伝え、可及的速やかに通常番組を中断して注意情報の内容を気象庁からの中継等で伝える。</p> <p>(4) 報道特別番組を放送</p> <p>2 放送の内容</p> <p>(1) 地震予知の仕組みや、発災への流れの中で東海地震注意情報の位置付けなどについて解説</p> <p>(2) 発災・終息両方の可能性について、以後起こりうる事態について説明</p> <p>(3) 防災準備行動の具体的な内容</p> <p>(4) 住民の防災準備に役立つ情報</p>

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
テ レ ビ 東 京	<p>1 放送態勢 あらかじめ決められた連絡ルートで緊急連絡を行い、関係各 部はニュース速報（臨時ニュース）の態勢をとる。</p> <p>2 放送の内容 注意情報および判定会関係の情報に関しては速報（臨時ニュー ース）として、気象庁等の中継をまじえて放送</p> <p>(1) 東海地震注意情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 注意情報の内容、意味に関する周知</li> <li>・ 判定会招集・開催に関する情報</li> </ul> <p>(2) 東海地震予知情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言時</li> </ul> <p>(3) 各レベルともに社会的な混乱を防止するために必要な情報、 心得等</p> <p>なお、一般家庭の心得等、住民の冷静な対応を呼び掛けるた め、特定の番組内で集中的に必要な事項を告知するとともに、各 番組内で可能な限りスーパーテロップ（字幕）を用いて、情報 を伝達する。</p>
T O K Y O M X	<p>1 放送態勢 注意情報を受けた時点から、MX非常事態放送対策規程によ り職員の緊急動員を行い、放送態勢をとる。</p> <p>2 放送の内容</p> <p>(1) 予知情報関係の情報等を放送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 判定会招集情報</li> <li>イ 判定会開催情報</li> <li>ウ 混乱防止の呼び掛け</li> <li>エ その他必要な情報の提供</li> </ul> <p>(2) 気象庁の情報を正確かつ分かりやすく伝えるとともに、住 民に冷静な対応を呼び掛ける。</p>
I n t e r F M	<p>1 放送態勢</p> <p>(1) 注意情報の連絡が入った場合、あらかじめ定められた社内 の連絡系統に従い、速やかに社内に連絡し、特別放送態勢に 入る。</p> <p>(2) 注意情報の発令と同時に、随時、地震関連情報を伝達</p> <p>2 放送の内容</p> <p>(1) 注意情報の報道</p> <p>(2) 注意情報の経緯と解説</p> <p>(3) 混乱の防止と防災知識の啓発等</p> <p>(4) 在日外国人に向けた各言語による注意情報の報道</p>



機 関 名	内 容
TBSラジオ & コミュニケーションズ	<p>1 放送態勢</p> <p>(1) 注意情報の発令を受けた場合、直ちに非常態勢をとり、特別番組開始の準備を行う。</p> <p>(2) 報道解禁時刻をもって平常番組の放送を中断して特別番組の放送を開始</p> <p>(3) 報道解禁が深夜の放送休止時間中の場合は、直ちに電波を出して特別番組の放送を行う。</p> <p>2 放送の内容</p> <p>(1) 注意情報の報道（臨時ニュースに準ずる。）</p> <p>(2) 注意情報に至った経過と今後の段取り</p> <p>(3) 家庭、職場での心得</p> <p>(4) 情報に注意するよう呼び掛け</p> <p>(5) 注意情報に至った観測データが発表された場合、その内容等</p> <p>なお、アナウンス原稿又は取材現場からのレポートなどは、住民に不安感及び誤解を与えないよう慎重に配慮する。</p>

**(8) 注意情報時の混乱防止措置**

注意情報の発表等により種々の混乱の発生のおそれのあるとき又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	内 容
都	<p>1 対応措置の内容</p> <p>(1) 各防災機関等が実施する混乱防止措置の総合調整及び防止対策の立案及び実施</p> <p>(2) 混乱防止に関する情報の収集及び分析</p> <p>(3) 混乱防止に必要な情報の報道機関への発表</p> <p>(4) その他必要事項</p> <p>2 対応機関</p> <p>都危機管理対策会議を中心として、総務局（総合防災部）が各局、各防災機関の協力を得て対処</p>

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
警 視 庁	<p>1 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、関係機関等と連携協力して、ライフライン・駅等の状況、道路交通状況等混乱防止を図るための情報の収集に努めるとともに、都民等に対して注意情報が発表された場合の都民等のとるべき措置、運転者のとるべき措置等について、積極的な広報活動を行い、冷静に対応するよう呼び掛ける。</p> <p>2 混乱の未然防止活動 駅、主要交差点等、混乱が発生するおそれがある施設・場所等に、必要な部隊を配備して混乱防止措置をとる。</p>
都 交 通 局	<p>1 旅客に対し以下の内容について、随時伝達 (1) 注意情報 (2) 混乱防止のための旅客への協力要請 (3) 警戒宣言発令時の運行方針等 (4) その他東海地震に関する情報</p> <p>2 主要駅（ターミナル、連絡駅等）において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全確保を図る。 (1) 警察署の協力を得て警備体制を確立 (2) 状況により駅出入口の使用制限を実施</p>
J R 東 日 本	<p>1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道</p> <p>2 各支社（東京・横浜・千葉・大宮・八王子）社員を派遣するなど、駅客扱い要員の増強を図る。</p> <p>3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請</p>
J R 東 海	<p>各鉄道事業本部は、注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内</p>
東 武 鉄 道	<p>1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため正確な情報連絡に努める。</p> <p>2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。</p>

機 関 名	内 容
東 急 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 従業員は、冷静に旅客の応対に努めるとともに、状況に応じ、旅客にわかりやすい内容の表現で放送し、混乱を起こさぬように努める。</li> <li>2 状況により、改札規制及び入場制限等の措置を行う。</li> <li>3 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止</li> </ol>
京 成 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要員を非常招集するとともに、早期に警察官の出動を要請</li> <li>2 旅客の安全確保のため、状況により、次の処置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 状況を把握し、適切な放送を行う。</li> <li>(2) 必要により入場規制を行う。</li> </ol> </li> </ol>
京 王 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報道機関に対して、列車の運行状況等の情報提供等を行い、混雑緩和への協力要請を行う。</li> <li>2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 状況により本社員の応援動員を行う。</li> <li>(2) 各駅との連絡調整及び状況に応じた列車の運行調整を行う。</li> <li>(3) 放送、掲示等による案内や混雑状況に応じて改札規制等を実施</li> <li>(4) 駅構内営業の中止等、必要な措置を講じる。</li> </ol> </li> </ol>
京 急 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 列車の運行計画を広報するとともに、混乱防止の協力を依頼</li> <li>2 状況により、改札規制、入場制限等の措置を行う。</li> <li>3 状況により、早期に警察官の派遣を要請し、極力混乱を防止</li> </ol>
西 武 鉄 道	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客の混乱防止と円滑な輸送を行うため、状況により、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 掲示・放送等を活用し正確な情報提供に努める。</li> </ol> </li> <li>2 必要により警察官の派遣を要請し、混乱の防止に努める。</li> </ol>
小 田 急 電 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 旅客に対し正確な情報提供と旅客混乱防止に努め冷静に対応</li> <li>2 注意情報の発表後の運転計画等を案内するとともに、不要不急の旅行、出張等を控えるよう要請</li> <li>3 状況に応じ、早期に警察官の派遣を要請</li> </ol>
東 京 地 下 鉄	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員を非常招集するとともに、状況により警察官の応援を要請</li> <li>2 旅客の安全を図るため、状況に応じて適切な放送を実施し、旅客に協力を要請</li> </ol>

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
東京モノレール	1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道 2 旅客の安全を確保するため、次の措置をとる。 （1）状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 （2）必要に応じて改札止め等の入場制限を行うほか、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等適切な旅客誘導に努める。 3 管理部門から係員を駅に派遣し、旅客扱い要員の増強を図る。
ゆりかもめ	1 係員を派遣し、乗降客扱い要員を増強するとともに、必要により警察官の応援を求める。 2 的確な情報を逐次放送して、旅客の動揺防止に努める。 3 入場制限等規制を早めて、混乱防止を図る。
北 総 鉄 道	1 要員を非常招集するとともに、状況に応じ、早期に警察官の出動を要請 2 旅客の安全確保のため、状況により、次の処置をとる。 （1）状況を把握し、適切な放送を行う。 （2）必要により入場規制を行う。
東京臨海高速鉄 道	1 旅客扱い要員を増配置し、警戒体制を強化するとともに、必要により警察官の派遣を要請 2 旅客の安全確保のため、状況により次の措置を講じる。 （1）駅放送等によりの確な情報を繰り返し放送し、混乱の防止を図る。 （2）混乱状況に応じ、出入口及び改札口の入場規制を早めに実施
多 摩 都 市 モノレール	1 テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運行状況を報道 2 旅客の安全を確保するため、次の措置を講じる。 （1）適切な放送を行い、旅客の冷静な対応と協力を要請 （2）必要に応じ入場規制等を行う。 3 管理部門から係員を駅に派遣し、旅客扱い要員の増強を図る。 4 混雑状況に応じて、警察官に出動を要請
首都圏新都市鉄 道	1 情報を的確に収集及び把握して、構内の掲示板、駅、車内放送等により旅客に対し適切な情報提供を行う。 2 旅客扱い要員を増強し、旅客の冷静な対応と混乱防止を図る。

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	<p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集と伝達</li> <li>2 通信の利用制限等の措置</li> <li>3 災害用伝言ダイヤルの提供準備</li> <li>4 対策要員の確保及び広域応援</li> <li>5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</li> <li>6 通信建物、設備等の巡視と点検</li> <li>7 工事中の設備に対する安全措置</li> <li>8 社員の安全確保</li> </ol>
N T T コミュニケーションズ	<p>国、都等からの指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集と伝達</li> <li>2 重要通信の確保、通信の利用制限等の措置準備</li> <li>3 災害用伝言ダイヤルの提供準備</li> <li>4 対策要員の確保</li> <li>5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</li> <li>6 通信建物、設備等の巡視と点検</li> <li>7 工事中の設備に対する安全措置</li> <li>8 社員の安全確保</li> </ol>

第5章 東海地震事前対策

第5節 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応

機 関 名	内 容
N T T ド コ モ	<p>国、東京都、各区市町村及び指定地方行政機関から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報収集と伝達</li> <li>2 通信の利用制限等の措置及び重要通信の確保</li> <li>3 対策要員の確保及び広域応援</li> <li>4 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保</li> <li>5 通信建物、設備等の巡視と点検</li> <li>6 工事中の設備に対する安全措置</li> <li>7 社員の安全確保</li> <li>8 医療施設及び研修施設等における対策</li> </ol>
K D D I	<p>指示の伝達及び報道機関からの各種情報を受け、通信の疎通確保のための所要の準備を行う。</p>
ソフトバンク テレコム ソフトバンク モバイル	<p>国又は都から発出される指示及び各種情報を受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保及びそれぞれの地震防災対策に反映させる。</p>

## 第6節 警戒宣言時の応急活動体制

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは警戒宣言を発する。また、本情報の解除を伝える場合にも発表される。

予知情報が発表され、内閣総理大臣により警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでの間、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間においては、国・地方公共団体・その他の公共機関及び住民は一致協力して、地震防災応急対策、及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）に努め、被害を最小限にとどめなければならない。

このため、都、区市町村及び各防災関係機関は、防災対策の中核機関として、それぞれの地震災害警戒本部を中心として、地震防災応急対策等に当たるものとする。

### 1 活動態勢

#### (1) 東京都地震災害警戒本部

- 警戒宣言が発せられた場合、法令及び本計画の定めるところにより、都は、防災機関・国及び他道府県などと連携・協力し、地震防災応急対策等を実施するとともに、区市町村及びその他の防災機関が行う地震防災応急対策等を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。
- このため大震法第16条の規定に基づき、知事を本部長とする東京都地震災害警戒本部（以下「都警戒本部」という。）を設置して、地震防災応急対策を実施する。
- 都警戒本部の組織及び運営は大震法、災害対策基本法、都警戒本部条例及び都警戒本部運営要綱の定めによるものとする。

#### ア 都警戒本部等の設置

〈都警戒本部〉

- 都は、地震防災応急対策等を実施するため、都警戒本部を設置するものとする。
- 東京都知事は都警戒本部を設置したときは、直ちにその旨を各局長、地方隊長その他の本部員並びに総務省消防庁に通知しなければならない。また、必要があると認めるときは、次にあげる者に対して、都警戒本部の設置を通知する。
  - ・ 区市町村長
  - ・ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
  - ・ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊航空総隊司令官
  - ・ 厚生労働大臣

- ・ 隣接県知事
- 知事本局長は、本部を設置したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- 各局長、地方隊長その他の本部員は、本部の設置について所属職員に周知徹底しなければならない。
- 知事は、東京都災害対策本部が設置されたとき、又は警戒宣言解除があったときは、速やかに本部を廃止する。都警戒本部廃止の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

《都現地警戒本部》

- 本部長は、必要に応じて都現地警戒本部を設置する。設置場所は、強化地域又は区市町村庁舎等に設置する。現地副本部長は、本部長が本部職員から指名する。その他の職員は、本部長が本部職員から指名する現地本部員及び関係防災機関の長が指名した現地派遣員とする。
- 都現地警戒本部の分掌は以下のとおり
  - ・ 地震防災状況の情報分析
  - ・ 区市町村及び関係機関との連絡調整
  - ・ 現地部隊の役割分担及び調整
  - ・ 自衛隊の災害派遣要請の依頼についての意見具申
  - ・ 本部長の指示による地震防災応急対策等の推進
  - ・ 各種相談業務の実施
  - ・ その他緊急を要する地震防災応急対策等の実施

イ 都警戒本部の組織

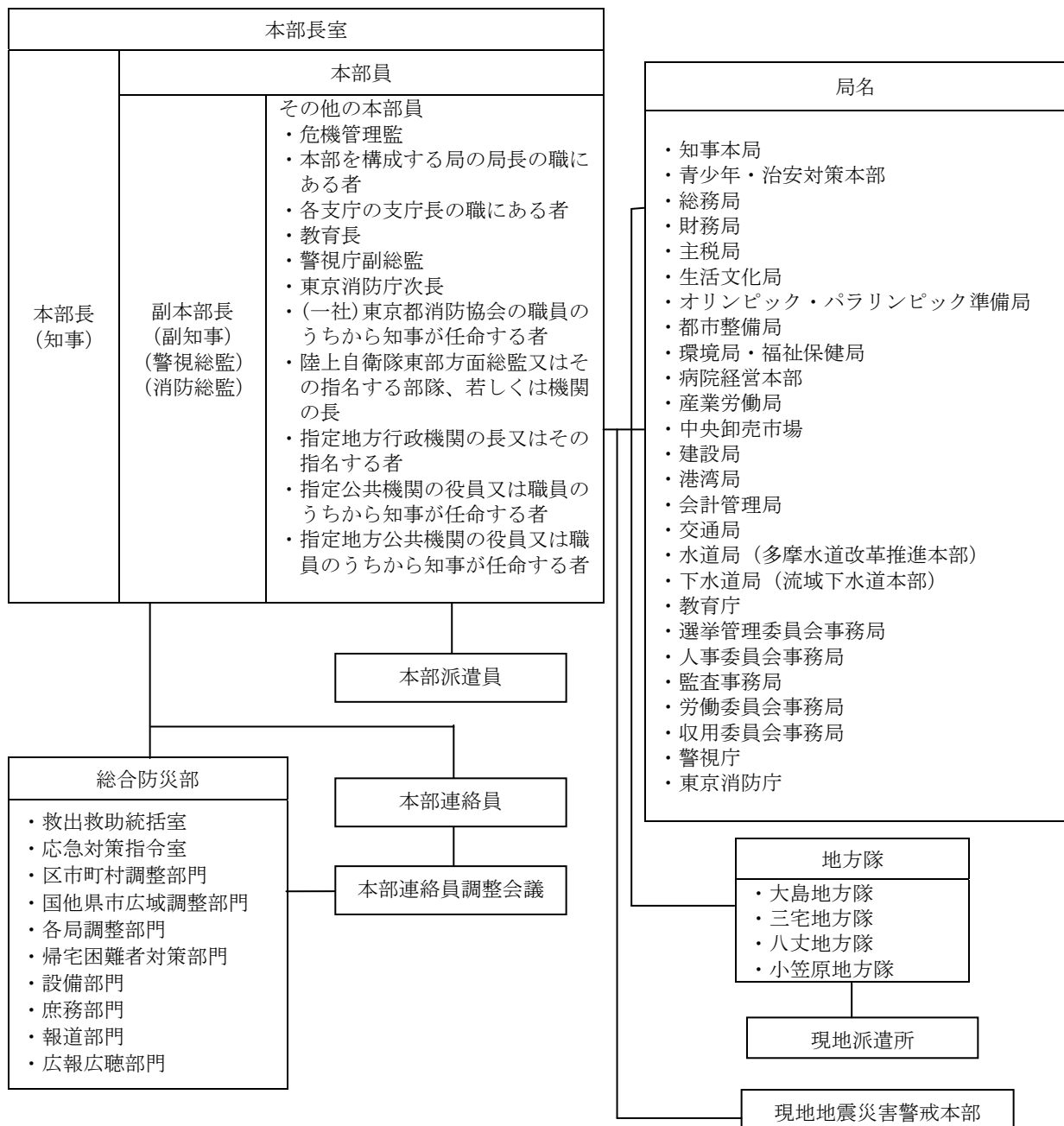
- 都警戒本部の組織は別図のとおりである。
- 本部長（知事）は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮監督する。
- 都警戒本部における所掌事務は以下のとおり

機 関 名	内 容
都 警 戒 本 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本部長は、次の事項について本部の基本方針を策定           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。</li> <li>・ 重要な地震防災情報の収集及び伝達に関すること。</li> <li>・ 避難の勧告又は指示に関すること。</li> <li>・ 区市町村の相互応援に関すること。</li> <li>・ 局長、地方隊長、現地地震災害警戒本部長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。</li> <li>・ 内閣府に設置される地震災害警戒本部に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること。</li> <li>・ 政府機関、他府県、公共機関及び駐留軍に対する応援の要請に関すること。</li> </ul> </li> </ul>



機 関 名	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用令書による公用負担に関すること。</li> <li>・ 地震防災応急対策及び災害応急対策に要する経費の処理方法に関すること。</li> <li>・ 前各号に掲げるもののほか、重要な地震防災応急対策等に関すること。</li> </ul>

【別図 東京都地震災害警戒本部組織図】



**(ア) 構成**

- 副本部長（副知事、警視總監、消防總監）は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 本部員は本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 本部連絡員は、局長があらかじめ局に所属する課長級の職にある者のうちから指名した者で、通信要員を伴って本部の事務に従事する。
- 本部員でない者で次に掲げるものの長、代表者若しくは管理者又はその指名する者に対し、本部派遣員として本部の事務に協力を求めることができる。
  - ・ 東京都を警備区域とする海上自衛隊又は航空自衛隊
  - ・ 東京都の区域内の特別区又は市町村
  - ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
- 局長及び地方隊長は、局又は地方隊の分掌事務を遂行するため、局又は地方隊に属すべき者を本部職員として、あらかじめ指名する。

**(イ) 本部長室**

- 本部長は、本部の基本方針を策定するために必要と認めるときは、本部長室を設置することができる。
- 本部長室は、原則として東京都防災センターに開設し、本部長、副本部長及び本部長が指名する本部員によって構成する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者の出席を求めることができる。

**(ウ) 地方隊長室**

- 地方隊長は、地震防災応急対策等を推進するため、地方隊長室を設置することができる。

**(エ) 各局の分掌事務**

局 名	分 掌 事 務
都 総 務 局	1 本部の運営に係る庶務に関すること。 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡調整に関すること。 3 区市町村との連絡に関すること。 4 警戒宣言、地震予知情報その他地震防災上必要な情報の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5 警戒本部の職員の動員及び給与に関すること。 6 警戒本部における通信施設の保全に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、地震防災応急対策等の総合調整に関すること。

局 名	分 掌 事 務
都 知 事 本 局	1 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 2 大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 3 その他特命に関すること。
都青少年・治安対策本部	本部長の特命に関すること。
都 財 務 局	1 地震防災応急対策等関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章に関すること。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5 野外受入施設の設営に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
都 主 税 局	他の局及び区市町村の応援に関すること。
都 生 活 文 化 局	1 広報及び広聴に関すること。 2 私立学校の東海地震対策の指導に関すること。 3 在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。 4 文化施設の保全に関すること。 5 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に関すること。
都オリンピック・パラリンピック準備局	1 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 都 市 整 備 局	1 応急仮設住宅の供給準備に関すること。 2 都営住宅等の保全に関すること。 3 地震防災における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都 環 境 局	1 高圧ガス、火薬類等の製造・販売等における地震災害の防止のための情報連絡に関すること。 2 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。
都 福 祉 保 健 局	1 医療に関すること。 2 高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦等の安全確保及び支援に関すること。 3 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 4 避難者の移送及び避難所の設営に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関すること（他に属するものを除く。）。
都 病 院 経 営 本 部	都立病院の医療救護活動に関すること。

第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

局名	分掌事務
都産業労働局	1 救助物資の確保準備に関すること。 2 中小企業及び農林漁業の地震防災応急対策に関すること。
都中央卸売市場	生鮮食料品等の確保準備に関すること。
都建設局	1 河川及び海岸堤の保全に関すること。 2 砂防、高潮防御及び排水場施設の保全に関すること。 3 道路及び橋りょうの保全に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における貯木及び流木対策に関すること。 6 公園の保全に関すること。
都港湾局	1 港湾施設、海岸保全施設、都営漁港及び都営空港の保全及び復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積み場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶及びヘリコプター等の調達に関すること。 5 港湾及び都営漁港における流出油の防除に関すること。
都会計管理局	地震防災応急対策等に必要な現金及び物品の出納に関すること。
都交通局	1 都営交通施設の保全に関すること。 2 電車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー及びバスによる輸送の協力に関すること。
都水道局	水道施設の保全に関すること。
都下水道局	下水道施設の保全に関すること。
都教育庁	1 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の共有に関すること。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。
都選挙管理委員会事務局	他の局の応援に関すること。
都人事委員会事務局	
都監査事務局	
都労働委員会事務局	

局名	分掌事務
都収用委員会事務局	
警視庁	1 避難誘導に関すること。 2 警備情報に関すること。 3 交通の規制に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、公安に関すること。
東京消防庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

(オ) 現地警戒本部の分掌事務

区分	内容
組織	現地地震災害警戒本部長：本部長が副本部長又は本部員の中から指名 現地地震災害警戒副本部長：本部長が指名する本部の職員
分掌事務	1 地震防災状況の情報分析 2 区市町村、関係機関との連絡調整 3 現場部隊の役割分担及び調整 4 自衛隊の災害派遣要請の依頼についての意見具申 5 本部長の指示による地震防災応急対策等の推進 6 各種相談業務の実施 7 その他緊急を要する地震防災応急対策等の実施
設置場所	地震防災対策強化地域又は区市町村庁舎等

(カ) 地方隊の分掌事務

名称(隊長)	管轄区域	分掌事務
大島地方隊 (大島支庁長)	大島支庁の管轄区域 (大島町、利島村、新島村、神津島村)	地方隊は本部の事務を分掌する。
三宅地方隊 (三宅支庁長)	三宅支庁の管轄区域 (三宅村、御蔵島村)	
八丈地方隊 (八丈支庁長)	八丈支庁の管轄区域 (八丈町、青ヶ島村)	
小笠原地方隊 (小笠原支庁長)	小笠原支庁の管轄区域 (小笠原村)	

## ウ 都警戒本部の運営

- 都警戒本部は、原則として東京都防災センター（都庁第一本庁舎9階）に置かれる。本部が設置されたときは、危機管理監は直ちに本部運営のための必要な措置を講じる。本部設置後は、危機管理監は各局の総合調整を行い、総務局総合防災部長が補佐する。
- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図るため必要があると認められるとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。
- 国の現地警戒本部が設置された場合、都警戒本部は国の現地警戒本部との連絡を密にして、円滑な地震防災応急対策等を実施する。
- 都警戒本部からの発表は、知事本局長が都庁記者クラブ（第一本庁舎6階）、又は臨時記者室において行う。警視庁又は東京消防庁が収集した情報等については、それぞれの庁内記者クラブにおいて報道機関に発表すると同時に都警戒本部においても発表する。局長又は、地方隊長は、所管事項について報道機関に対して発表しようとするときは、あらかじめ知事本局長に協議しなければならない。
- 本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。危機管理監は、重要情報の収集及び伝達を優先的かつ迅速に行うため、東京都防災行政無線等の通信回線を確認する必要があるときは、通信の統制を行うことができる。
- 局長、地方隊長及び現地本部長は、次の事項について、速やかに危機管理監に報告しなければならない。
  - ・ 調査把握した地震防災状況等
  - ・ 実施した地震防災応急措置の概要
  - ・ 今後把握しようとする地震防災応急措置の内容
  - ・ 本部長から特に指示された事項
  - ・ その他必要と認められる事項

## エ 都警戒本部の運営確保のための施設

### （ア）東京都防災センター

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定、指示を行う中枢の施設である。
- 東京都防災センターは、次の機能を有する。
  - ・ 情報収集、蓄積、分析、伝達機能
  - ・ 審議、決定、調整機能
  - ・ 指揮、命令、連絡機能
- 総務局総合防災部は、防災センターの各機能・設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。

### (イ) 立川地域防災センター

- 立川地域防災センターは、東京都防災センターの指揮のもとに行われる多摩地域の防災活動の拠点施設であり、情報収集及び連絡調整等の機能を有している。
- 原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
- 状況により本部長が必要と認めたときは、立川市内に存する都の出先事業所に勤務する職員のうちから、指名された職員により運用する。
- 立川基地には、国の立川広域防災基地が設置され、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊や海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かして、地域の市町村や防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との情報連絡、調整などを実施し、連携を図る。

### (2) 都職員の活動体制

非常配備態勢により参集した都職員は、都警戒本部の所掌事務に掲げる各局の準備活動を行う。参集職員は専ら都警戒本部の事務に従事するが、都警戒本部の設置期間中は、ローテーション等を行い終日活動できる態勢で臨む。

#### ア 職員動員態勢

- 内閣総理大臣が警戒宣言を発令したときの都職員動員態勢は、地震防災対策強化地域内においては東京都災害対策本部運営要綱に定める第一配備職員及び第二配備職員による態勢とし、それ以外の地域においては、第一配備職員及び局長が認めた者による態勢とする。
- 本部長は、災害の状況により必要があると認めたときは、特定の局長若しくは地方隊長に対して、非常配備態勢を指令し、又は種類の異なる非常配備態勢を指令することができる。
- 局長及び支庁長は、都警戒本部運営要綱別表3及び4に定める分掌事務について、あらかじめ局又は地方隊の部課が非常配備態勢において措置すべき要領を作成し、所属職員に周知徹底する。また、都警戒本部設置期間中はローテーション等を行い終日活動できる態勢で臨む。
- 局長及び地方隊長は、参集した職員に対し、都警戒本部の所掌事務に掲げる各局の準備活動を行うよう必要な指示をする。また、都警戒本部が設置された場合は、地震防災応急対策等を実施する。

#### イ 夜間・休日における初動態勢の確保

夜間・休日等に発生する地震災害等に対応するため、夜間防災連絡室及び東京都災害対策職員住宅を設置し、初動態勢を確保する。

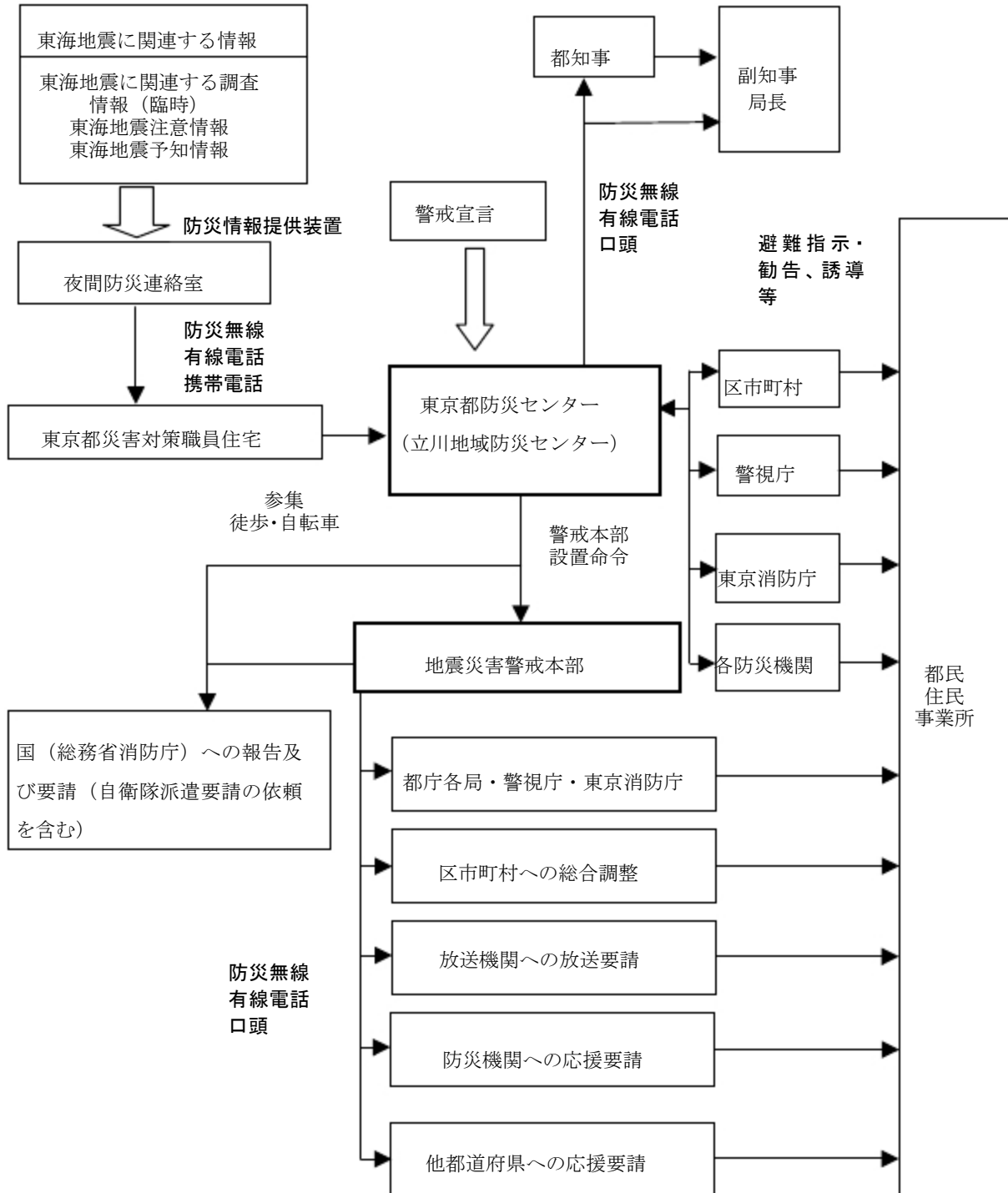
(ア) 夜間防災連絡室

- 東京都防災センター内に設置している東京都夜間防災連絡室の業務内容は次のとおりである。

要員	業務内容
夜間 防災 連絡 主任 連絡 員	1 地震災害等に関する情報収集及び連絡 2 気象情報の収集及び連絡 3 災害対策職員住宅に入居する災害対策連絡要員等に対する災害情報等の連絡 4 東京消防庁等に対する救急患者の輸送に係る要請及び連絡 5 総合防災部長等が東京都防災センターに登庁するまでの間、都警戒本部の設置業務及び都警戒本部構成局への指示、関係防災機関に対する要請 6 総合防災部職員に対する連絡 7 上記のほか、特に総合防災部長等が指示する業務



【初動態勢概要図】



### (イ) 災害対策職員住宅入居職員

- 東京都防災センター周辺及び立川地域防災センターに整備した災害対策職員住宅の入居者は、地震災害警戒時における情報の収集、都警戒本部設置準備等の事務に従事する。
- 上記職員は、夜間防災連絡室から参集の連絡があった場合、又は夜間休日等の勤務時間外において特別非常配備態勢がとられた場合には、直ちに東京都防災センター若しくは立川地域防災センターに参集し、都総務局総合防災部長の指揮下に入る。
- 災害対策職員住宅に入居している都総合防災部職員は、夜間防災室からの連絡又は東海地震に関する情報が発表された場合、速やかに東京都防災センターに参集し、必要な対応措置をとる。

### (3) 区市町村の活動体制

#### ア 強化地域内村の活動体制

- 強化地域内村は、警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急対策等の実施及びその推進を図るため、大震法第16条の規定に基づき村地震災害警戒本部（以下「村警戒本部」という。）を設置する。
- 強化地域内村は、警戒解除宣言が発せられた場合、大震法第19条第1項の規定に基づき村警戒本部を廃止する。地震が発生し、村災害対策本部が設置された場合も、同条第2項の規定に基づき廃止するものとする。
- 村は、村警戒本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防本部等の関係機関に通報する。

#### イ 強化地域外区市町村の活動体制

- 強化地域外区市町村は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置することができる。
- 区市町村は、区市町村災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

### (4) その他の防災機関の活動体制

- 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、都地域防災計画及び各々が定める防災計画の定めるところにより防災対策を実施する。また、都及び区市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事項について適切な措置をとる。
- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

- 都の区域内の公共的団体又は防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力する。

### (5) 相互応援協力

- 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておく。
- 防災機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項について、ひとまず口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理する。
  - ・ 応援を求める理由（あつせんを求める理由）
  - ・ 応援を希望する機関名（応援のあつせんを求めるときのみ）
  - ・ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
  - ・ 応援を必要とする日時、活動時間
  - ・ 応援を必要とする場所
  - ・ 応援を必要とする活動内容
  - ・ その他必要な事項
- 知事は、強化地域の村において実施する地震防災応急対策が円滑に行われるため、必要なときは、次の事項を示し他の区市町村に応援すべきことを指示するものとする。
  - ・ 応援すべき区市町村名
  - ・ 応援の範囲又は区域
  - ・ 担当業務
  - ・ 応援の方法
- 都は、災害が発生し、他の道府県等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制、受入体制を確保するよう努めるものとする。

### (6) 自衛隊への応援要請

#### ア 自衛隊への災害派遣要請

都警戒本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、必要があるときは国の警戒本部長に対し、次の事項を明らかにして、自衛隊の地震防災派遣を依頼する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域
- (エ) その他参考となるべき事項

## イ 自衛隊の災害派遣態勢（「警戒宣言」発令に伴う措置）

### （ア）陸上自衛隊

東部方面隊は、「派遣準備命令」に基づき「地震防災派遣」準備及び「災害派遣」準備を実施して即応態勢の確立を図る。

都内各駐屯地司令等は、自衛隊の管理する施設等について地震防災応急措置を講じ、即応態勢を確立する。

### （イ）派遣担当部隊

第32普通科連隊朝霞駐屯地所在部隊 第2高射特科群

### （ウ）航空自衛隊

航空総隊は、「東海地震対処体制」への移行準備を実施し、指揮所の開設、非常用臨時通信系の構成、広域航空偵察及び防災応急措置のための諸準備を行う。

## <参考> 災害派遣部隊の活動内容

項目	内 容
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 倒壊家屋、崖崩れ等からの救出</li> <li>○ 火災現場からの救出</li> <li>○ 津波による漂流者の救出</li> <li>○ 新幹線、高速道路等交通途上被災者の救出、救護</li> <li>○ 倒壊・落下物等による負傷者に対する応急救護</li> </ul>
避難の援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災・有毒ガスの発生、堤防決壊及び余震等に関する情報の収集・伝達</li> <li>○ 避難者の誘導及び輸送</li> <li>○ 避難路の啓開</li> </ul>
人命救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立者（家屋倒壊、地下道、地下街、水没地域）の救出</li> <li>○ 行方不明者（崖崩れ等）の捜索・救出</li> <li>○ 傷病者等の応急救護</li> <li>○ 緊急患者等の輸送</li> </ul>
二次災害の拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険物除去（半壊建造物の倒壊作業を含む。）</li> <li>○ 決壊堤防の締切り</li> <li>○ 流出油のせき止め</li> </ul>
民生支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水・配水</li> <li>○ 炊飯・給食</li> <li>○ 入浴</li> <li>○ 被災者等の輸送</li> <li>○ 救援物資の輸送・配分</li> <li>○ 防疫活動</li> </ul>

項目	内 容
復旧支援	○ 倒壊・焼失・浸水・埋没地域の整理 ○ 建設資器材・応急施設資材等の輸送 ○ 港湾・埠頭の応急復旧
地震発生後の終始を通ずる救援活動	○ 道路の応急啓開 ○ 関係地方機関等に対する支援

## 2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

各防災機関は警戒宣言及び東海地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する必要がある。

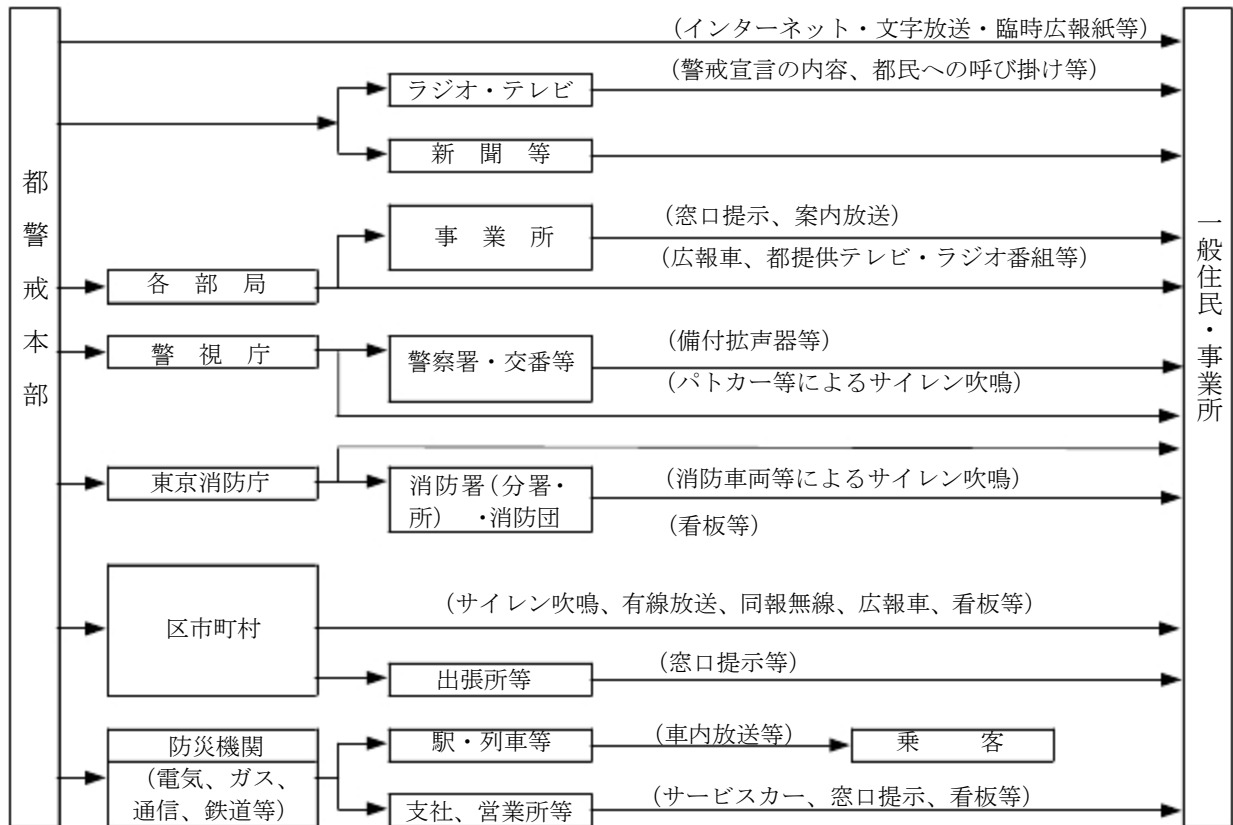
ここでは、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

### (1) 警戒宣言の伝達等

#### ア 伝達系統

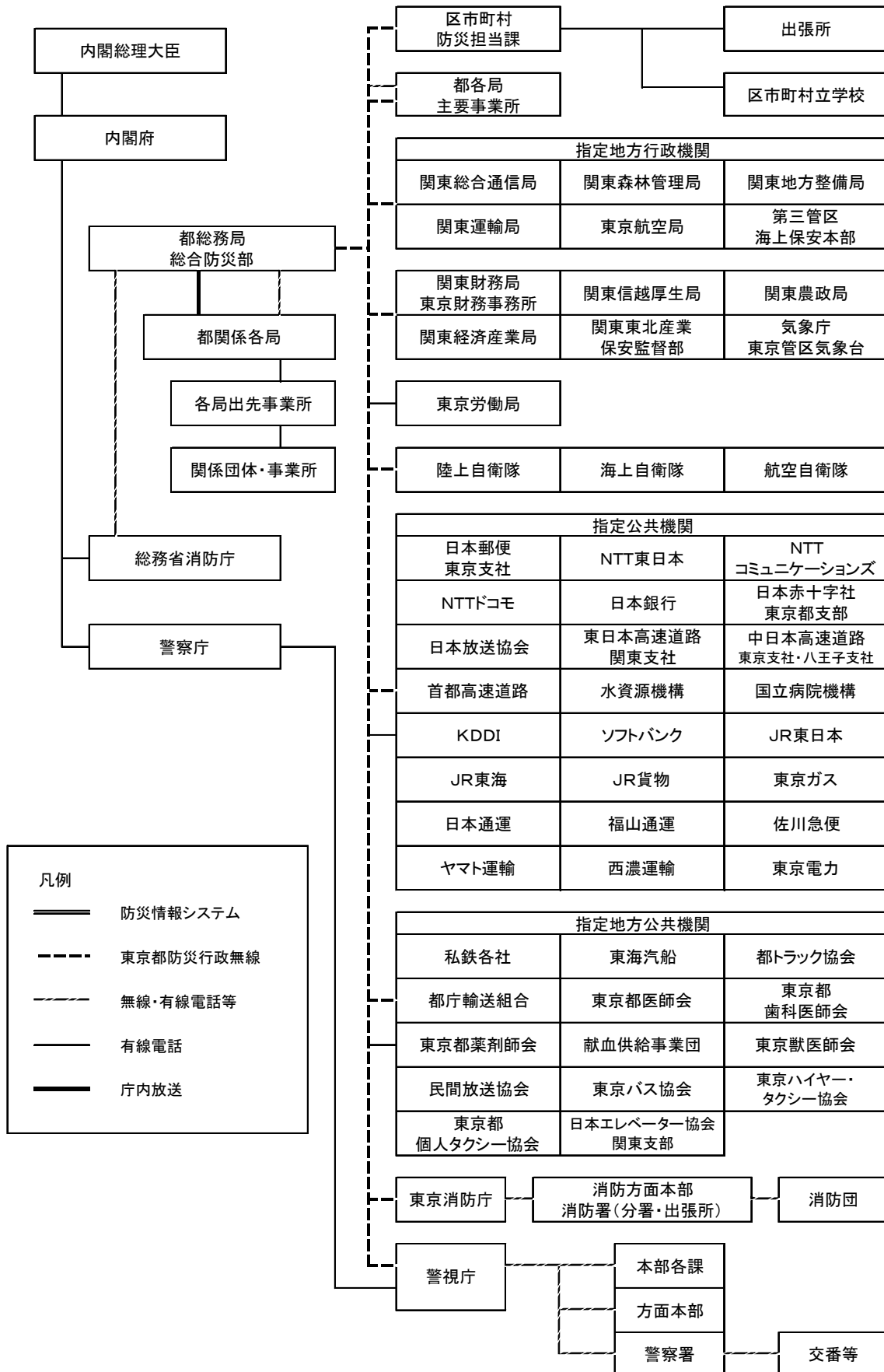
警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は、以下の図のとおりとする。

#### 【一般住民に対する警戒宣言の伝達経路及び伝達手段】



第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

【関係機関に対する警戒宣言の連絡伝達系統図】



イ 伝達態勢


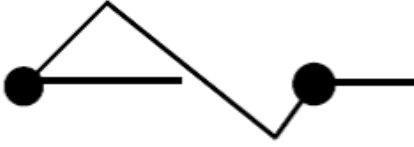
機 関 名	内 容
都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都総務局は、警戒宣言及び地震予知情報等について、総務省消防庁及び気象庁から通報を受けたときは、直ちに防災行政無線、有線電話及びその他の手段により、その旨を区市町村、都各局、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び自衛隊に伝達</li> <li>2 都各局は、都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、有線電話、無線等により、直ちに各部課及び各出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関及びに施設利用者等に対し周知</li> <li>3 都環境局は上記2のほか、関係団体に対し、以下のとおり伝達               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 都環境局から(公社)東京都高圧ガス保安協会等の関係保安団体に伝達し、そこから高圧ガス事業所に連絡</li> <li>(2) 都環境局から緊急連絡網により(一社)東京都火薬類保安協会等の関係団体に伝達し、そこから火薬類保管施設を有する事業所に連絡</li> </ol> </li> <li>4 都都市整備局は上記2のほか、東京都住宅供給公社、(一社)東京建設業協会、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事業協会に伝達</li> <li>5 都生活文化局は上記2のほか、私立学校に対して、以下のとおり伝達               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 幼稚園、専修学校及び各種学校には、所管庁(都・区市町村)を通じて、電話連絡網により伝達</li> <li>(2) 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校には、東京私立初等学校協会及び(一財)東京私立中学高等学校協会を通じて、電話連絡網等により伝達</li> </ol> </li> <li>6 都教育庁は、上記2のほか、都立学校及び区市町村教育委員会に伝達</li> </ol>
区 市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を部内各部課、出先事業所に伝達するとともに、区市町村教育委員会を通じて区市町村立学校(園)に伝達</li> <li>2 一般住民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号広報車及び同報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達</li> </ol>

第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	内 容
警 視 庁	1 警察庁又は都総務局から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは直ちに一斉通報、模写電報により全所属に伝達 2 各警察署は、区市町村に協力し、パトカー等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達
東京消防庁	1 都総務局から警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに一斉通報、消防無線及びその他の手段により、庁内各部課、各消防方面本部、各消防署（分署・出張所）及び各消防団に伝達 2 各消防署（分署・出張所）は、区市町村と協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達
第三管区海上保安本部	1 巡視船艇、航空機等により、たれ幕、横断幕、拡声器、サイレン等により伝達周知 2 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターほか、各海岸局から次の周波数で船舶向け周知放送を行う（国際 VHF（16ch）156.8MHz）。 3 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報を提供
放 送 機 関	第5章第6節2「放送機関の対応措置」参照
鉄 道 機 関	第5章第6節6（3）ア「情報伝達」参照
都 医 師 会	1 都総務局から通報を受けたときは、ファクシミリ及び有線電話により各地区医師会に伝達 2 各地区医師会は、管下の病院、診療所に伝達
そ の 他 の 防 災 機 関	都総務局から通報を受けたときは、直ちに部内各課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業者及び施設利用者に周知



防災信号（サイレン）の吹鳴パターン

警 鐘	サイレン
(5点) 	(約45秒)  (約15秒)
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。	

## ウ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- 警戒宣言の内容
- 東京での予想震度
- 防災対策の実施の徹底
- その他特に必要な事項

## (2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱、例えば駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の輻輳<sup>ふくそう</sup>などの混乱も考えられる。これらに対処するため、テレビ、ラジオ、インターネット、ツイッターなどソーシャルメディア等の媒体を活用した都の広域的な広報のほか、各防災機関及び区市町村等が広報活動を実施する。

各現場で混乱発生のおそれがある場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、都警戒本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた都警戒本部は、混乱防止のための対応措置をとるとともに、情報を速やかに都民等へ広報する。

## ア 広報

### (ア) 都の広報

警戒宣言が発せられたときは、各防災機関と密接な連絡の下に、次の事項を中心に広報活動を行う。特に重要な広報は、あらかじめ定めておくものとする。

#### a 広報項目

##### (a) 知事のコメント等

(資料第〇〇「予知情報の発表に伴うコメント案文」別冊 P〇〇)

##### (b) 都民及び事業所のとるべき防災措置

- ・火の注意
- ・水の汲み置き
- ・家具の転倒防止等

(c) 混乱防止のための対応措置

- 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
  - ①列車の運行状況 ②駅等の混乱状況
  - ③時差退社の呼び掛け等
- 道路交通の混乱防止のための広報
  - ①道路の渋滞状況 ②交通規制の実施状況
  - ③自動車利用の自粛要請等
- 電話の異常輻輳<sup>ふくそう</sup>による混乱防止のための広報
  - ①回線の輻輳<sup>ふくそう</sup>状況
  - ②規制措置の実施状況 ③電話利用の自粛要請
  - ④災害用伝言ダイヤル等のサービス提供状況等
- 買い急ぎなどによる混乱防止のための広報
  - ①スーパーマーケット、百貨店等の営業状況 ②物資の流通状況
  - ③買い急ぎをする必要がないこと等
- 預貯金引出などによる混乱防止のための広報
  - ①金融機関の営業状況
  - ②急いで引出しをする必要のないこと等

b 広報の実施方法

都政広報番組(テレビ、ラジオ)やインターネット、Twitter等を最大限に活用して広報活動を行う。

また、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の協力を得て、情報の提供や呼び掛けを適宜実施する。

c 在住外国人等への情報提供

都生活文化局は、都警戒本部設置と同時に「外国人災害時情報センター」を設置し、在住外国人及び関係団体等に対し、必要な情報の収集・提供を行う。

**(イ) 区市町村の広報**

住民に対して行う広報は都に準じて行うこととし、特に重要な広報は、広報案文をあらかじめ定めておく。

a 広報項目

- (a) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (b) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼び掛け
- (c) 防災措置の呼び掛け
- (d) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け

b 広報の実施方法

地域防災行政無線同報系、有線放送、広報車及び防災市民組織等を通じて広報活動を行う。

### (ウ) その他の防災機関の広報

#### a 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、次のとおり、都に準じて行う。

- (a) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底
- (b) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

#### b 広報の実施方法

- (a) 各防災機関は、従業員、顧客、都民等に対する情報伝達を具体的に定めておく。
- (b) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意施設等の実態にあった伝達方法を工夫する。
- (c) 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- (d) 広報文はあらかじめ定めておく。

### イ 報道機関への発表

警戒宣言時、住民、事業所等が社会的混乱の防止と地震に備えての措置を実施できるよう報道機関に対して、予想される地震や防災機関の対応及び社会状況など各種、情報の提供を行う。

このため次のことを実施する。

#### (ア) 都警戒本部からの発表

- a 都警戒本部の報道機関への窓口は、都知事本局長とする。
- b 都警戒本部の決定事項及び各部局の発表事項は、都知事本局長が行う。

#### (イ) 警視庁、東京消防庁からの発表

警視庁、東京消防庁が収集した情報等については、それぞれの記者クラブで発表すると同時に都警戒本部においても、前記（ア）により発表する。

#### (ウ) その他の防災機関からの発表

各防災機関の対応状況等に関する情報については、各防災機関の記者クラブ等で発表するが、必要に応じて都本部においても、前記（ア）により発表する。

### ウ 放送要請

都は警戒宣言時において、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、住民及び関係機関に対し、緊急情報、緊急指示等を伝達する必要が生じ、かつ通信手段も十分でない場合に「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、放送機関に放送要請する。

(3) 放送機関の対応措置

機 関 名	内 容
日本放送協会	<p>1 放送態勢 警戒宣言が発せられた場合、速やかに地震災害警戒本部等の非常組織を設置</p> <p>2 放送内容 警戒宣言が発せられてから発災までの間、テレビ「総合、Eテレ、BS1、BSプレミアム、ラジオ「第1、第2、FM」の全7波のすべての番組を中断し、地震関係の放送を全国に向けて行う。</p> <p>(1) 警戒宣言及び地震予知情報の内容についての説明            (2) 防災機関の対応            (3) 交通及びライフライン(電気・ガス・水道・電話)の状況            (4) 住民への具体的な呼び掛け(防災の心得及び混乱防止)</p>
TBS テレビ	<p>TBS 災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、直ちに TBS 災害対策本部を設置</p> <p>放送内容</p> <p>1 警戒宣言の発表・EWS 緊急警報放送実施            2 判定結果の内容            3 防災機関の対応措置情報            4 交通、ライフライン、ターミナルなどの状況            5 都防災行政無線からの情報、告知            6 住民への呼び掛け(防災の心得、情報への注意等)            7 その他必要な地域情報</p> <p>なお、放送に際しては、住民に必要以上の不安や誤解を与えぬよう慎重に配慮する。</p>
文化放送	<p>警戒宣言が発せられたときには、特別放送対策会議(議長は取締役社長とする。)によって設置された特別放送実施本部(本部長は編成局長とする。)が、直ちに特別放送の実施に当たる。これは特別放送措置A号によるものとする。</p> <p>「特別放送措置A号」</p> <p>1 第1報は、臨時ニュース又はこれに代わるものとする。            2 第1報速報後は、放送中及び放送予定の全ての番組を中止し、その後24時間は、当該事態の報道に当たる。ただし、状況に応じて特別放送対策会議は、この時間を延長又は短縮できる。            3 コマーシャル、コマーシャルスポットは、いずれも放送を中止する。</p> <p>ただし、提供名の放送については、特別放送対策会議が判断する。</p>

機 関 名	内 容
ニッポン放送	<p>警戒宣言が発せられると同時に全ての平常番組を中止し、特別番組を放送</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害特別放送本部の設置 警戒宣言発令と同時に、社長を本部長とする「災害特別放送本部」を設置し、特別番組を放送</li> <li>2 放送内容           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震パーソナリティによる不安感の鎮静と大地震に立ち向かう勇気の喚起</li> <li>(2) 各地の予想震度と地震発生時の心得</li> <li>(3) 家庭、職場での応急対策</li> <li>(4) 交通機関を中心とした社会現況</li> <li>(5) 各防災機関の対応措置と協力要請</li> </ol>           以上の事項を中心に、災害放送マニュアルに従い放送する。         </li> </ol>
ラジオ日本	<p>警戒宣言が発せられたとき、住民に対し、地震予知に関する情報を正確かつ迅速に伝え、住民の不安とパニック防止に努める。また、各機関の応急対策については、必要に応じて優先して放送する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部の設置 発令と同時に社内に「非常事態放送対策本部」を設置し、対策要領に基づき、Aランクの放送体制に入り、平常番組をすべて中止して事態に即応する。</li> <li>2 放送内容           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 警戒宣言の内容について</li> <li>(2) 予想される地震の震度や規模、被害の予想等、発令による各機関の防災措置の実施内容               <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 都の対応措置の周知</li> <li>イ 公共機関の警戒宣言に伴う対応状況（電気、ガス、交通機関、病院、学校、金融機関等）</li> </ol> </li> <li>(3) 強化地域を含む住民の行動指針</li> <li>(4) 冷静な行動をとるよう繰り返して呼び掛ける。</li> <li>(5) 放送協定に基づく情報</li> </ol> </li> </ol>
エフエム東京	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部を設置する。報道・情報センター員全員の呼集及び関係者全員を招集する。</li> <li>2 放送内容 警戒宣言時の社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減に資するため、次の放送活動を行う。 (音声放送及び文字多重放送の「見えるラジオ」による対応)</li> </ol>

第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	内 容
エフエム東京	(1) 警戒宣言の周知 (2) 都ほか各防災機関からの情報、交通情報、ラジオ・テレビの情報に注意 (3) 冷静に行動し落下物や転倒の防止、火気に注意、水、医薬品の点検 (4) 買い急ぎをしない、不要不急の外出自粛など都民がとるべき防災措置 (5) 学校、保育園、金融などの混乱防止に関する事項
J - W A V E	1 非常災害対策本部の設置 警戒宣言が発令されたときは、社長を本部長に非常災害対策本部を設置し、災害特別放送を実施 2 放送内容 (1) 警戒宣言の内容と解説を明確にする。 (2) 各機関の混乱防止対策を知らせるとともに各自の平静な行動を呼び掛ける。 (3) 防災知識の啓発と防災措置の徹底を図る。 (4) 今後の情報に注意するよう呼び掛ける。
日経ラジオ社	1 災害時体制の発動 警戒宣言が発せられた場合、社長室長は災害時体制を発動し、特別放送体制に入る。 2 放送内容 (1) 警戒宣言の内容の周知と解説 (2) 発災に備え、安全確保のための行動要領 (3) 混乱防止のための呼び掛け (4) 国、自治体、公共機関等の対応に関する情報
日本テレビ	1 警戒宣言が発せられた場合は直ちに非常事態放送本部を設置し、非常事態の発生に備える。 2 放送内容 (1) 警戒宣言、地震予知情報等の内容 (2) 各防災機関の対応措置の実施状況 (3) 各地域における動向と対応状況 (4) 住民等への呼び掛け (5) その他必要な情報の提供
フジテレビ	1 災害対策本部の設置 予知情報が出された場合、社長を本部長とする災害対策本部設置のための準備作業に着手、警戒宣言発令とともに速やかに対策本部を本格稼働させる。 2 放送内容

機 関 名	内 容
フ ジ テ レ ビ	<p>予知情報発令から警戒宣言、さらに発災にかけて、状況に応じて特別番組等を放送、視聴者に冷静・沈着な対応を呼び掛ける。</p> <p>(1) 警戒宣言、地震予知情報等の詳細な内容と解説  (2) 強化地域内とその周辺の現状  (3) 防災機関、行政機関、公共機関のとり対応措置  (4) 混乱防止のための呼び掛け  (5) その他必要な情報</p>
テ レ ビ 朝 日	<p>1 放送態勢  (1) 地震予知情報、警戒宣言等が発表された場合社長を長とする非常災害対策本部を設置し、緊急放送態勢を敷く。  (2) 注意情報発表段階から引き続きANN報道特別番組を放送</p> <p>2 放送内容  (1) 予知情報、警戒宣言等の詳細な内容と解説  (2) 政府・地方自治体の対応  (3) 災害対策強化地域の対応  (4) 交通機関利用上の注意  (5) ライフライン・通信インフラ利用上の注意  (6) その他の混乱防止に役立つ情報の提供</p>
テ レ ビ 東 京	<p>1 非常災害対策本部の設置  社内に設置される「非常災害対策本部」の組織、任務に従い、緊急放送実施体制（臨時ニュース体制、中継車の緊急出動体制）をとり、迅速にニュース、情報を伝達</p> <p>2 放送内容  警戒宣言が発せられたときから発災までの状況に応じて、次の事項を取材し、随時放送</p> <p>(1) 知事の呼び掛け  (2) 住民、事業者のとりべき防災措置（例、火の注意、水の汲み置き、家具の転倒防止）  (3) 地震発生時の震度・被害予想  (4) 特に必要な地域における避難勧告  (5) 各機関の混乱防止に関する対応</p> <p>ア 交通機関（例、電車の運行状況、時差退社の呼び掛け、駅等の状況）  イ 道路（例、自動車利用の自粛、交通規制の実施状況、道路渋滞状況）  ウ 電話（例、電話利用の自粛、規制措置の実施状況、回線の輻輳<sup>ふくそう</sup>状況、緊急時の通話方法）</p>

第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	内 容
テ レ ビ 東 京	<p>エ 食料、日用品（例、物資の流通状況、スーパー・デパート等の営業状況、買い急ぎ防止）</p> <p>オ ガス、水道、電気（例、警戒宣言時及び発災に備える保安体制）</p> <p>カ 救急医療（例、救援・救護対策）</p> <p>キ 金融（例、金融機関の状況、預貯金引出し等の混乱防止）</p> <p>ク 学校</p> <p>ケ 消防</p> <p>コ その他</p> <p>（6）地震規模に伴う各地域の様子（被害状況）</p>
T O K Y O M X	<p>1 MXTV 非常災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、直ちに社長を本部長とする「MXTV 非常災害対策本部」を設置し、特別放送を実施</p> <p>2 放送内容</p> <p>（1）警戒宣言の内容の周知と解説</p> <p>（2）各機関の対応措置の状況と平静な行動の呼び掛け</p> <p>（3）防災措置の徹底</p> <p>（4）その他必要な情報の提供</p>
I n t e r F M	<p>1 特別放送本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、速やかに特別放送本部（最高責任者：社長）を設置</p> <p>2 放送内容 地震予知に関する情報を正確かつ迅速に伝え、地震に不慣れな在日外国人に対して、不安を与えないようパニック防止に努める。</p> <p>（1）強化地域とその周辺地域についての告知</p> <p>（2）各防災機関、水道、ガス、電気、交通機関、避難場所等</p> <p>（3）災害マニュアルに基づく家庭、職場、学校等での心得</p> <p>（4）在日外国人で被災体験を持つゲストの出演か、電話、FAX、インターネット、Eメールなどによる質問、アドバイスを募集し、パニックを防止</p> <p>3 使用言語（7か国語） 英語を中心とするが、以下の言語でも放送する。</p> <p>（1）北京語</p> <p>（2）ハングル</p> <p>（3）タガログ語</p> <p>（4）ポルトガル語</p> <p>（5）スペイン語</p>



機 関 名	内 容
	(6) 英語 (7) 日本語
TBS ラジオ & コミュニケーションズ	1 TBS ラジオ災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、直ちに TBS ラジオ災害対策本部を設置 2 放送内容 (1) 警戒宣言の発表・EWS 緊急警報放送実施 (2) 判定結果の内容 (3) 防災機関の対応措置情報 (4) 交通、ライフライン、ターミナルなどの状況 (5) 都防災行政無線からの情報、告知 (6) 住民への呼び掛け（防災の心得、情報への注意等） (7) その他必要な地域情報 なお、放送に際しては、住民に必要以上の不安や誤解を与えぬよう慎重に配慮する。

#### (4) 緊急警報放送

##### ア 緊急警報放送の活用・普及

昭和60年9月1日から運用を開始した緊急警報放送システム（EWS）の活用を普及していく。

##### イ 緊急警報放送の運用

緊急警報放送は、災害の周知に特に緊急を要し、放送による広域伝達が適している場合に行われ次の場合に限って放送されることとなっている。

なお、津波警報については、内陸など津波被害のおそれのない人々には必ずしも緊急に知らせる必要がないので、地震警報等と信号を区分して運用される。

区 分	前置する緊急警戒信号
1 大震法第9条第1項の規定により警戒宣言が発せられたことを放送する場合	第1種開始信号
2 災害対策基本法第57条、大震法第20条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を行う場合	
3 気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条第1項の規定により津波警報が発せられたことを放送する場合	第2種開始信号

### 3 水防・津波対策、避難対策

#### (1) 津波情報の収集・伝達

警戒宣言発令時における東海地震予知情報の内容が、津波被害の発生を予想するものであった場合に、被害を軽減・防止するためには、津波警報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立することが大切である。


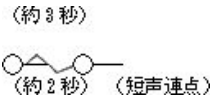
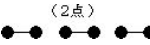
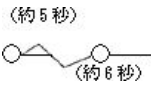
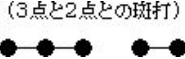
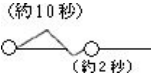
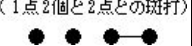

#### ア 大津波警報、津波警報及び注意報の種類

大津波警報、津波警報及び注意報それぞれの分類における発表基準や津波の高さは第4部第4章第2節「1 津波情報の収集・伝達」に定めるところによる。

#### イ 大津波警報、津波警報、注意報等の伝達

大津波警報、津波警報、注意報等の伝達方法は、第2部第5章「津波等対策」及び第4部第4章第2節「1 津波情報の収集・伝達」に定めるところによる。

津波警報・注意報の種類と標識

種類	発表基準	発表される津波の高さ		鐘音	サイレン音
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表		
大津波警報	予想される 津波の高さ が高いところ で3mを 超える場合	<b>10m超</b> (10m < 予想高 さ)	巨大		
		<b>10m</b> (5m < 予想高 さ ≤ 10m)			
		<b>5m</b> (3m < 予想高 さ ≤ 5m)			
津波警報	予想される 津波の高さ が高いところ で1mを 超え、3m 以下の場合	<b>3m</b> (1m < 予想高 さ ≤ 3m)	高い		
津波注意報	予想される 津波の高さ が高いところ で0.2m以上、1 m以下の場合 であって、津波に よる災害の おそれがある場合	<b>1m</b> (0.2m ≤ 予想 高さ ≤ 1m)	(表記し ない)		
津波注意報・津波警報及び大津波警報解除					

注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

## (2) 予防・津波対策

東海地震発生の際、区部沿岸部における津波は1 m以下であるのに対し、島しょ地域の多くは3 m以上の津波が押し寄せると予想されている。警戒宣言時には、都は、津波想定を踏まえ、地震津波による被害を軽減・防止するため、島しょ地域を重点に津波対策を実施する。

### ア 東京湾の津波対策

機 関	内 容
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 水門等の施設の操作 警戒宣言が発令された場合、水門を即時閉鎖できる態勢とし、津波警報が発令されたときは全ての水門を閉鎖</li> <li>2 水防資器材の点検整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 備蓄資器材の点検整備を行う。</li> <li>(2) 水防計画により、関係業者に対し、資器材の緊急輸送の準備指令を出す。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>なお、水防管理団体（区市町村）から応援要請があった場合、直ちに対応する。</p>
都 港 湾 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言等に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 水門等の施設の点検 水門、陸閘、逆流防止扉、排水機場の操作に備え、要員の配置を行うとともに、施設の点検等を行う。 なお、津波警報が発令されたときは、全ての水門を閉鎖する。</li> <li>2 港湾施設の点検整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所掌の港湾の点検を強化する。</li> <li>(2) 工事施工箇所<sup>こうじ</sup>の安全対策及び危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。</li> <li>(3) 船舶、漁船及び滞在者の動向について、情報を収集</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 海上公園利用者への緊急連絡 海上公園利用者に対して注意あるいは避難を促すための緊急連絡活動を行う。</li> </ul>
都 下 水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言に基づき、緊急防潮配備態勢により、高潮対策防潮扉操作に備える。</li> </ul>

機 関	内 容
<p>第 三 管 区 海上保安本部</p>	<p>○ 警戒宣言に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海上工事作業等の施工者に対し、工事作業中止等の命令又は勧告を行う。</li> <li>2 次に掲げる物件の所有者又は管理者等に対し、固縛、陸上への引き揚げ又は場所の移動等の流出防止措置を講じるよう指導 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事作業現場の資器材等</li> <li>(2) 木材、筏、プレジャーボート、小型漁船等</li> <li>(3) 沿岸部のドラム缶、コンテナ等</li> <li>(4) その他流出した場合に航路障害物となるもの</li> </ol> </li> <li>3 港内在泊中の船舶に対し、港外等安全な水域への移動の命令又は勧告を行う。</li> <li>4 船舶が輻輳する海域に巡視船艇を配備し、船舶の避難誘導等を行う。</li> </ol>
<p>関東地方整備局</p>	<p>○ 警戒宣言に基づき、次のとおり警戒態勢をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管轄区間の河川について、次のような措置をとるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水防資器材等の把握 津波の発生が予測される地域において、危険箇所等の状況及び水防活動に必要な資器材等の把握に努めるなど、水防業務の万全を期する。</li> <li>(2) 緊急点検及び巡視 被災が予想される地域にあつては、緊急点検及び巡視を行うよう努める。河川法に基づく許可工作物についても同様の措置をとるよう工作物の管理者を指導する。</li> <li>(3) 水門等操作に必要な準備 水門、陸閘及び内水排除施設等については、地震予知情報において津波の発生が予想される場合、操作に必要な準備を行う。</li> </ol> </li> <li>2 港湾区域について、次のような措置をとるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 水門、排水機場、水防資器材等の整備について、必要に応じ指導を行う。</li> <li>(2) 貯木場からの木材の流出防止措置等について、必要に応じ指導を行う。</li> </ol> </li> </ol>

## イ 島しょ地域の津波対策

東海地震事前対策としての島しょ地域の津波対策は以下のとおりであるが、一方で、都は、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」を踏まえた津波対策を実施していることから、島しょ地域においては、南海トラフ巨大地震等に対応した津波対策を優先する。

### (ア) 津波浸水予想区域の明示等

#### ○ 新島村及び神津島村

東海地震発生の際、5 m～10 mの大津波が、10 分程度で到達するおそれがあるとして、強化地域に指定されている。

そこで、平成 11 年 3 月に国土庁が作成した「津波浸水予測図」を基に、10 mの大津波が押し寄せた場合にも、安全が確保されるよう津波浸水予想区域を明示するとともに、急傾斜地等の危険区域を明示したうえ、避難場所等を定め円滑に避難できるよう誘導標識の設置等、事前対策を講じる。

#### ○ 三宅村

東海地震発生の際、3 mの大津波が、20 分以内に到達するおそれがあるとして強化地域に指定された。新島村及び神津島村の手法に準じ津波浸水予想区域等の危険地域を明示し、事前対策を講じる。

#### ○ その他島しょ地域

強化地域外であるが、利島村及び大島町においては3 m～5 mの大津波が、八丈町にも2 m～3 mの津波が押し寄せるおそれがあることに鑑み、新島村及び神津島村の手法に準じ、逐次津波浸水予想区域を明示し、事前対策を講じるものとする。

### (イ) 港湾施設の点検整備

- 所掌の港湾の点検を強化する。
- 工事施工箇所及安全対策及び危険箇所への立入禁止等の措置をとる。
- 船舶、漁船及び滞在者の動向について、情報を収集する。

### (ウ) 住民、漁船等に対する注意の呼び掛け

警戒宣言が発せられた場合、次の区分により自発的に津波情報等を受信するよう指導する。

- 港湾、漁港等海岸隣接住民：町村放送施設、テレビ、ラジオ
- 漁船、漁業者  
出漁船：ラジオ、緊急無線  
係留船、陸揚船：町村放送施設、テレビ、ラジオ

(3) 避難誘導態勢

機 関	内 容
強化地域を含む島しょ町村及び沿岸区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波警報等の情報収集につとめ、地域に応じて、適切な措置をとる。</li> <li>○ 警戒宣言発令時はもとより、近海で地震が発生した場合には津波警報発表以前であっても、津波が来襲するおそれがあることから、強い地震（震度4程度以上）を感じたときには、次のとおり措置する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する必要がある。このため、関係区町村長は、あらかじめ、津波発生時の対応について住民等に周知徹底を図る。</li> <li>2 関係区町村長は、津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自らの判断で住民等の海浜から退避するよう勧告し、又は指示する。</li> <li>3 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、あるいは津波警報の伝達があったときは、関係区町村長は、直ちに住民等に対して避難指示を発令するものとする。</li> </ol> </li> <li>○ 島しょ町村にあつては、地震発生後の海面状況の監視、避難の勧告、指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力が得られるようにしておく。また、安全な避難地を定め、住民等に周知徹底を図る。</li> </ul>
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地震発生から津波の到達まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。</li> <li>○ 津波警報の発表を待つことなく、あらかじめ定められた警戒場所に要員を配置</li> <li>○ 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主的避難を行わせる。</li> <li>○ 避難誘導にあたっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。</li> </ul>

機 関	内 容
東京消防庁	<p>○ 津波の危険が予想される区域を管轄する消防署の活動体制は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動</p> <p>1 避難の勧告、指示 関係消防署長は、津波が発生したとき、又は発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認められ、関係市町村長に通報するいとまがないときは、災害状況及び消防力の余力に応じ、関係機関と連携し住民に避難勧告、指示を行う。この場合、直ちに関係区市町村長に通報する。</p> <p>2 避難誘導體制 (1) 避難勧告、指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、襲来の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係区市町村等関係機関に通報する。 (2) 避難が開始された場合は、消防団及び関係機関と協力し避難誘導に当たるとともに、可能な範囲でヘリコプターの活用を図る。</p>
第三管区海上保安本部	<p>○ 港内外にある船舶等に対して、次の分類により必要な命令又は勧告等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港内にある又は入港しようとする船舶に対して、港外又は湾外の安全な場所に避難すること。避難できない船舶等は、係留索の強化等必要な安全措置を講じるよう命令又は勧告を行う。</li> <li>・ 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の指示・勧告</li> <li>・ 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告を行う。</li> <li>・ 避難誘導に当たっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。</li> </ul>

#### (4) 津波防災意識の啓発、教育、訓練の充実

レジャーや海水浴など都民が海に接する機会が多い。都及び関係機関は、沿岸地域住民に限らず「地震イコール津波・即避難」を全都民の共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる授業や訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を都民に広める。



## (5) 急傾斜地等の危険地域における避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される急傾斜地等の危険地域については、あらかじめ区市町村長が避難対象地区の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させる。

### ア 事前対策

#### (ア) 危険が予想される地区の選定

- 区市町村長は、管内の急傾斜地等の危険地域について各関係機関と連絡を密にして実情把握を行い、あらかじめ地区選定を行っておくものとする。
- 都は区市町村の地区選定にあたり、各種の資料提供及び助言協力を行う。

#### (イ) 避難所の指定

区市町村長は、被害を受けるおそれがあり、避難しなければならない者を収容し保護するため、あらかじめ小中学校等の公共建物を指定しておく。

なお、指定にあたっては、次の点に留意する。

- 高台で火災の危険度の低い場所に立地していること。  
(木造建物密集地、危険物取扱(貯蔵)施設の周辺は避ける。)
- 耐震性、耐火性を有すること。
- 窓ガラス破損の危険性が少ない建物であること。
- 落下物、転倒物がないよう落下、転倒防止策を講じておくこと。
- 火災報知器、消火設備等の防災設備を再点検し、必要な補修を行うこと。
- 避難所の運営に必要な資器材(調理、給食、非常照明等)、台帳等は、あらかじめ整備しておくこと。

#### (ウ) 周知、伝達方法

避難を必要とする住民に対し、指定避難所を事前に周知するとともに、避難勧告の際の伝達方法(有線放送、広報車、防災無線等)及び伝達事項について、あらかじめその広報体制を確立しておく。

### イ 警戒宣言時における対応

#### (ア) 避難勧告

区市町村長は、警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区の住民に対し、上記ア(ウ)に記した周知伝達方法により、関係機関と協力して迅速に避難勧告を実施する。

#### (イ) 避難所開設に伴う対応措置

- 区市町村長は、避難所を開設したときは、開設状況を、速やかに都福祉保健局及び地元警察署、消防署、水道局営業所、保健所等関係機関に連絡する。  
都福祉保健局への報告は、原則として、東京都災害情報システム(DIS)へ

の入力により行う。

- 区市町村長は、避難所の運営に必要な調理、給食資器材、飲料、水、燃料、寝具、応急医薬品、非常照明具及び台帳等を確保整備し、食品の購入ができず、日常の食事に支障を生ずる場合は、炊出しその他による食品の供給を行う。
- 区市町村長は、情報収集及び非常通信のためラジオ、無線機等を備える。
- 都福祉保健局は、区市町村長の報告に基づき避難所の開設状況の把握を行う。

#### (ウ) 避難所等における区市町村職員の配置

避難所を設置した場合は、管理責任者のほか避難所運営に必要な職員を配置する。

#### (エ) 避難生活の維持・運営

- (ウ) で配置された職員は、避難所の維持・運営が円滑に行われるように避難者ととも運営組織を編成する。
- 区市町村長は、避難生活の中で不足する食料、水、生活必需品、医療等援護及び人的支援などがある場合は、都福祉保健局・水道局等関係機関に要請又は連絡する。
- 都本部は、区市町村から不足品等についての連絡を受けたときは、迅速に区市町村に供給する。

## 4 消防、危険物等対策

### (1) 消防対策

#### ア 強化地域を含む島しょ町村の活動態勢

- 消防機関が出火及び混乱の防止等に関して講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
  - ・ 正確な情報の収集及び伝達
  - ・ 火災、水防等の防除のための警戒
  - ・ 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難のための立ち退きの指示、避難誘導、避難路の確保
  - ・ 火災発生の防止、初期消火についての住民の広報
  - ・ 防災市民組織等の防災活動に対する指導
  - ・ 迅速な救急救助のための体制確保

#### イ 東京消防庁管内における活動態勢

- 東京消防庁は、注意情報発表時から引き続き震災警戒態勢下において、次の対策をとる。
  - ・ 全消防職員及び全消防団員の非常招集

- ・ 活動部隊の編成
- ・ 気象庁及び関係防災機関（総務省消防庁、都、警視庁）への職員の派遣
- ・ 救急医療情報の収集体制の強化
- ・ 航空隊運航体制の確保
- ・ 救助・救急資器材の強化
- ・ 情報受信体制の強化
- ・ 高所見張員の派遣
- ・ 出火防止、初期消火等の広報の実施
- ・ その他消防活動上必要な情報の収集

### ウ 消防の広域応援

- 都警戒本部は、発災後、都内の消防機関の応援体制が必要となった場合に備え、応援体制の事前調整を図るものとする。
- 都警戒本部は、発災後、他の道府県から緊急消防援助隊を受け入れることとなった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁と連携を図り、受け入れ態勢を確保するよう努めるものとする。
- 東京消防庁は、強化地域から要請があった場合、各町村との消防応援協定に基づく対応について調整する。

### エ 都民（事業所）に対する呼び掛け

対 象	事 項	内 容
都 民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、区市町村からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置
事 業 所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。

(2) 危険物等対策

機 関	内 容
都 環 境 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ (一社) 東京都火薬類保安協会等の関係保安団体に対し、次の事項について、火薬類保管施設を有する各会員が確実に実施するよう要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 事故発生時に準じた保安要員の確保</li> <li>3 保安用品及び保安装置の再点検等</li> <li>4 その他特に必要な事項</li> </ul> </li> <li>○ 東京都高圧ガス地域防災協議会((公社) 東京都高圧ガス保安協会、(一社) 東京都 LP ガス協会及び(一社) 東京都 LP ガススタンド協会) に対し、次の事項について、各事業所が確実に実施するよう要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 事故発生時に準じた保安要員の確保</li> <li>3 保安上必要な施設及び設備の点検整備</li> <li>4 地震による被害の防止及び軽減措置</li> </ul> </li> </ul>
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毒物劇物営業者等の関係団体に対し、次の事項について、各営業所が確実に実施するよう要請               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 貯蔵施設等の緊急点検</li> <li>2 巡視の実施</li> <li>3 充てん作業、移替え作業等の停止</li> <li>4 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置</li> <li>5 地震予知関連情報の収集及び伝達</li> </ul> </li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険物を貯蔵し、又は取扱う事業所に対して、予防規程又は事業所防災計画に基づき対応を図るよう指導</li> </ul>
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言が発せられた場合において、地震が発生したときに石油類等危険物、火薬類及び高圧ガスの保安を確保するため、事業所に対して、法令等に定めるところにより、地震防災対策を講じるよう十分に監督及び指導を行うとともに、その実施状況の把握に努める。</li> </ul>
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発火性、引火性、薬品等危険物の安全措置の実施</li> <li>○ 警戒宣言及び地震予知情報の収集及び伝達</li> </ul>

(3) 放射性物質対策

機 関	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ RI の管理測定班の編成 都内の RI 使用医療機関で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための活動を行う RI 管理測定班設置事業所に対して、班員等の招集、装備器材の点検等について指示を行い必要に応じ直ちに出勤できる体制を整える。</li> <li>○ RI 使用医療機関に対する指導               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用施設、貯蔵施設、保管廃棄施設、放射線治療病室等の安全点検と補修</li> <li>2 RI 使用状況の把握</li> <li>3 未使用 RI 及び使用済 RI の保安確認</li> <li>4 RI 治療患者の管理体制の徹底周知</li> <li>5 地震予知関連情報の収集</li> </ol> </li> </ul>
都 産 業 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 情報連絡態勢の確立 勤務時間内、夜間及び休日における地震予知情報の伝達については、あらかじめ定められた方法により実施</li> <li>○ 警戒宣言時の要請事項 放射性物質使用施設における RI 等の使用を停止し、耐震構造の貯蔵施設に收容することにより安全管理体制を確立</li> </ul>
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ RI の安全措置の実施</li> <li>○ 警戒宣言及び地震予知情報の収集並びに伝達</li> </ul>

(4) 危険物輸送

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</li> <li>2 危険物及び保管施設に対する警戒強化</li> </ol> </li> </ul>
東 京 消 防 庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置を検討・実施するよう指導               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 出荷及び受入れの停止又は制限</li> <li>2 輸送途中車両における措置の徹底</li> </ol> </li> </ul>

第5章 東海地震事前対策  
 第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	対 策 内 容
第 三 管 区 海上保安本部 (東京海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言に基づき、次の措置を講じる。               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 危険物荷役中の船舶に対し、荷役を中止させる等必要な措置を講じる。</li> <li>2 危険物荷役岸壁及び危険物取扱事業所の管理者に対し、海上への危険物流出防止措置又はオイルフェンスその他排出油防除資器材の準備を指導</li> <li>3 港内外にある船舶に対して、次の分類により必要な指示又は避難勧告等を実施                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 港内外にある巨大船（長さ 200m 以上の船舶）及び危険物積載船（海上交通安全法第 22 条に定める危険物積載船をいう。）に対し、東京湾外の安全な場所へ避難するよう指示又は勧告</li> <li>(2) 港内にある又は入港しようとする次の船舶に対し、場所を特定して港外等安全な場所へ避難する又は入港しないよう指示・勧告                       <ul style="list-style-type: none"> <li>ア (1) に定める以外の危険物積載船（港則法第 21 条に定める危険物積載船をいう。）</li> <li>イ 地震により岸壁、臨海施設の損壊等によって被害を受けるおそれのある場所に係留している船舶</li> </ul> </li> <li>(3) 避難措置をとらなくてもよい船舶に対しては、荷役を中止し、発災後直ちに移動できる態勢をとるよう指示又は勧告</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
J R 貨 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言・地震予知情報が発せられた際は、列車の運転規制等を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>1 火薬類 輸送状況を確認し必要に応じて関係各所へ連絡</li> <li>2 その他の危険物 積載情報を確認し必要に応じて関係各所へ連絡</li> </ul> </li> </ul>

5 医療救護対策  
(1) 医療救護態勢

機 関 名	内 容
都 福 祉 保 健 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会、日赤東京都支部、関東信越厚生局等に対する医療救護班等の編成準備要請</li> <li>○ 傷病者の受入体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師、看護師等の確保</li> <li>・ 医療資器材の点検、補充</li> <li>・ 都医師会、日赤東京都支部及び関東信越厚生局に対する受入体制確保の要請</li> </ul> </li> </ul>
関 東 信 越 厚 生 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国立病院、国立療養所の広域災害救護班活動要綱により、救護班編成の準備、医療品等の確保を図り、傷病者の受入体制を整える。</li> </ul>
都 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時に出勤するよう計画されている地区医師会医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示</li> </ul>
都 歯 科 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時に出勤するよう計画されている地区歯科医師会歯科医療救護班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示</li> </ul>
都 薬 剤 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時に出勤するよう計画されている地区薬剤師班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示</li> </ul>
都 獣 医 師 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発災時に出勤するよう計画されている動物救護および獣医療班を必要とするときは、速やかに編成できるように準備方を指示</li> </ul>
日 赤 東 京 都 支 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日赤東京都支部は、救護班の編成を行い、出勤準備態勢をとる。</li> <li>○ 医療救護に必要な要員、医薬品、器具機材、病床等の準備、その他必要な措置を講じる。</li> </ul>

(2) 病院、診療所

ア 診療態勢

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。なお、手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。機関別対応は、次のとおりである。

第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

医療機関	外来診療	入院患者	手術等
都立病院 (都病院経営本部)	原則として、平常通り診療を行う。 ただし、乳幼児、高齢患者等、発災時の混乱に際し特に危険が予測される患者に対しては、受診の自粛を呼び掛ける。	1 施設設備等の安全性に著しく問題のある場合を除き、原則として患者の避難は行わない。 2 退院及び一時帰宅を希望する患者には、担当医師の判断により、その許可を与える。	医師の判断により日程変更の可能な手術・検査は延期する。
国立病院 国立療養所 (関東信越厚生局)	実情に応じて可能な限り診療を行い、状況により帰宅させる。	帰宅を希望する者については、主治医の判断により退院させる。	1 手術中の場合は、医師の判断により、安全措置を講じるものとする。 2 手術予定者については緊急やむを得ない場合を除き延期する。
民間病院 診療所 (都医師会)	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
民間病院 診療所 (都歯科医師会)	医療機関の状況に応じ可能な限り、平常通り診療を行う。	退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。	医師の判断により、日程変更可能な手術、検査は延期する。
日赤病院・産院 (日赤東京都支部)	1 可能な限り、診療を行う。 2 救急患者の受入体制を講じる。	退院を希望するときは、医師の判断により退院させる。	手術、分娩中の者については、医師の指示により安全措置を講じる。



## イ 防災措置

病院又は診療所には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止又は軽減を図るため、次の防災措置を講じる。

- 建物、設備の点検・防災措置
- 危険物の点検・防災措置
- 落下物の防止
- 非常用設備、備品の点検及び確保
- 職員の分担事務の確認
- 備蓄医薬品の点検・防災措置

## ウ その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

### (3) 救急患者等の搬送体制

東京消防庁は、強化地域から要請があった場合、消防応援協定及び島しょにおける救急患者等の搬送業務の役割分担に関する協定に基づき、救急患者等に対応する。

## 6 警備、交通、公共輸送対策

### (1) 警備対策

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	<p>1 警備部隊の編成及び配備 速やかに警備部隊を編成するとともに、混乱の恐れのあるターミナル駅、地下街、主要交差点、港等に、必要により、部隊を配備</p> <p>2 治安維持活動 警戒宣言が発せられたことに伴い、社会的混乱の発生が懸念されることから、正しい情報の発信、警ら活動の強化等により都民等の不安を払拭し、犯罪等の未然防止に努める。</p> <p>3 津波に対する警戒活動 強化地域を管轄する警察署は、津波警報の発令を待つことなく、あらかじめ定めた警戒場所に要員を配置し、調査に当たる。</p> <p>4 避難誘導活動 強化地域を管轄する警察署は、次の措置をとるものとする。 (1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の勧告・指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に行う。 (2) 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主</p>

機 関 名	対 策 内 容
	<p>的避難を行わせる。</p> <p>(3) 避難誘導に当たっては、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止に当たる。</p>
<p>第 三 管 区 海 上 保 安 本 部</p>	<p>海上における治安を維持するため、次に掲げる措置を講じる。</p> <p>1 警戒 空港、石油類貯蔵施設等重要施設の周辺海域の警戒を実施</p> <p>2 立入検査 警察、消防機関等と密接な連絡をとり、治安情報等の収集に努めるとともに、警戒を実施する海域における挙動不審船に対する立入検査を実施</p>

## (2) 交通対策

### ア 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

#### 【基本方針】

- 1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。
- 3 非強化地域方向から流入する車両は、できる限り抑制する。
- 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
- 5 強化地域（新島村、神津島村、三宅村）内の走行は、できる限り制限する。

### イ 運転者等のとるべき措置

#### (ア) 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

- a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、慌てることなく低速度で走行すること。
- b カーラジオ等で地震情報・交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。
- c 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックしないこと。
- d 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。
- e バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。

- f 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。
- g 現場警察官等の指示に従うこと。

**(イ) 車を運転中以外に警戒宣言が発せられたとき**

津波から避難するために、やむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

**ウ 交通規制**

警戒宣言が発令された場合、交通幕僚（交通部長）及び現場警備本部長は、必要に応じ、次の規制を行う。

**(ア) 都県境**

神奈川県又は山梨県の都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については、混乱が生じない限り規制は行わない。

埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

**(イ) 環状七号線の内側の道路**

都心に向かう車両は極力制限する。

**(ウ) 高速自動車国道・首都高速道路**

状況により車両の流入を制限する。都県境においては、前記（ア）の交通規制に準ずる。

**(エ) 強化地域（新島村、神津島村、三宅村）内**

津波により被害が生じるおそれがある道路は、車両の通行を制限する。

**エ 道路管理者の措置**

機 関 名	内 容
都 建 設 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険箇所の点検の実施</li> <li>○ 工事中の道路についての安全対策を確立</li> </ul>
関 東 地 方 整 備 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路パトロール等により、災害の発生するおそれのある箇所等の道路状況の把握に努める。</li> <li>○ 道路法に基づく占用物件について、同様の措置を講じるよう、その管理者を指導</li> <li>○ 工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとる。</li> </ul>

第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	内 容
中 日 本 高 速 道 路 東 日 本 高 速 道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路状況の把握に努める。</li> <li>○ 道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。</li> <li>○ 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。</li> <li>○ 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努める。</li> <li>○ 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとる。</li> </ul>
首 都 高 速 道 路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行う。</li> <li>○ 都公安委員会が実施する交通規制に協力</li> <li>○ 規制状況等について必要な広報を行う。</li> <li>○ 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努める。</li> <li>○ 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとる。</li> </ul>

《都建設局》

- 警戒宣言等が発せられた場合、避難道路、緊急啓開道路等を重点に、地震発災時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。
- 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

《関東地方整備局》

- 警戒宣言等が発せられた場合、道路パトロール等により、災害の発生するおそれのある箇所等の道路状況の把握に努める。なお、道路法に基づく占用物件についても、同様の措置を講じるよう、その管理者を指導する。
- 工事中の所管施設に関する対策地震発生の危険にかんがみ、工事中の箇所については、原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を講じることに伴い、必要となる補強、落下防止等の保全措置に努める。

《中日本高速道路、東日本高速道路》

- 警戒宣言が発せられた場合には、道路状況の把握に努めるとともに、原則として次の方針で対処するよう努める。
  - ・ 高速自動車国道における交通対策  
都公安委員会が行う車両の強化地域への流入の制限等に係る措置等に協力する。
  - ・ 一般国道等における交通対策  
関係機関が行う車両の通行の制限に係る措置等に協力する。
- 警戒宣言時において、道路利用者に対し、必要な緊急広報の実施に努める。
- 地震発生に備え、自家発電装置、予備電源及び道路管理用通信施設の点検等に努める。

- 災害対策本部の運営に必要な物資等の確保、配備、点検等に努める。
- 工事中の箇所については、原則として、工事中断の措置をとり、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。

《首都高速道路》

- 警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。
  - 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。
  - 2 都公安委員会が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報をお客様に対して行う。
  - 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。
  - 4 工事中の構造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。

### (3) 鉄道対策

#### ア 情報伝達

##### (ア) 警戒宣言の前の段階

旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

##### (イ) 警戒宣言が発令されたとき

警戒宣言及び地震予知情報が発令された際、各鉄道機関は、あらかじめ決められたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅並びに乗客等に伝達する。

#### イ 列車運行措置

##### (ア) JR 東日本

警戒宣言が発令した場合の列車の運行は次による。

- a 地震防災対策強化地域外周部における線区(bに記載する線区を除く。)は、徐行を行い列車の運転を行う。
- b 地震防災対策強化地域に近接する次の線区は、折返し設備の都合又は落石多発区間である等の理由により、強化地域方向への運転を中止する。

(警戒宣言時の運転規制概要図 (JR 東日本) P〇〇参照)

- (a) 東海道本線 藤沢～茅ヶ崎駅間
- (b) 中央本線 高尾～上野原間
- (c) 青梅線 青梅～奥多摩駅間
- (d) 相模線 橋本～厚木駅間

### (イ) JR 東海

指令班は、警戒宣言発令後、次の各号に掲げる列車の運転規制等を実施するものとする。

- a 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止する。
- b 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄りの駅まで安全な速度で運転して停車する。
- c 想定震度が6弱未満の地域においては、名古屋・新大阪駅間については運行を継続する。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転する。

警戒宣言時の運転規制概要図（JR東日本）



### (ウ) 都交通局及び民鉄各社

#### a 運行方針

防災関係機関、報道機関及び JR 各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

b 運行措置

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
都 交 通 局 東 武 鉄 道 東 急 電 鉄 京 王 電 鉄 京 急 電 鉄 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄 東 京 モ ノ レール ゆ り か も め 東 京 臨 海 高 速 鉄 道 多 摩 都 市 モ ノ レール 首 都 圏 新 都 市 鉄 道	<p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</p> <p>なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の運転中止等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p>	<p>あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し減速運転を行う。</p> <p>なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>
京 成 電 鉄 北 総 鉄 道	<p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。</p> <p>なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p>	<p>一部列車の運転中止、特急・急行の各駅停車化を、乗入先各社と調整のうえ実施する。</p> <p>輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p>
小 田 急 電 鉄	<p>1 強化地域内の列車の運転計画 警戒宣言が発せられた場合、次の区間の列車運転を中止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原線 相武台前～小田原間</li> <li>・江ノ島線 藤沢～片瀬江ノ島間</li> </ul> <p>ただし、駅間走行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転し、駅に到着後、旅客に対して警戒宣言が発令されたことを告げて避難場所へ案内する。</p> <p>2 強化地域外の列車の運転計画 警戒宣言が発せられた場合、最寄り駅に一旦停車し、旅客に対して警戒宣言が発令されたことを告げた後、次の区間の運転を再開する。</p>	<p>地震ダイヤ(仮称)により可能な範囲での運行に努める。</p> <p>なお、運転速度、本数、区間等が制限されるため、輸送力は大幅に減少する。</p>

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原線 新宿～相武台前間</li> <li>・江ノ島線 相模大野～藤沢間</li> <li>・多摩線 新百合ヶ丘～唐木田間</li> </ul> 注意運転による準急列車、各駅停車の運行となるため輸送力は大幅に減少する。	

### ウ 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

機関名	内 容
都	1 平常時から、都民に対して、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の広報を行う。 2 警戒宣言時において、鉄道機関及び警視庁からの情報をもとに、都内の列車の運転状況等を広報するとともに、事業所等に対して、極力平常通りの勤務、退社させる場合の時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛ける。
東京消防庁	平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。
J R 東 日 本 J R 東 海 小 田 急 電 鉄 都 交 通 局 東 武 鉄 道 東 急 電 鉄 京 成 電 鉄 京 王 電 鉄 京 急 電 鉄 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄 東 京 モ ノ レール	1 平常時から運転計画の概要、旅行見合せ、時差退社の協力についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 3 駅における放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請



機関名	内 容
ゆりかもめ 北総鉄道 東京臨海高速鉄道 多摩都市モノレール 首都圏新都市鉄道	

### エ 主要駅での対応

ターミナル駅等での主要駅において旅客の混乱を防止するため、各鉄道機関は、次の対応措置を講じる。

機関名	内 容
J R 東 日 本 J R 東 海 小 田 急 電 鉄 都 交 通 局 東 武 鉄 道 東 急 電 鉄 京 成 電 鉄 京 王 電 鉄 京 急 電 鉄 西 武 鉄 道 東 京 地 下 鉄 東 京 モ ノ レ ー ル ゆりかもめ 北 総 鉄 道 東京臨海高速鉄道 多摩都市モノレール 首都圏新都市鉄道	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。</li> <li>2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。</li> <li>3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。</li> <li>4 状況により、警察官の応援を要請</li> <li>5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止</li> </ol>

なお、JR 東日本、JR 東海及び小田急においては、強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。

### オ 主要駅等の警備

警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

### カ 列車の運転中止措置

鉄道機関及び都、警視庁、東京消防庁等は、一致協力し、アからオまでの措置をとり、列車運行の確保に努めるが、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

### キ 長距離旅客等の対応措置

JR 東日本、JR 東海及び小田急は、強化地域を運行する特急列車等各列車の運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

### ク その他施設管理等

鉄道各社は、次の措置を講じる。

- 工事箇所については、防災上危険のないよう措置を行い、警戒宣言中は工事を中止する。
- 防災資機材及び復旧資機材の整備を行う。
- 発災に備え、要注意箇所やあらかじめ指定した箇所において、巡回警備等を行う。

## (4) バス、タクシー等対策

### ア 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

### イ 運行措置

機関名	内 容
東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通過する路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため、適切な措置をとる。</p> <p>エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運</p>

機関名	内 容
	<p>行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
東京ハイヤー・タクシー協会 都個人タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路 20 km/h、高速道路 40 km/h）を行う。</p>
強化地域内村	<p>1 強化地域内にある新島村及び神津島村における路線バス及び貸切バスは、あらかじめ定められた場所又は安全な高台に避難させて運行を停止</p> <p>2 強化地域内におけるタクシー・ハイヤーは、警察署等の規制に従い、津波危険予想区域等の通行を避けつつ、減速走行（20 km/h）を行うよう指導</p>

## ウ 混乱防止措置

### (ア) 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、都、警視庁、東京消防庁及びバス会社等は、時差退社及び近距離利用者の徒歩帰宅等の徹底について、都民、事業所に対する広報及び指導を行う。

### (イ) バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

### (ウ) 強化地域における避難措置

強化地域内村においてバスが運行を停止する場合には、観光客等を安全な避難施設に搬送する等の安全対策を講じる。

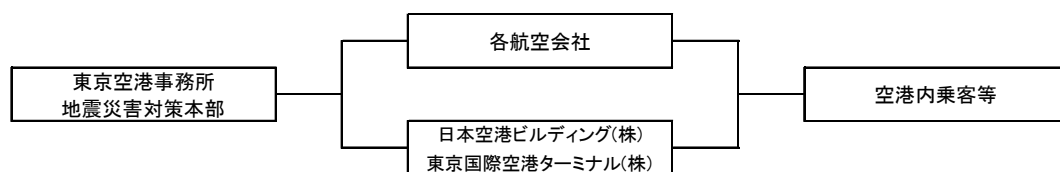
## (5) 航空機対策

### ア 東京国際空港

#### (ア) 情報伝達

- a 東京空港事務所は、空港内航空会社に対して、警戒宣言及び予知情報等を伝達する。
- b 空港内の乗客等に対する警戒宣言及び予知情報の伝達は、日本空港ビルデング(株)、東京国際空港ターミナル(株)及び各航空会社を通じて行う。

c 伝達ルート



(イ) 運航対策

警戒宣言が発せられた場合、航空機の安全と運航を確保するため、次の措置をとる。

- a 航空会社に対して航空機自体の保安対策及び乗降客の安全誘導を要請する。
- b 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- c 国の管制機関相互の調整を図る。
- d 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底を図る。

(ウ) 空港の混乱防止対策

警戒宣言発令時は、新幹線等、地震防災対策強化地域を通過する列車の運転中止により、航空機の利用者が増加する可能性があるため、空港内の混乱を防止するため、次の措置をとる。

- a 空港ビル会社及び各航空会社に規制対策を要請する。
- b 東京モノレール等の交通機関に対して、駅入場、乗車等の制限措置を要請する。
- c 空港警察署に空港内の警備、交通規制を要請する。

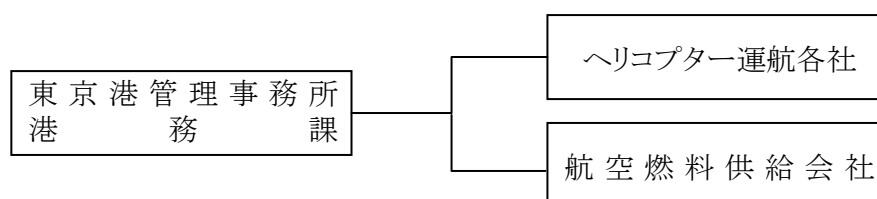
(エ) 空港施設の保安措置

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、巡回・点検を強化する。

イ 東京ヘリポート

(ア) 情報伝達

- a 東京港管理事務所は、東京ヘリポート内のヘリコプター運航会社及び航空燃料供給会社に対し、警戒宣言及び予知情報等の情報を伝達する。
- b 伝達ルート



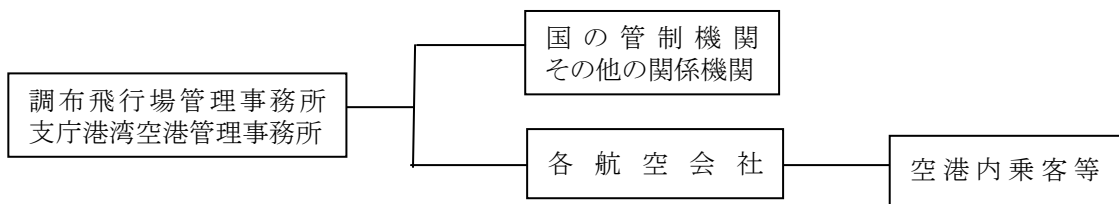
(イ) 空港施設の保安措置

航空保安施設及びその他現有施設の機能の維持を図るため、点検を強化する。

ウ 東京都調布飛行場及び島しょの空港

(ア) 情報伝達

- a 調布飛行場管理事務所、各支庁港湾空港管理事務所は、空港内航空会社等に対して、警戒宣言及び予知情報等を伝達する。
- b 空港内の乗客に対する警戒宣言及び予知情報等の伝達は、各航空会社を通じて行う。
- c 伝達ルート



(イ) 運航対策、空港施設の保安措置

東京国際空港に準じた取扱いとする。

また、強化地域内の空港については、警戒宣言が発せられた後は、国及び地方自治体の応急対策活動又は緊急輸送活動が終了するまでこれらの機能及び定期航空運送事業を除き閉鎖する。

(6) 船舶対策

ア 情報伝達

船舶に対する警戒宣言及び予知情報の伝達方法は、次のとおり行う。

機関名	内容
関東運輸局	<p>東京海上保安部と協議し、次ルートにより情報伝達を行う。</p> <pre> graph LR     A[運輸局] --- B[海上保安部]     A --- C[船舶運航事業者 運航管理者]     C --&gt; D[船舶]   </pre>
東海汽船	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運航管理者（本社応急対策部長）又は副運航管理者（現地応急対策部長）より船長に伝達</li> <li>2 本社及び支店の旅客対策部長並びに船長は、乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し速やかに伝達し、周知する。</li> </ol>

## イ 運航措置

旅客船の運航についての指導及び運航方法は次のとおりとする。

機 関	内 容																																																																				
関 東 運 輸 局	<p>船舶運航事業者に対して、都の地域を出発点とする旅客船(強化地域内を到着点とする者を除く)は、警戒宣言時においても運航するよう指導を行う。</p> <p>なお、強化地域を到着点とする旅客船は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに運航を中止し安全措置をとるよう指導する。</p>																																																																				
東 海 汽 船	<p>1 非強化地域を寄港地として強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、原則として非強化地域まで運航し、強化地域への運航は中止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出発点</th> <th>到着点</th> <th>主たる船舶</th> <th>総トン数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">東 京</td> <td>大 島</td> <td>かめりあ丸</td> <td>3,751トン</td> <td>1,343名</td> </tr> <tr> <td>利 島</td> <td>橘丸</td> <td>5,700</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>新 島</td> <td>さるびあ丸</td> <td>4,965</td> <td>1,438</td> </tr> <tr> <td>式根島</td> <td>セブンアイト<sup>ド</sup>愛</td> <td>280</td> <td>268</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">神津島</td> <td></td> <td>〃 夢</td> <td>281</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 虹</td> <td>281</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〃 友</td> <td>281</td> <td>266</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 強化地域を寄港地として非強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、強化地域に向かっているときは原則として直ちに運航を中止し、非強化地域に向かっているときは運航を継続する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出発点</th> <th>到着点</th> <th>主たる船舶</th> <th>総トン数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東 京</td> <td>三宅島</td> <td>さるびあ丸</td> <td>4,965トン</td> <td>1,438名</td> </tr> <tr> <td>八丈島</td> <td>かめりあ丸</td> <td>3,751</td> <td>1,343</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、原則として直ちに運行を中止する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>出発点</th> <th>到着点</th> <th>主たる船舶</th> <th>総トン数</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大 島</td> <td rowspan="4">熱 海 伊 東</td> <td>セブンアイト<sup>ド</sup>愛</td> <td>280トン</td> <td>268名</td> </tr> <tr> <td>〃 夢</td> <td>281</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>〃 虹</td> <td>281</td> <td>266</td> </tr> <tr> <td>〃 友</td> <td>281</td> <td>266</td> </tr> </tbody> </table>	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員	東 京	大 島	かめりあ丸	3,751トン	1,343名	利 島	橘丸	5,700	1,000	新 島	さるびあ丸	4,965	1,438	式根島	セブンアイト <sup>ド</sup> 愛	280	268	神津島		〃 夢	281	266		〃 虹	281	266		〃 友	281	266	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員	東 京	三宅島	さるびあ丸	4,965トン	1,438名	八丈島	かめりあ丸	3,751	1,343	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員	大 島	熱 海 伊 東	セブンアイト <sup>ド</sup> 愛	280トン	268名	〃 夢	281	266	〃 虹	281	266	〃 友	281	266
出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員																																																																	
東 京	大 島	かめりあ丸	3,751トン	1,343名																																																																	
	利 島	橘丸	5,700	1,000																																																																	
	新 島	さるびあ丸	4,965	1,438																																																																	
	式根島	セブンアイト <sup>ド</sup> 愛	280	268																																																																	
	神津島		〃 夢	281	266																																																																
			〃 虹	281	266																																																																
			〃 友	281	266																																																																
出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員																																																																	
東 京	三宅島	さるびあ丸	4,965トン	1,438名																																																																	
	八丈島	かめりあ丸	3,751	1,343																																																																	
出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定員																																																																	
大 島	熱 海 伊 東	セブンアイト <sup>ド</sup> 愛	280トン	268名																																																																	
		〃 夢	281	266																																																																	
		〃 虹	281	266																																																																	
		〃 友	281	266																																																																	

ウ 強化地域周辺海域の津波に対する措置

機 関	内 容
関 東 運 輸 局	船舶運航事業者に対し、あらかじめ強化地域周辺を運航する船舶の津波に対する措置を講じるよう指導を行う。
東 海 汽 船	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言又は地震予知情報により津波のおそれがあるときは、広い海域へ避難し、航走、漂泊又は錨泊の上、所要の保安措置を講じる。</li> <li>2 狭い水道や港口付近を航行中、津波が来襲すると圧流による偏位や舵効の変化により乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底等十分な保安措置を講じる。</li> <li>3 錨泊中津波が来襲すると、振廻や走錨により他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置を講じる。</li> </ol>

エ 海上における交通規制

警戒宣言が発令された場合、船舶交通の安全を図るため、第三管区海上保安本部は、港内外にある船舶等に対して、次の分類により必要な命令、勧告等を行う。

- 港内にある、又は入港しようとする船舶に対して、港外又は湾外の安全な場所に避難すること。避難できない船舶等は、係留索の強化等必要な保安措置を講じるよう命令又は勧告等をする。
- 港内及び沿岸付近にある一般船舶、釣り客、海水浴客等に対して早期避難の命令又は勧告等をする。
- 危険物荷役中の船舶に対する作業の中止等の命令又は勧告等をする。
- 避難誘導にあたっては、船舶交通が輻輳する海域に巡視船艇を配置して船舶交通の整理指導を行う。

オ 混乱防止措置（滞留旅客避難誘導）

機 関	内 容
関 東 運 輸 局	船舶運航事業者に対し、強化地域内における避難誘導について適切な措置を講じるよう指導を行う。
東 海 汽 船	運航を中止し、強化地域内の港で旅客を下船させる場合又は乗船させない場合であって、当該港について村長等の居住者等に対する避難の指示又は勧告がなされている等、旅客の避難が必要とされる時の避難については、当該港の村と連絡を取り、実施するものとする。

機 関	内 容
強化地域内村	東海汽船と連携を取り、船客等の滞留旅客に対する避難誘導、食料のあっせん等必要な対策を講じる。

## 7 学校、社会福祉施設等の対策

### (1) 学校

(幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、専修・各種学校)

#### ア 注意情報発表時、警戒宣言時の対応

注意情報が報道機関により報道された後、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発表されたことを伝え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

学級活動・ホームルーム活動終了後は、上記対応措置等により、原則として学校で児童・生徒を保護する。

なお、注意情報が解除されるまで、学校を臨時休業とする。

また、警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業とする。

#### イ 児童・生徒の保護・帰宅

鉄道の運行状況、都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、原則として、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、学校において児童・生徒の安全を確保することとなる。

なお、児童・生徒の保護者への引渡しについては、児童・生徒の安全確保に万全を期すため、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用する。

一斉帰宅抑制により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。

また、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、Twitter等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

#### ウ 校外学習及び宿泊行事等実施の安全確保

校外学習、宿泊行事等の実施時に発災した場合に備え、事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらか



じめ教職員の共通理解を図っておく。

## (2) 社会福祉施設等

### ア 保育所・通所施設

#### (ア) 利用者等の扱い

- a 利用者等は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。  
なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するよう依頼する。
- b 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護する。
- c 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。

#### (イ) 防災措置

- a 施設設備の点検
- b ライフラインの確認
- c 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- d 食料、飲料水、ミルク等の確保
- e 医薬品の確保

#### (ウ) その他

- a 利用者等の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。
- b 職員・利用者・保護者等の防災教育を行う。

## イ 入所施設

利用者は施設内で保護する。このために、次の措置を講じる。

- 施設設備の点検
- ライフラインの確認
- 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- 食料、飲料水の確保
- 医薬品の確保
- 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- 関係機関との緊密な連絡・連携

## (3) 劇場、超高層ビル、地下街等

劇場、超高層ビル、地下街等、不特定多数の者の集まる施設について、混乱防止及び安全確保の見地から、各機関は次の対応措置を講じる。

第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	対 象	対 応 措 置
東京消防庁		消防計画等により対応を図るほか、特に不特定多数の者を収容する部分については、災害防止の観点から、次の応急措置について検討・実施するよう指導
	劇場、映画館等	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 営業の中止又は自粛 6 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、従業員による適切な誘導
	超高層ビル	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 ビル内店舗については、営業の中止又は自粛 6 店舗等の利用客に対しての必要な情報の伝達及び誘導の実施 7 エレベーターの運転中止及び避難時の階段利用
	地下街	1 火気使用の中止又は制限 2 消防用設備等の点検及び確認 3 避難施設の確認 4 救急処置に必要な資材の準備 5 地下街店舗については、営業の中止又は自粛 6 利用客に対しての必要な情報伝達及び従業員による誘導の実施
都生活文化局	都立文化施設等	1 団体利用（貸切）形態をとる施設においては、管理者が主催責任者に警戒宣言の情報を伝達して施設利用の自粛を要請し、適切な誘導を実施 その他の施設については、管理者が施設利用者に警戒宣言の情報を伝達し、適切な誘導を実施 2 施設の危険箇所の応急補強、危険物の保安措置等を実施
都オリンピック・パラリンピック準備局	体育館等施設	1 警戒宣言が発せられた場合、利用者及び団体利用の場合は主催責任者に、施設利用の自粛を要請 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施

機 関 名	対 象	対 応 措 置
		3 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導
都 建 設 局	都立動物園、水族館、植物館	1 警戒宣言が発せられると同時に閉園 2 入園者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退園させる。 3 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保
	日比谷公会堂	1 警戒宣言が発せられると同時に主催者と協議のうえ、閉館 2 在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させる。 3 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保
都 教 育 庁	都立図書館	1 警戒宣言が発せられた場合、利用者に施設利用の自粛を要請 2 職員の役割分担の確認を行い、防災用施設設備の作動準備、危険箇所の応急補強、危険物の保安措置を実施 3 エレベーターの運転を中止し、階段を利用するよう指導
区 市 町 村	図書館、公会堂等 区市町村立の施設	都の施設に準ずる処置をとる。

## 8 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

### (1) 電気（東京電力）

#### ア 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

#### イ 人員、資機材の点検確保

##### (ア) 要員の確保

非常災害対策本部・支部構成員は、注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、速やかに所属する事業所に参集する。

また、全ての事業所は、非常態勢を発令し、速やかに非常災害対策本部・支部を設置する。

### (イ) 資機材の点検確保

非常災害対策本部・支部は、復旧用資機材（予備品、発電車、変圧器車等）、工具、車両、船艇、ヘリコプター等を整備、確保する。

### ウ 電力の緊急融通

非常災害対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び隣接する電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通体制について確認する。

### エ 安全広報

非常災害対策本部は、ラジオ、テレビ等の報道機関、ホームページ等を通じて、電気の安全措置に関する具体的事項について広報する。

### オ 施設の応急安全措置

関係地域の事業所は、仕掛り中の工事及び作業中の電力施設について、人身安全及び施設保全上の応急措置を速やかに実施する。

## (2) ガス（東京ガス）

### ア ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

### イ 避難等の要請

本社、事業所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

### ウ 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

### エ 人員、資機材の点検確保

#### (ア) 人員の確保と配備

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

#### (イ) 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

## オ 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

### (ア) 広報の内容

- 不使用ガス栓の閉止の確認
- 地震発生時のマイコンメータ自動停止，身の安全の確保
- 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

### (イ) 広報の方法

- 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。
- テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。
- 地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

## (3) 上水道（都水道局、その他公営水道）

### ア 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、飲料水は平常どおり供給する。

また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- 当座の飲料水のくみ置き要請
- 地震発生後の避難に当たっての注意事項
- 地震発生後の広報等の実施方法
- 地震発生後における住民への注意事項

### イ 給水対策本部、水道施設の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに発災に備えて給水対策本部を設置する。

各事業所は、直ちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講じるとともに、地震発生後の応急対策諸活動の準備を行う。

### ウ 施設等の保安措置

- 配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。
- 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。  
また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として、埋戻しを行う。

## (4) 下水道（都下水道局、その他公共下水道）

### ア 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。

### イ 施設等の保安措置

- 管きょ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。  
また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

### ウ 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。

- 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

## (5) 電話、通信

### ア 警戒宣言時の輻輳<sup>ふくそう</sup>防止措置

警戒宣言が発せられた場合においては通信の疎通が著しく困難となることが予想される。

このため、各機関は次の措置をとることとする。

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 確保する業務                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話</li> <li>(2) 街頭公衆電話からの通話</li> <li>(3) 非常、緊急扱い通話</li> <li>(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供準備</li> </ol> </li> <li>2 可能な限りにおいて取り扱う業務                   <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般加入電話からのダイヤル通話</li> <li>(2) 100番通話</li> <li>(3) 防災関係機関等から緊急な要請への対応                       <ol style="list-style-type: none"> <li>(ア) 故障修理</li> <li>(イ) 臨時電話、臨時専用回線等の開通</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>(注) ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p> </li> </ul>
N T T コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言が発せられた場合、国内、国際電話等の通信の疎通は、可能な限り平常時と同様に維持する。</li> <li>○ ただし、通信の疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳<sup>ふくそう</sup>したとき、重要通信の疎通を確保するため利用制限等の必要な措置を行う。</li> </ul>

機 関 名	内 容
N T T ド コ モ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言が発せられた場合、通信量の著しい増加が予想されるため、必要により以下の措置を行う。</li> <li>○ 通信サービスの疎通に重大な支障をきたし、又は著しく輻輳したときは、重要通信を確保するため、利用制限等の必要な措置を行う。</li> </ul>
K D D I	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言が発せられた場合、通信サービスの疎通は可能な限り平常時と同様に維持する。</li> <li>○ ただし、通信サービスの疎通に重大な支障をきたし又は著しく輻輳したときは、重要通信の疎通を確保するため、利用制限等の措置をとる。</li> </ul>
ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言発表後、電気通信疎通が著しく輻輳した時は、重要通信を確保するため、利用制限等の措置を取る。</li> </ul>

### イ 広報措置の実施

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言発令時に、通信が輻輳し、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、又は会社の業務について変更した場合、次の各号に掲げる事項について公式ホームページ、テレビ、ラジオ放送及び新聞掲示等により、広範囲にわたっての広報活動を積極的に実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況並びに代替となる通信手段</li> <li>(2) お客様に対し協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの準備状況及びサービス提供状況を含む。)</li> <li>(3) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況</li> <li>(4) その他必要とする事項</li> </ol> </li> <li>2 前項の広報をするに当たり、必要に応じ、報道機関と事前協議等を行い、的確かつ迅速な実施を可能とする措置を講じる。</li> </ol>
N T T コミュニケーションズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言が発せられたことにより、国内・国際通信が著しく輻輳した場合は、ホームページ、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて、お客様に対し次の事項を広報する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国内・国際通信の疎通状況</li> <li>2 国内・国際通信の輻輳対策</li> <li>3 お客様に協力を要請する事項(災害用伝言ダイヤルの運用情報等含む)</li> </ol> </li> </ul>

第5章 東海地震事前対策  
第6節 警戒宣言時の応急活動体制

機 関 名	内 容
N T T ド コ モ	<p>○ 警戒宣言が発せられたことにより、一般の利用者に対し、テレビ、ラジオの広報活動等により、次の通り広報を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段</li> <li>2 支店等営業窓口における業務実施状況</li> <li>3 利用者に対し協力を要請する事項（災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの準備状況を含む。） 業務の取扱を中止したときの理解と協力を呼び掛けること及び通話混雑時の電話利用等について、協力を求める周知等</li> <li>4 その他必要とする事項</li> </ol>
K D D I	<p>○ 警戒宣言が発せられたことにより、通信が著しく輻輳した場合は、ラジオ、テレビ等の報道機関等を通じての広報、営業局窓口への掲示等により、利用者に対し主に次の事項を広報する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信サービスの疎通状況</li> <li>2 通信サービスの輻輳対策</li> <li>3 利用者に協力を要請する事項</li> </ol>
ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<p>警戒宣言が発せられたことにより通信が著しく輻輳した場合は、利用者の利便に関する次に掲げる事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況</li> <li>2 災害用伝言板、音声お届けサービス等の協力要請</li> <li>3 その他必要とする事項</li> </ol>

ウ 防災措置の実施

機 関 名	内 容
N T T 東 日 本	<p>○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒本部又は情報連絡室を設置</li> <li>2 各対策組織の必要要員を招集</li> <li>3 社外機関との情報連携</li> <li>4 通信サービス利用者の協力を得るための広報</li> <li>5 電源、物資及び人員の確保</li> <li>6 社員の避難及び誘導並びに食料、飲料水等の確保</li> <li>7 その他必要な事項</li> </ol>



機 関 名	内 容
N T T コミュニケーションズ	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等情報の伝達とお客様等への周知</li> <li>2 非常態勢の発令及び地震災害警戒本部の設置</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外機関との協調</li> <li>5 お客様及び社員等の安全確保</li> <li>6 地震防災応急対策業務の実施</li> </ol>
N T T ド コ モ	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、大規模地震防災応急対策は、以下のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 警戒宣言のお客様等への周知</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外機関との協調</li> <li>5 お客様及び社員等の安全確保</li> <li>6 地震防災応急対策業務の実施</li> </ol>
K D D I	<p>○ 警戒宣言が発せられた場合、関連情報の伝達に加え、次の防災措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策本部等の対策活動組織の確立</li> <li>2 情報連絡体制の確立</li> <li>3 通信設備の点検</li> <li>4 通信疎通の監視、管理体制の強化</li> <li>5 災害対策用設備の点検</li> <li>6 その他、一般防災に関する措置             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務機器等の転倒防止措置</li> <li>(2) 危険物等の保安点検</li> <li>(3) 火気の使用制限措置</li> <li>(4) 応急対策物資の点検</li> <li>(5) 医療、救護備品の点検</li> <li>(6) 局舎警備の強化</li> <li>(7) 災害対策活動に必要な生活必需品の配備基準</li> </ol> </li> </ol>

機 関 名	内 容
ソフトバンクテレコム ソフトバンクモバイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 警戒宣言等の伝達</li> <li>2 警備体制の確立</li> <li>3 対策要員の確保</li> <li>4 社外関係機関との連携・協力</li> <li>5 災害対策用設備・資機材の確保</li> <li>6 社員の安全確保</li> <li>7 その他必要な事項</li> </ul> </li> </ul>

## 9 生活物資対策

### (1) 市場の流通確保・消費者への正確な情報提供

市場の流通を確保するため、必要に応じて事業者等へ働き掛けるとともに、ホームページ等を通じて消費者等へ正確な情報を提供するなど混乱防止を図る。

#### ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都生活文化局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 便乗値上げ等に対する情報収集</li> <li>○ 既存の相談専用ダイヤルの活用により、都民からの問い合わせや相談に対応</li> <li>○ 物資流通に係る情報を提供</li> <li>○ ホームページ等を通じて注意喚起の広報を実施</li> </ul>
都中央卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生鮮食料品価格の安定を図る。</li> </ul>
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急輸送の要請及びメーカーへの円滑な輸送に係る連絡調整</li> </ul>
関東農政局 東京地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急用食料の流通在庫に関する情報提供に協力</li> </ul>
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し、出荷を要請</li> </ul>

#### イ 詳細な取組内容

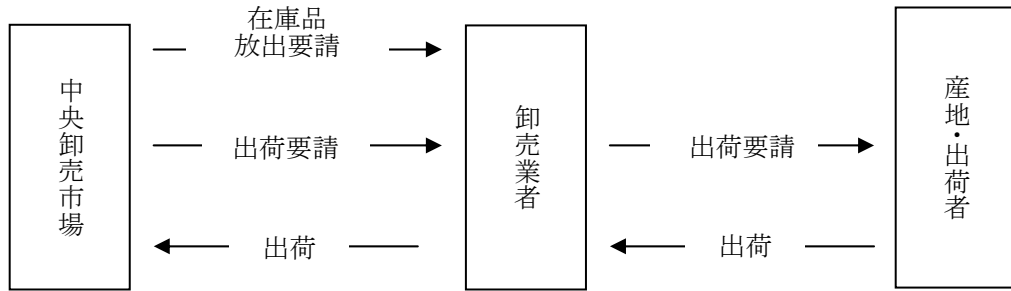
《都生活文化局》

- 消費者の不安を解消し、冷静な行動を促すため、主要な生活関連物資の生産及び流通等に関する情報を把握し、適切に情報提供を行う。

《都中央卸売市場》

- 供給量の確保を図るため、卸売業者等に対して、在庫品の放出を要請するとともに、卸売業者を通じて産地・出荷者に対し出荷要請を行う。

- 市場取引秩序を維持し、生鮮食料品価格の安定を図るため、場内関係業者と協議調整の上、販売方法の変更、買出人に対する規制等必要な措置を行う。



《関東農政局》

- 知事の要請を受け、応援食料品の円滑な調達を確保するため、輸送当局に対する緊急輸送の要請及びメーカーへの円滑な輸送に係る連絡調整等を行う。

《関東農政局東京地域センター》

- 応急用食料(精米、即席めん、パン、レトルト食品等)の流通在庫に関する情報の提供等について、知事の要請に協力する。

《関東経済産業局》

- 生活必需品等の流通確保のため、メーカー等の製造部門や卸・小売業等の流通部門に対し、出荷要請をする等の協力体制を整備する。

(2) 物資の事前確保

都が備蓄している物資については、区市町村からの要請があった場合に備えて必要な準備を行う。

ア 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 物資の調達について、あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の確保（準備）を要請
都 生 活 文 化 局	○ 物資の調達について、あらかじめ協力依頼している東京都生活協同組合連合会に物資の確保（準備）を要請
都 福 祉 保 健 局	○ 区市町村から要請があった場合に備えて、あらかじめ協力依頼している都トラック協会に備蓄物資の放出準備を要請 ○ 調製粉乳の調達について、あらかじめ協力依頼している事業者へ物資の確保（準備）を要請
都 産 業 労 働 局	○ 米穀の調達について、関係機関と連絡調整を図り、物資を確保（準備） ○ 米穀卸売販売業者に対して運搬車両及び人員の確保（準備）を要請 ○ 農林水産省生産局に対して米穀の出庫準備を要請

機 関 名	対 策 内 容
	○ 副食品・調味料等の調達について、あらかじめ協力依頼している事業者には物資の確保（準備）を要請
都中央卸売市場	○ 生鮮食料品等の調達について、あらかじめ市場内の事業者を通じ数量を把握
区 市 町 村	○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請 ○ 地元商工団体及び小売店等に、物資の供給態勢を整えるように依頼 ○ 地域内輸送拠点から避難所に輸送する態勢を確保（準備）
農林水産省生産局	○ 都産業労働局長からの米穀の放出要請に対応
関 東 農 政 局	○ 生鮮食料品の産地での出荷状況を把握 ○ 加工食品及びミルク等の供給確保を事業者等に要請
関 東 農 政 局 東京地域センター	○ 農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出要請を受けた場合は、農林水産省生産局と連絡調整を行う。
関 東 経 済 産 業 局	○ 生活必需品等製造業者、流通業者及びその事業者団体と供給体制について検討し、必要な指導を行う。 ○ 生活必需品等の需要、価格、動向の把握及び適正価格による円滑な供給に努める。

## イ 詳細な取組内容

### 《都総務局》

- 食料等応急生活物資について、あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の確保（準備）を要請する。

### 《都生活文化局》

- 食料等応急生活物資について、あらかじめ協力依頼している東京都生活協同組合連合会に物資の確保（準備）を要請する。

### 《都福祉保健局》

- 都有倉庫には、あらかじめ協力依頼している物流事業者、都福祉保健局職員等を配置し、搬出準備を行う。
- 都福祉保健局が保有する備蓄調製粉乳の放出準備を行う。

### 《都産業労働局》

- 売事業者の在庫状況を確認し、米穀の確保（準備）及び精米の準備を要請する。
- 米穀販売事業者の在庫で不足が想定される場合は、農林水産省生産局と協議し、政府保有の玄米を米穀販売事業者等に委託して精米し調達する準備を要請する。

### 《都中央卸売市場》

- 生鮮食料品の調達について、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者から入荷物品及び在庫品の状況を確認する。

《区市町村》

- 食料等応急生活物資について、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。
  - ・ 調達計画は、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先  
その他調達に必要な事項について定める。

《農林水産省生産局》

- 都産業労働局から米穀の放出準備の要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)により処理する。

《関東農政局》

- 生鮮食料品の出荷状況等を把握するとともに、関係団体等への連絡調整等を行う。

《関東農政局東京地域センター》

- 農林水産省生産局が都産業労働局長から米穀の放出準備の要請を受けた場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局との連絡調整を行う。

《関東経済産業局》

- 所管に係る緊急に必要な生活必需品であって、都内で調達できないものの調達先に関する資料を整備する。
- 所管の生活必需品の緊急輸送に係る防災関係機関との連携協力体制を確立する。
- 都の要請により、所管に係る生活必需品、災害復旧資材等の防災関係物資の適正な価格による円滑な供給、あっせん又はその準備措置を講じる。

**(3) 輸送車両の事前確保**

機 関 名	対 策 内 容
都 財 務 局	○ 関係団体等に対し、車両の調達準備を要請
都トラック協会 都庁輸送組合 都バス協会	○ 要請に応じ、車両の調達準備

**10 金融対策**

**(1) 警戒宣言時における対策**

機関名	対 策 内 容
関 東 財 務 局 日 本 銀 行	1 関係機関は警戒宣言が発せられたときは、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため、各機関の所掌事務に応じ、次の措置を講じるものとする。 (1) 金融機関の業務確保 金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮させること。なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮させること。

機関名	対 策 内 容
	<p>(2) 金融機関の防災体制等</p> <p>ア 金融機関は、店頭顧客及び従業員の安全の確保に努めるよう十分配慮させること。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減及びに発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は、危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について、適切な応急措置をとるよう配慮させること。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭にその旨を掲示させること。</p> <p>イ 上記1(1)なお書き及び(2)イの措置についても、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するよう配慮させること。</p> <p>(注) 1 「関係機関」とは、関東財務局及び日本銀行をいう。        2 本金融対策は、営業開始前又は営業終了後に警戒宣言が発せられた場合を含め、金融機関以外の諸機関の対応措置の状況をみて検討し、所要の調整を図るものとする。</p> <p>2 日本銀行は、①地震予知情報等の伝達及び避難誘導に関すること、②通貨の円滑な供給の確保に関すること、③資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置に関すること、④金融機関の業務運営に係る措置に関すること、⑤地震防災応急対策に係る広報に関すること、⑥海外中央銀行等との連絡・調整に関することを行う。</p>
都 主 税 局	<p>1 警戒宣言が発せられたことによる交通混乱等が発生し、都税の申告や納付が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>2 警戒宣言が発せられた後、引続き、都の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、都税の減免及び期限の延長等適切な措置を講じる。</p>